

平成25年

京都府の教育

(要覧)

京都府教育委員会

目 次

第1章 教 育 行 財 政

第1節 京都府教育委員会	1
第2節 教育長と事務局	2
第3節 教育機関	10
第4節 附属機関	11
第5節 条例・規則の制定及び改正	11
第6節 表 彰	12
第7節 調査統計、広報広聴	15
第8節 市町（組合）教育委員会	16
第9節 教育予算の概要	18

第2章 教 職 員

第1節 人 事	23
第2節 給 与	30
第3節 免 許	31
第4節 研 修	33
第5節 健康管理	33
第6節 福利厚生等	33

第3章 学 校 教 育

第1節 幼児教育	35
第2節 小・中学校教育	35
第3節 高等学校教育	38
第4節 特別支援教育	47
第5節 生徒指導	50
第6節 京都府総合教育センター	52

第4章 保 健 体 育

第1節 保健体育施策の推進	54
第2節 学校体育	55
第3節 学校保健	58
第4節 学校安全	62
第5節 食育・学校給食	64
第6節 スポーツ振興	65
第7節 競技力の向上	67

第5章 社 会 教 育

第1節 社会教育行政	68
第2節 社会教育の推進	70
第3節 社会教育施設	73

第6章 人 権 教 育

第1節 学校教育における人権教育の推進	77
第2節 社会教育における人権教育の推進	77

第7章 文 化 財

第1節 文化財の保護	78
第2節 文化財の調査	78
第3節 埋蔵文化財の調査	81
第4節 文化財の保存管理	82
第5節 文化財の普及・啓発	83
第6節 京都府立郷土資料館	83

京都府の教育振興プラン	86
-------------	----

平成25年度 学校教育の重点	88
----------------	----

平成25年度 社会教育を推進するために	91
---------------------	----

資 料 平成24年教育ニュース	95
-----------------	----

教育統計データ	96
---------	----

第1章 教育行財政

第1章 教育行財政

第1節 京都府教育委員会

京都府教育委員会は、6人の委員をもって組織される。

委員は、知事の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者のうちから、知事が、議会の同意を得て任命する。委員の任期は4年で、委員長は、委員の中から選ばれ、任期は1年である。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律
 京都府教育委員会組織条例
 京都府教育委員会基本規則
 京都府教育委員会会議規則

京都府教育委員会

区分	氏名	在任期間
委員長	畑 正高	自 平成18年 7月14日 (至 平成26年 7月20日)
委員長 職務代理者	冷泉貴実子	自 平成17年 3月25日 (至 平成29年 3月25日)
委員	平塚 靖規	自 平成22年12月17日 (至 平成26年12月16日)
委員	上原 雅明	自 平成24年 7月15日 (至 平成28年 7月14日)
委員	安藤実紀子	自 平成24年10月 5日 (至 平成28年10月 4日)
委員 (教育長)	小田垣 勉	自 平成25年 4月 1日 (至 平成29年 3月31日)

(平成25年4月1日現在)

歴代京都府教育委員会委員長一覧

区分	代	委員長名	就任期間	区分	代	委員長名	就任期間
公選制委員 (旧教育委員会法)	1	牧 野 虎 次	昭和23. 11. 1~24. 10. 31	任命制委員 (地方教育行政の組織及び運営に関する法律)	36	大 槻 彌 一 郎	57. 7. 27~58. 7. 23
	2	四 方 秀 吉	24. 11. 1~25. 10. 4		37	大 槻 彌 一 郎	58. 7. 24~59. 7. 23
	3	上 田 一 夫	25. 11. 16~26. 11. 7		38	大 槻 彌 一 郎	59. 7. 24~60. 7. 23
	4	上 田 一 夫	26. 11. 8~27. 10. 13		39	大 槻 彌 一 郎	60. 7. 24~61. 7. 23
	5	山 田 俊 三	27. 10. 14~28. 9. 30		40	大 谷 口 良 三	61. 7. 24~62. 7. 23
	6	芦 田 重 左 衛 門	28. 10. 1~29. 10. 13		41	大 谷 口 良 三	62. 7. 24~63. 7. 23
	7	芦 田 重 左 衛 門	29. 10. 14~30. 10. 13		42	大 谷 口 良 三	63. 7. 24~平成元7. 23
	8	芦 田 重 左 衛 門	30. 10. 14~31. 9. 30		43	村 上 勝 勝	平成元8. 10~ 2. 8. 9
任命制委員 (地方教育行政の組織及び運営に関する法律)	9	小 林 英 生	31. 10. 1~32. 9. 30		44	村 上 勝 勝	2. 8. 10~ 3. 8. 9
	10	芦 田 重 左 衛 門	32. 10. 4~33. 9. 30		45	村 上 勝 勝	3. 8. 10~ 3. 10. 19
	11	小 林 英 生	33. 10. 1~34. 9. 30		46	藤 田 一 一	3. 10. 20~ 4. 10. 19
	12	小 林 英 生	34. 10. 6~35. 10. 5		47	藤 田 一 一	4. 10. 20~ 5. 10. 19
	13	小 林 英 生	35. 10. 6~37. 10. 1		48	藤 田 一 一	5. 10. 20~ 6. 7. 23
	14	原 与 作	36. 10. 2~37. 4. 11		49	森 田 嘉 一	6. 7. 24~ 7. 7. 23
	15	山 田 忠 男	37. 4. 12~38. 4. 11		50	森 田 嘉 一	7. 7. 24~ 7. 12. 19
	16	山 田 忠 男	38. 4. 12~39. 4. 11		51	森 田 嘉 一	7. 12. 20~ 8. 12. 19
	17	山 田 忠 男	39. 4. 12~39. 10. 7		52	森 田 嘉 一	8. 12. 20~ 9. 12. 19
	18	山 田 忠 男	39. 10. 8~40. 9. 30		53	森 田 嘉 一	9. 12. 20~10. 12. 19
	19	山 田 忠 男	40. 10. 1~41. 9. 30		54	森 田 嘉 一	10. 12. 20~11. 12. 19
	20	山 田 忠 男	41. 10. 1~42. 9. 30		55	藤 田 哲 也	11. 12. 20~12. 3. 25
	21	山 田 忠 男	42. 10. 17~43. 10. 16		56	藤 田 哲 也	12. 3. 26~13. 3. 25
	22	山 田 忠 男	43. 10. 17~44. 9. 30		57	藤 田 哲 也	13. 3. 26~14. 3. 25
	23	有 本 武 二	44. 10. 7~45. 10. 6		58	藤 田 哲 也	14. 3. 26~15. 3. 25
	24	有 本 武 二	45. 10. 7~46. 10. 6		59	藤 田 哲 也	15. 3. 26~16. 3. 25
	25	有 本 武 二	46. 10. 16~47. 10. 15		60	藤 田 哲 也	16. 3. 26~17. 3. 25
	26	三 島 宗 彦	47. 10. 16~48. 10. 15		61	藤 田 哲 也	17. 3. 26~18. 3. 25
	27	三 島 宗 彦	48. 10. 16~49. 10. 15		62	藤 田 哲 也	18. 3. 26~19. 3. 25
	28	三 島 宗 彦	49. 10. 16~50. 8. 4		63	藤 田 哲 也	19. 3. 26~20. 3. 25
	29	山 田 忠 男	50. 10. 16~51. 10. 15		64	大 橋 通 夫	20. 3. 26~20. 6. 21
	30	乾 昭 三	51. 10. 16~52. 10. 15		65	大 橋 通 夫	20. 7. 15~21. 7. 14
	31	乾 昭 三	52. 10. 16~53. 10. 15	66	大 橋 通 夫	21. 7. 15~22. 7. 14	
	32	乾 昭 三	53. 10. 16~54. 10. 15	67	大 橋 通 夫	22. 7. 15~23. 7. 14	
	33	大 槻 彌 一 郎	54. 10. 23~55. 10. 22	68	大 橋 通 夫	23. 7. 15~24. 7. 14	
	34	大 槻 彌 一 郎	55. 10. 23~56. 10. 22	69	大 畑 正 高	24. 7. 31~25. 7. 30	
	35	大 槻 彌 一 郎	56. 10. 23~57. 7. 23				

＜ 元 教 育 委 員 ＞

区 分	氏 名	委 員 の 期 間	備 考	
公 選 制 委 員	四 方 秀 吉 西 村 平 太 牧 野 虎 次 森 田 新 三 上 田 一 夫 山 田 俊 三 吉 田 八 重 山 内 年 彦 蒲 田 熊 次 浅 井 清 信 芦 田 重 左衛門 小 嶋 逸 良 鈴 木 博 也	昭和 23.11. 1～25.11.10 23.11. 1～26. 5.22 23.11. 1～27.10. 4 23.11. 1～27.10. 4 23.11. 1～29. 8.25 23.11. 1～31. 9.30 23.11. 1～37. 9.30 25.11.10～31. 9.30 26. 5.22～28. 7.14 27.10. 5～31. 9.30 27.10. 5～34. 1.31 28. 7. 5～30. 4.29 30. 5.28～31. 9.30	府 議 会 選 出 府 議 会 選 出 府 議 会 選 出 府 議 会 選 出	
	任 命 制 委 員	前 田 一 良 小 林 英 生 原 与 作 山 田 忠 男 日 高 為 政 岡 和 枝 手 嶋 正 毅 宮 城 敏 夫 有 本 武 二 三 佐 宗 彦 佐 伯 快 勝 乾 昭 三 一 坂 大 槻 彌 郎 大 十 小 川 式 一 廣 谷 路 口 良 雄 村 上 田 勝 三 藤 谷 川 博 久 長 田 昭 嘉 三 西 森 田 賀 弘 久 蜂 須 賀 田 賀 弘 裕 羽 生 剛 川 育 子 金 細 川 哲 磐 藤 田 田 哲 也 岩 大 谷 橋 口 通 明 大 谷 橋 口 知 夫	31.10. 1～38.10. 4 31.10. 1～38.10.31 31.10. 1～39. 9.30 34.10. 5～52.10.12 38.10. 5～42.10. 4 38.10. 5～50.10.15 39.10. 1～45. 8.13 39.10. 1～47. 5. 3 42.10.16～54.10.15 47. 4. 1～50. 8. 4 47.10. 7～55.10. 6 50.10.16～54.10.15 54.10.20～60.10. 9 53. 7.24～61. 7.23 54.10.20～62.10.19 55.10.16～63.10.15 52. 7.28～平成元7.27 60.10.16～ 3.10.19 61. 7.24～ 6. 7.23 3.12.20～ 7.12.19 平成元10. 6～ 9.10. 5 62.12.18～11.12.19 6.10.14～14.10.13 12. 3.24～16. 3.23 63.12.20～16.12.19 9.12.19～17.12.18 8. 3.26～20. 3.25 14.12.17～22.12.16 16. 6.22～24. 7.14 20. 7.15～24. 7.14	

代	教育長名	就任期間
1	天 野 利 武	昭和23.11. 1～28. 4.30
2	細 谷 健 治	28. 5. 1～33. 1.31
3	鈴 木 茂 雄	33. 2. 1～35. 4.15
4	谷 口 次 郎	35. 4.16～42.11.30
	岡 田 実 (教育長職務代理)	42.12. 1～44. 7.31
5	仲 島 秀 夫	44. 8. 1～46. 8.31
6	大八木 正 治	46. 9. 1～50. 3.31
7	金 子 欣 哉	50. 4. 1～54. 3.31
8	川 本 邵	54. 4. 1～60. 3.31
9	仲 勲	60. 4. 1～62. 4.16
10	西 野 是 夫	62. 4.17～ 4. 4.16
11	安 原 道 夫	平成4. 4.17～10. 5.31
12	武 田 盛 治	10. 6. 1～13. 3.31
13	武 田 暹	13. 4. 1～17. 3.31
14	田 原 博 明	17. 4. 1～25. 3.31
15	小田垣 勉	25. 4. 1～29. 3.31

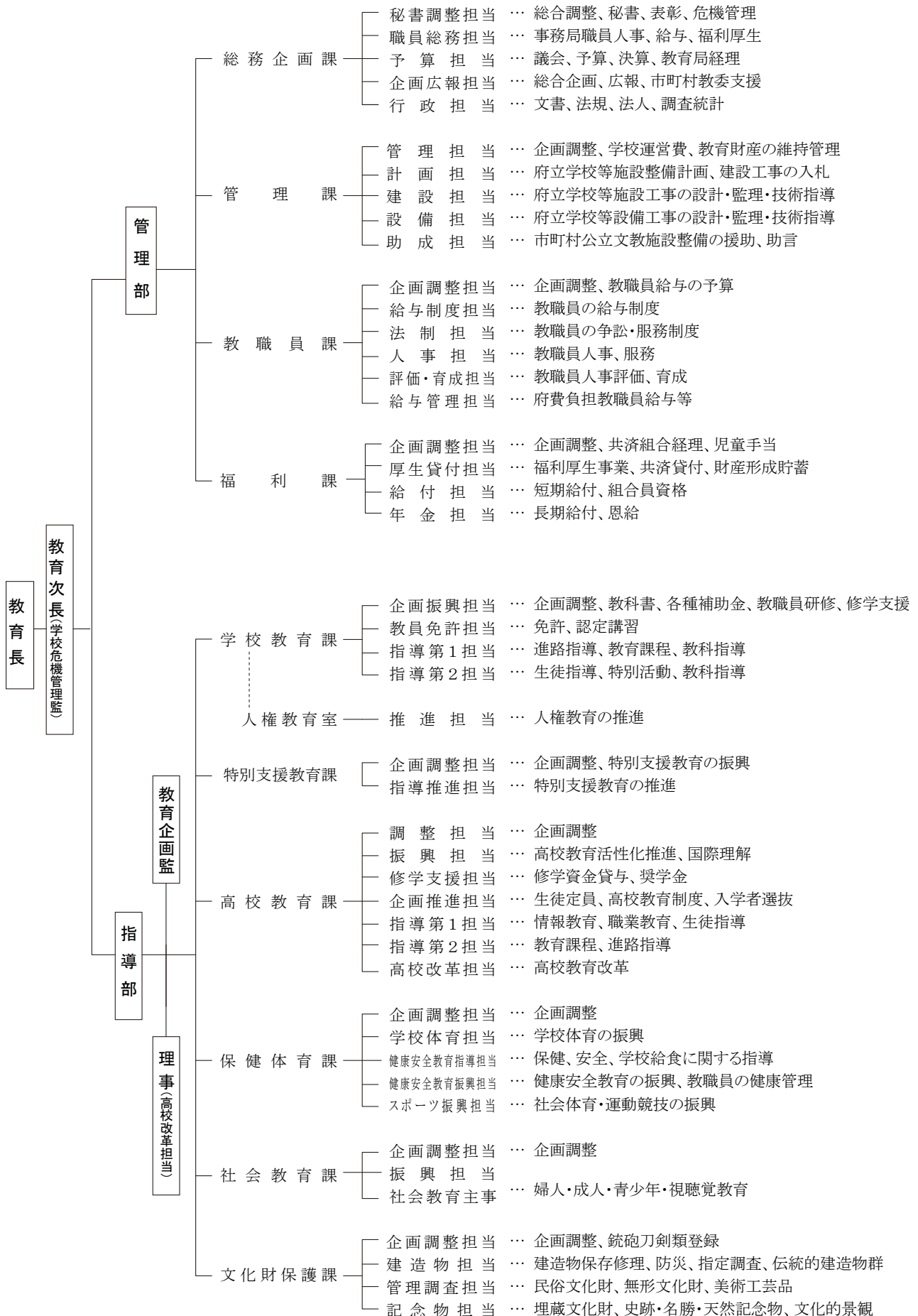
第2節 教育長と事務局

京都府教育委員会に事務局を置き、京都府教育庁という。

教育庁は、2部10課、地方機関として府内に5教育局及び埋蔵文化財事務所を置いている。(京都府教育委員会基本規則)

- (1) 教育長 小田垣 勉
- (2) 事務局 次頁参照

京都府教育庁組織(平成25年4月1日現在)



所管事務の概要

[管理部]

総務企画課

- 教育委員会の会議及び秘書事務
- 教育、文化に功績のあるものの顕彰事務
- 職員(府立学校職員及び府費負担教職員を除く。)の人事、服務並びに給与に関する事務
- 府議会に関する事務
- 教育委員会所管各課の予算見積及び予算の執行及び調整に関する事務
- 支出及び収入の決算及び監査に関する事務
- 教育局予算の執行に関する事務
- 教育行政の総合企画及び調整に関する事務
- 教育委員会所管の広報事務
- 市町(組合)教育委員会の組織、一般的運営に関する指導及び助言
- 公文書類の收受、配分、配送及び保存事務
- 条例案、その他書類の審査に関する事務
- 教育委員会所管の公益法人事務の総括に関する事務
(個別の公益法人に対する指導・監督については、関係課で所管)
- 教育行政全般に関する調査及び統計事務
- 教育行政相談に関する事務

管理課

- 府立学校運営費予算の執行に関する事務
- 府立学校の用地取得に関する事務
- 行政財産及び物品の管理に関する事務
- 府立学校等の文教施設の整備及び維持管理に関する事務
- 市町村の文教施設の施設整備計画及びその実施に関する助言
- 文教施設に関する国の交付金等に係る事務

教職員課

- 学校教職員の定数、勤務条件、給与等に関する事務
- 学校教職員の任免、服務等人事事務
- 学校教職員の職員団体に関する事務
- 学校教職員に係る争訟事務
- 学校教職員の事務の効率化に関する事務
- 学校教職員に対する給与等の支払事務

福利課

- 公立学校共済組合に関する事務
- 学校職員の児童手当及び子ども手当に関する事務
- 京都府教職員住宅の管理事務
- 学校職員の財産形成貯蓄に関する事務
- 学校職員等の恩給に関する事務

[指導部]

学校教育課

- 学校(高等学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校を除く。)の設置廃止の認可、届出の受理等に関する事務

- 学校（高等学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校を除く。）における理科教育、人権教育、学校図書館教育及びへき地教育の振興に関する事務
- 幼稚園・小学校・中学校における教育に関する次の事務
 - (1) 学校管理に関する指導、助言
 - (2) 教育課程の編成及び実施その他教育に関する指導及び助言
 - (3) 生徒指導に関する指導及び助言
 - (4) 研究大会、講習会、研究指定校等に関すること
- 教科用図書の採択及び給与に関する事務
- 就学奨励に関する事務
- 教職員の研修の総合企画、調整及び実施事務
- 教育職員免許法に基づく事務
- 大学等における教員養成への協力に関すること
- 総合教育センターに関すること

(人権教育室)

- 人権教育の総合企画及び調整に関する事務
- 人権教育の推進に関する指導及び援助
- 人権教育の調査及び研究
- その他人権教育に関する事務（他課の所掌に属する事務を除く。）

特別支援教育課

- 特別支援教育の企画及び調整に関すること
- 特別支援学校の設置廃止の認可、届出の受理等に関する事務
- 特別支援学校における産業教育、理科教育、人権教育及び学校図書館教育の振興に関する事務
- 特別支援学校における教育に関する次の事務
 - (1) 学校管理に関する指導及び助言
 - (2) 教育課程の編成及び実施その他教育に関する指導及び助言
 - (3) 生徒指導に関する指導及び助言
 - (4) 研究大会、講習会、研究指定校等に関すること
- 府立特別支援学校の通学区域の設定又は変更に関する事務
- 特別支援学校の教科用図書に関する事務
- 特別支援学校の就学に関する事務
- 府立特別支援学校の幼稚部・高等部の募集に関する事務
- 特別支援学校の設備（スクールバス等）の整備に関する事務
- 特別支援学級等の設置に関する助言
- 府立特別支援学校の教材の取扱いに関する事務

高校教育課

- 高等学校及び府立中学校における産業教育、理科教育、人権教育、学校図書館教育及び情報教育の振興に関する事務
- 府立高等学校及び府立中学校の施設、設備の整備充実に関する企画
- 英語指導助手に関する事務
- 高等学校の生徒の修学支援に関すること
- 高等学校における定時制教育、通信制教育の振興に関する事務
- 高等学校及び府立中学校における教育に関する次の事務
 - (1) 学校管理に関する指導及び助言
 - (2) 教育課程の編成及び実施その他教育に関する指導及び助言
 - (3) 生徒指導に関する指導及び助言
 - (4) 研究大会、講習会、研究指定校等に関する事務

- 高等学校及び府立中学校の教科用図書に関する事務
- 府立高等学校及び府立中学校の教材の取扱いに関する事務
- 高等学校卒業程度認定試験に関する事務
- 高等学校及び府立中学校の設置廃止の認可、届出の受理等に関する事務
- 府立高等学校及び府立中学校の通学区域の設定及び変更に関する事務
- 高等学校及び府立中学校の入学者選抜に関する事務
- 府立高等学校改革に関する次の事務
 - (1) 施策の企画及び推進
 - (2) 施策の実施に伴う高校教育の専門的事項に関する指導と助言

保健体育課

- 学校における健康安全教育・体育に関する次の事務
 - (1) 実施に関する指導及び助言
 - (2) 手引書、指導書、参考書等の作成及び提供に関すること
 - (3) 研究会、講習会、その他催しの主催等に関すること
- 教職員、児童生徒の健康管理
- 学校医、学校歯科医、学校薬剤師、その他学校保健関係者に対する指導及び助言
- 学校給食に関する企画、指導及び助言
- 公益財団法人京都府学校給食会に関すること
- 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害給付事務に関すること
- 府民の体育・スポーツ及びレクリエーション活動の振興並びにその指導者の養成
- スポーツ関係団体に対する指導、助言及び援助
- 競技スポーツの振興に関する企画、指導、助言及び援助

社会教育課

- 社会教育の振興に関する調査及び企画立案
- 社会教育に関する団体、社会教育指導者その他関係者に対する指導、助言及び援助
- 家庭教育に関する学習機会を提供するための事業に関する援助・助言
- さまざまな体験活動等の機会を提供する社会教育事業に関する援助・助言
- 青少年教育に関する援助及び助言
- 公民館及び図書館の設置及び管理に関する指導事務
- 社会教育主事の資格の認定及び学芸員の推薦
- 府立図書館に関すること
- 府立少年自然の家に関すること
- 視聴覚教育の設備、器材の管理及び利用の提供
- 京都府社会教育委員に関すること
- 京都府指定管理者等選定審査委員会教育委員会部会に関すること

文化財保護課

- 文化財保護法及び府文化財保護条例に基づく事務
- 府文化財保護審議会に関する事務
- 銃砲刀剣類の登録事務等に関すること
- 文化財の保存と活用に関すること
- 府立郷土資料館に関すること
- 埋蔵文化財事務所に関すること

京都府教育委員会委員長等名簿

(平成25年4月1日現在)

職 名	氏 名
委員長職務代理者	畑 正 高
委員	冷 泉 貴 実 子
委員	平 塚 靖 規 明 子
委員	上 原 雅 明 子
委員	安 藤 実 紀 子
委員 (教育長)	小 田 垣 勉
教育次長兼学校危機管理監	橋 本 幸 三 生
管理部 長	小 橋 秀 生 男
指導部 長	永 野 憲 修 治 章
教育企画 監	丸 川 稔 文 克 己 則 子
管理部理事(総務企画課長事務取扱)	太 田 稔 文 克 己 則 子
指導部理事(高校改革担当)	古 岩 西 村 田 美 恵 子
管理課 長	岩 西 德 冲 岩 見 藤 和 英 篤 浩 真 昌
教職員課 長	西 德 冲 岩 見 藤 和 英 篤 浩 真 昌
福利課 長	德 冲 岩 見 藤 和 英 篤 浩 真 昌
学校教育課 長	冲 岩 見 藤 和 英 篤 浩 真 昌
特別支援教育課 長	岩 見 藤 和 英 篤 浩 真 昌
高校教育課 長	见 藤 和 英 篤 浩 真 昌
保健体育課 長	藤 和 英 篤 浩 真 昌
社会教育課 長	和 英 篤 浩 真 昌
文化財保護課 長	英 篤 浩 真 昌
人権教育室 長	篤 浩 真 昌
乙訓教育局 長	浩 真 昌
山城教育局 長	真 昌
南丹教育局 長	昌
中丹教育局 長	尚
丹後教育局 長	尚
総合教育センター 長	水 木 角 南 野 野 松
図書館 長	木 角 南 野 野 松
山城郷土資料館 長	角 南 野 野 松
丹後郷土資料館 長	南 野 野 松

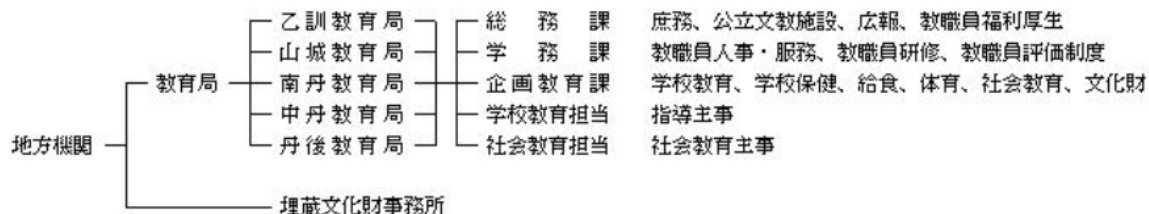
教育委員会所管公所等所在地別一覽

市 町 村 名	公 所 等 名
京 都 市	総合教育センター、図書館、洛北高校附属中学校、山城高校、 鴨沂高校、洛北高校、北稜高校、朱雀高校、洛東高校、鳥羽高校、嵯峨野高 校、北嵯峨高校、北桑田高校、桂高校、洛西高校、桃山高校、東稜高校、洛水 高校、京都すばる高校、盲学校、聾学校
向 日 市	乙訓教育局、埋蔵文化財事務所、向陽高校
長 岡 京 市	乙訓高校、西乙訓高校、向日が丘支援学校
宇 治 市	東宇治高校、菟道高校、城南菱創高校、宇治支援学校
城 陽 市	城陽高校、西城陽高校、城陽支援学校
八 幡 市	京都八幡高校、同南分校、八幡支援学校
京 田 辺 市	山城教育局、田辺高校
木 津 川 市	山城郷土資料館、木津高校、南陽高校
久 御 山 町	久御山高校
精 華 町	南山城支援学校
南 山 城 村	南山城少年自然の家
亀 岡 市	亀岡高校、南丹高校、丹波支援学校亀岡分校
南 丹 市	南丹教育局、るり溪少年自然の家、園部高校附属中学校、園部高校、 農芸高校、北桑田高校美山分校、丹波支援学校
京 丹 波 町	須知高校

市 町 村 名	公 所 等 名
綾 部 市	中丹教育局、総合教育センター北部研修所、綾部高校、同東分校
福 知 山 市	福知山高校、同三和分校、工業高校、大江高校、中丹支援学校
舞 鶴 市	東舞鶴高校、同浮島分校、西舞鶴高校、舞鶴支援学校、同行永分校、同北吸分校、盲学校舞鶴分校、聾学校舞鶴分校
宮 津 市	丹後教育局、丹後郷土資料館、宮津高校、海洋高校
京 丹 後 市	峰山高校、同弥栄分校、網野高校、同間人分校、久美浜高校
伊 根 町	宮津高校伊根分校
与 謝 野 町	加悦谷高校、与謝の海支援学校

教育局の所管区域

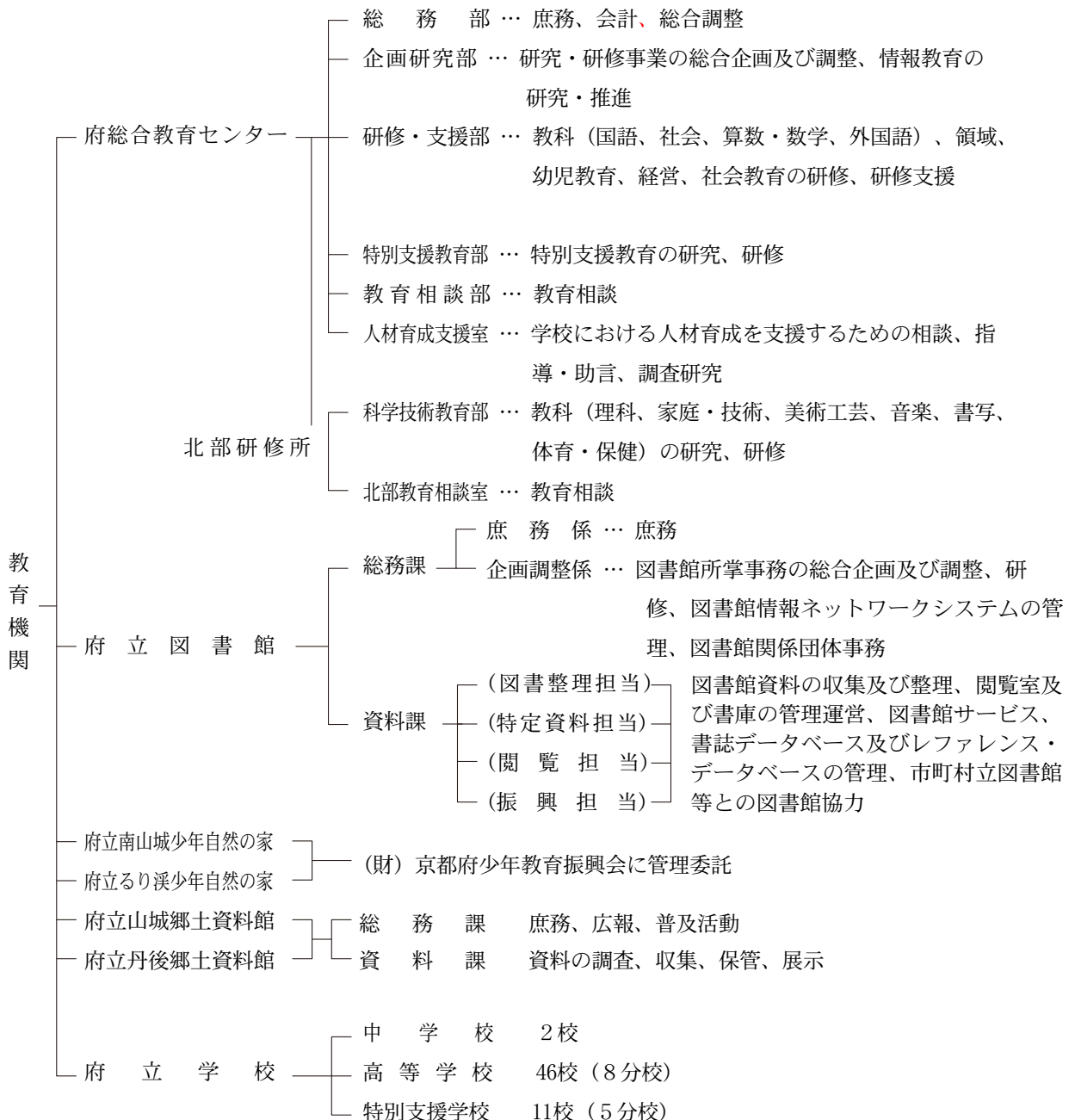
名 称	所 管 区 域
京都府乙訓教育局	向日市、長岡京市、乙訓郡
京都府山城教育局	宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久世郡、綴喜郡、相楽郡
京都府南丹教育局	亀岡市、南丹市、船井郡
京都府中丹教育局	綾部市、福知山市、舞鶴市
京都府丹後教育局	宮津市、京丹後市、与謝郡



第3節 教育機関

京都府教育委員会の管理に属する教育機関としては、府総合教育センター、府立図書館、府立南山城少年自然の家、府立り溪少年自然の家、府立山城郷土資料館、府立丹後郷土資料館と府立中学校2校、府立高等学校46校、特別支援学校11校を設置している。

なお、府立少年自然の家の管理は、財団法人京都府少年教育振興会に委託している。



第4節 附属機関

法律及び条例に基づいて府教育委員会に設置されている附属機関は次のとおり。

名称	根拠規程	任 務	委員	任 期	主管課
京都府教科用図書選定審議会	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第11条第2項	義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択についての基準、選定に必要な資料作成及び指導助言の調査審議	20人	4月1日 ～ 8月31日	指導部 学校教育課
京都府産業教育審議会	産業教育振興法第11条	産業教育に関する事項について調査審議及び建議	15人	3年	指導部 高校教育課
京都府スポーツ推進審議会	スポーツ基本法第31条	スポーツの計画及び推進に関する重要事項についての調査審議	20人 以内	2年	指導部 保健体育課
京都府社会教育委員	社会教育法第15条第1項	社会教育に関し、教育委員会に助言	15人	2年	指導部 社会教育課
京都府文化財保護審議会	文化財保護法第190条第1項	文化財の保存及び活用に関する事項について調査審議及び建議	20人 以内	2年	指導部 文化財保護課
京都府指定管理者等選定審査会	京都府の施設の管理等に関する条例第7条	府の施設の管理及び活用に関する重要事項の調査審議	6人 以内	2年	指導部 社会教育課

第5節 条例・規則の制定及び改正

平成24年度中に制定された府教育委員会関係の条例及び規則は次のとおり。

条例・規則番号	条例・規則の名称	内 容	公布日（施行日）
京都府条例第54号	京都府立少年自然の家条例の一部を改正する条例	京都府立南山城少年自然の家の廃止に伴う改正	24. 10. 19 (25. 12. 1)
京都府教育委員会規則第1号	府費負担教職員の免職及び府の職への採用に関する規則及び指導力に課題を有する教員への対応に関する規則の一部を改正する規則	府費負担教職員の免職及び府の職への採用に関する規則及び指導力に課題を有する教員への対応に関する規則に規定されている有識者会議の位置付けを明確化するための改正	25. 2. 19 (25. 2. 19)
京都府教育委員会規則第2号	京都府教育委員会表彰規則の一部を改正する規則	京都府公立学校教職員疾病審査委員会及び京都府立学校教職員結核審査委員会の名称変更に伴う改正	25. 2. 19 (25. 2. 19)
京都府教育委員会規則第3号	京都府情報公開条例施行規則の一部を改正する規則	情報公開実施時における府民等請求者の利便性を高め、情報公開制度をより利用しやすいものとするため、インターネットの利用によりダウンロードによる公開実施を可能とするための改正	25. 3. 19 (25. 3. 19)
京都府教育委員会規則第4号	京都府教育委員会基本規則の一部を改正する規則	所掌事務の変更等に伴う改正	25. 3. 22 (25. 4. 1)
京都府教育委員会規則第5号	京都府公立学校教職員互助組合に関する規則の一部を改正する規則	社団法人京都府教職員互助組合が一般社団法人に移行することに伴い、主務官庁の監督なしに自立的な法人運営ができる新公益法人制度との整合性を図るとともに、規定の整備を行うための改正	25. 3. 22 (25. 4. 1)
京都府教育委員会規則第6号	京都府教育委員会基本規則及び京都府の施設の管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	指定管理者等選定審査会について地方自治法に定める附属機関として位置付けるため、京都府の施設の管理等に関する条例の一部が改正されたことに伴う改正	25. 3. 27 (25. 4. 1)

第6節 表彰

1 京都府教育功労者表彰（平成14年教育委員会規則第9号）

京都府における教育の振興に関し、特に功績があると認められた個人・団体を、京都府教育功労者として表彰している。

対象となる功績は、学校教育、社会教育、府民文化、教育行政など、広範な分野にわたっており、昭和28年以来、平成24年まで個人341名、団体23団体を表彰した。

平成24年度は、表彰式を11月に開催した。

京都府教育功労者一覧

表彰年度	氏名・団体名	表彰年度	氏名・団体名	表彰年度	氏名・団体名
昭和28年	西田義文	39	塩見寛治	56	北脇忠治
	上田一夫		鈴木木茂吉		北矢野茂次
30	蒲田熊次	40	前田一良	57	中橋修太
	船井郡郷学社財団		京都府学校図書館協議会		大槻輝一
31	天野利武	41	中津川保一	58	大湊槻寅之助
	小嶋逸良		橋本英与作		大奥田弘
32	白子喜一郎	42	原上祐二	59	京都府美術教育研究会
	京都理科研究会		村田種二		高山橋静三
33	舞鶴市連合会	43	京都放送教育研究協議会	60	山本根芳朗
	今井恒次郎		岡部源太郎		中井丈二
34	山田俊彦	44	岡中文字子	61	栗田澄子
	浅井清信		京都点訳友の会		京都府へき地教育研究会
35	鈴木博也	45	小橋敏夫	62	四相原清力
	同和教育京都府連合会		中島新太郎		津原山正三
36	京都市算数教育研究会	46	京都聴力障害者援護会(大内会)	63	藤井西本
	竹上藤次郎		岡本勇造		杉森義雄
37	谷亮三	47	京都府高等学校体育連盟	2	藤田道下
	京都市国語教育研究会		川瀬春生		高岡生谷
38	船井郡丹波町	48	西村莊三	平成元年	藤田道下
	芦原謙造		吹上靖太		平松湯藤
39	瑞野令三	49	(該当者なし)	2	小千嶋
	京都市音楽教育研究会		桑野忠男		高岡生谷
40	瑞穂町三の宮公民館	50	(該当者なし)	2	和毛利井
	芦田重左衛門		福田博臣		西乾深井
41	佐野健太郎	51	戸田晋造	2	岡本島田
	鈴木俊		中井平治		大西柏
42	高田崑太郎	52	村田治郎	2	井関本島
	増井栄太郎		磯部志津一		田多輝
43	京都市小学校体育研究会	53	瀬野貞義	2	井関本島
	福田与巖		阿深瀬多喜雄		田多輝
44	京都市図画工作教育研究会	54	今井多喜雄	2	井関本島
	市原誠一行		祇園祭山鉾連合会		田多輝
45	杉本信作	55	富阪寛隆	2	井関本島
	富田隆雄		高並新野		田多輝
46	京都市社会科教育研究会	56	並新野口	2	井関本島
	中西太一郎		野口伊政		田多輝
47	水口甚五郎	57	小山林伊豆子	2	井関本島
	吉田八重会		山本伊豆子		田多輝
48	田辺郷土史会	58	京都府障害児教育研究会	2	井関本島
	井川市太郎		林田甚吉		田多輝
49	井岩英精	59	林田甚吉	2	井関本島
	小林英生		林田甚吉		田多輝

表彰 年度	氏名・団体名				表彰 年度	氏名・団体名				表彰 年度	氏名・団体名			
3	馬荒	場本	友光	治雄	10	村山	上未	丈	利勉	16	高小	野林	俊暉	道彦
4	栢川	分勝	次道	雄郎		山山	本本	十勝	勉造		故小	村本	暉二	功郎
	木久	田下	正壽	子雄	11	山櫓	山立	志正	平夫	奥山	橋寺	夫一	誠造	
	白長	滝澤	忠克	夫光		足伊	家内	正達	昭雄	大小	野地	正照	子誠	貴浩
	古八	川木	太伊	己一	12	中永	川島	惠與	次幸	小田	本牧	代千	重清	彦讓
	山袖	下木	潔一	美巳		坪中	田木	四一	潔郎	中杉	出村	重清	樹憲	樹憲
	上内	田田	亮昌	一郎	13	犬上	飼林	正傳	檜夫	上荒	川里	直隆	知和	生彦
	小古	田中	和治	子己		北小	畑村	恭泰	晉弘	中村	上淵	知和	桂久	朗淳
	田中	嶋田	光一	浩郎	14	橋椿	原井	鉄	堂夫	谷田	久島	久和	正誠	子代
	西福	田嶋	祥正	美潤		永南	任澤	平進	淳雄	友中	久島	林口	正誠	道敦
5	福森	田津	孝忠	信男	15	原藤	井上	幸	孝昭	原林	本田	敦欽	忠吉	弘一
	米内	山槻	茂秧	男生		村吉	上田	進幸	明實	中堀	田本	本達	忠吉	涉行
	大平	山西	英和	司哲	16	真小	上下	幸	一安	谷河	達井	忠吉	子き	雄治
	小平	林井	甚直	夫逸		佐毛	山野	幸	哲生	哲夫	米山	勢川	喜禮	司子
	堀吉	田井	一	文夫	17	森岩	田	貞千	明男	高岡	野口	喜禮	幸嘉	俊光
	新鈴	木屋	敏英	實茂		森山	本井	重由	秋熙	男秋	安永	林本	嘉俊	光亘
	高土	井村	政秀	實章	18	新中	西詰	澄不	生雄	永能	村江	光亘	昭浩	和昌
	富檜	原藤	秀	子弑		橋酒	井田	敏悦	夫夫	夫夫	石上	江田	昭浩	正治
	若加	戸藤	正	男夫	19	山日	部下	康	治郎	山小	田口	昭浩	和昌	正治
	城齋	本田	謹	夫忠		大井	石上	和秀	郎弘	郎弘	岸澤	元瀬	昭浩	正治
	島土	井籠	正	脩一文	14	吉久	本具	和秀	勉子	入寺	田下	昭浩	和昌	正治
	中松	立藤	内柳	實匠		徳岩	吉瀨	本幡	秀覚	子昭	山堀	葉池	昭浩	和昌
	茂足	藤藤	太	郎吉	15	橋八	村中	覚良	淳務	南廣	野崎	昭浩	和昌	正治
	齋齋	官川	宏永	進悦		袴奥	知林	正慶	堯雄	務堯	道稻	野崎	昭浩	和昌
	田前	川繼	永さ	一江	15	福小	田中	慶	裕誠	道稻	野崎	昭浩	和昌	正治
	真村	上本	昭邦	肇造		田中	森口	野	慶	誠温	角黒	野崎	昭浩	和昌
	岩上	田保	俊迪	夫夫	15	小田	中樋	欣武	範晋	荒牧	野西	昭浩	和昌	正治
	大永	松	迪	哉		田中	樋出	武	勝介	温範	福坂	野西	昭浩	和昌
										前	下本	昭浩	和昌	正治
										田	田	昭浩	和昌	正治

表彰年度	氏名・団体名	表彰年度	氏名・団体名	表彰年度	氏名・団体名
20	中谷裕亮 前尾美智子 菅尾佐和子 前尾知三子 岩附清子 八木八重子 引野恒司 奥村口将治 瀧土佐貞男 村上上勁 土山村喜英 奥村美紀子 吉岡牧惠子 小川下長一也 小滝澤本健二 大嶋正徳 日下部耕三 長尾國顯	22	岡田孝司 増田耕晃 田中端厚男 川野修弘 佐野千佐子 田邊千貢 白樫信之 河原田幸男 升辻勝美 上村俊次 田井昭 笹本忠 山田治 吉森洋一 堀池香代 医療法人社団 洛和会 吉村滋太 浅井義久 大森淳乃 西尾雅之	24	土田憲祐 小大栗守杉 栗守杉 板秦板石 山八藤塩 藤塩鈴關 片藤惣佐木江 田谷田谷本 東田本 榎谷見江 井山司藤 司藤村見 稔夫康二子 夫子司男 明子彦生 昭男三子 雄理伸雄
21		23			

2 京都府教育委員会附属機関の委員等表彰

(平成14年教育委員会規則第9号)

京都府スポーツ推進審議会をはじめ、京都府文化財保護審議会など教育委員会附属機関の委員と、府立学校の学校医、学校歯科医、学校薬剤師に対する表彰である。

対象者は附属機関の委員などとして、職務に精励し、教育行政の発展に貢献し、委員として10年（学校医等にあつては20年）以上勤務した者で、平成24年度には6名を表彰し、表彰式を11月に開催した。

3 京都府立学校教職員表彰

京都府教育委員会事務局職員表彰

(平成14年教育委員会規則第9号)

府立学校の教職員及び府教育委員会事務局の職員に対し、永年勤続表彰及び優良職員表彰を行っている。

対象者は多年勤続し、職務に精励した者であつて、他の模範と認められる教職員及び事務局職員などで、平成24年度には177名と26グループを表彰した。表彰は府庁開庁記念日に行っている。

4 京都府公立学校退職教職員表彰

(平成14年教育委員会規則第9号)

府立学校と市（京都市を除く。）町（組合）立小・中学校の府費負担教職員に対し、退職に際してその功績をたたえ表彰している。

対象者は教職員として30年以上勤務し、職務に精励した者など（多年勤続により教育委員会から表彰を受けた者は除く。）で、平成24年度退職者については282名を表彰した。

表彰は、退職辞令交付時に併せて行っている。

5 京都府公立学校優秀教職員表彰

(平成14年教育長訓令第16号)

常に職務に精励し、意欲と情熱を持って熱心に教育実践などに取り組む優秀な教職員に対する表彰を行っている。

対象者は、府立学校と市（京都市を除く。）町（組合）立小・中学校に勤務する府に任命権が属する教職員であつて、資質や指導力に優れ、教育実践などにおいて他の模範となると認められる者で、平成24年度には32名と1団体の教職員を表彰し、表彰式及び教育実践交流セミナーを11月に開催した。

第7節 調査統計、広報広聴

1 統計調査

教育行政を進める上で基礎資料を総合的に得るため、次の調査を実施している。

名 称	調査期間	周 期
学 校 基 本 調 査 (学校調査、卒業後の状況調査など)	5月1日現在	毎 年
社 会 教 育 調 査	10月1日現在	3 年 ごと
学 校 教 員 統 計 調 査	10月1日現在	3 年 ごと
地 方 教 育 費 調 査 (教育費調査、※教育行政調査など)	前 年 度 間	毎 年
子 ど も の 学 習 費 調 査	年 間 調 査	隔 年

※教育行政調査は5月1日現在を調査期間とし、隔年実施

2 広報広聴

教育に対する府民の理解と協力を得るとともに、教育行政を円滑に進めるため、本府教育に関する制度・施策や事業について、広報紙『きょうとふの教育(府教委広報)』をはじめ、パンフレット『京都府の教育2012』、FM

ラジオ広報番組『Kyoto Educational Window』などを通じて広報活動を行っている。

また、教育記者クラブ(新聞社・テレビ局・通信社など15社で構成)との緊密な連携を図り、資料提供など積極的な広報活動(パブリシティ)を行っている。

(1) 広報紙(定期刊行物)

名 称	発行部数	配布先	主な内容
きょうとふの教育 (府教委広報)	年3回 毎回約 170,000部	府内公立学校の児童生徒の保護者、教職員、市町(組合)教委、その他教育関係者など	保護者向け広報紙として、発行時期を考慮しながらタイムリーな記事を掲載する。
京都府の教育 2012	年1回 8,000部	府内の公立学校、教育機関、市町(組合)教委など	府民向けパンフレットで京都府の教育について写真、グラフなどを使って紹介する。

(2) 広報番組(平成24年度)

・ラジオ番組

『Kyoto Educational Window』

毎月第2、4水曜日(年24回放送)

(3) ホームページ

アドレス

<http://www.kyoto-be.ne.jp/>

第8節 市町(組合)教育委員会

市町(組合)教育委員会は、5人の委員をもって組織される。ただし、条例の定めがあ

れば、委員数を弾力的に扱うこともできる。
教育長は、教育委員のうちから任命される。

京都市町(組合)教育委員会委員長・教育長一覧

平成25年4月2日現在

	教育委員会名	委員長	教育長		教育委員会名	委員長	教育長
乙訓	向日市	前田 信行	奥野 義正	南丹	亀岡市	中桐 安子	竹岡 敏
	長岡京市	浅輪 信子	山本 和紀		南丹市	林 昌明	森 栄一
	大山崎町	南 顕融	塩見 正弘		京丹波町	十倉 一昭	朝子 照夫
山城	宇治市	西野 正博	石田 肇	中丹	綾部市	片山 祥司	足立 雅和
	城陽市	崎川 武雄	中村 範通		福知山市	倉橋 徳彦	荒木 徳尚
	八幡市	奥村 順一	谷口 正弘		舞鶴市	南部 照一	佐藤 裕之
	京田辺市	奥西 尚子	山口 恭一	丹後	宮津市	生駒 正子	藤本 長壽
	木津川市	杉本 清重	森永 重治		京丹后市	小松 慶三	米田 敦弘
	久御山町	今村 愛子	山本 悦三		伊根町	小南 栄作	石野 渡
	井手町	奥西 康人	松田 定		与謝野町	白杉 直久	垣中 均
	宇治田原町	上辻 勝美	西出維久雄		与謝野町宮津市 中学校組合	廣野 雅士	垣中 均
	精華町	伊藤二三雄	太田 信之				
相楽東部 広域連合	井戸野佐知子	西本 吉生					

(1) 年令別教育委員数（京都市を含む。）

平成23年5月1日現在

区 分	40歳未満	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	計
委員数(人)	3	20	23	48	9	103
比 率(%)	2.9	19.4	22.3	46.6	8.8	100

(注) 教育長である委員を除く。

(2) 職業別教育委員数（京都市を含む。）

平成23年5月1日現在

区 分	専門的・ 技術的 職業従事者	管 理 的 職業従事者	農林漁業 作 業 者	運輸・通信 従 事 者、 生産工程・ 労務作業者	事 務 者 従 事 者	販 売 ・ サービス・ 保安職業 従 事 者	無 職	計
教育委員(人)	39	17	8	1	6	6	26	103
教育の職歴を持 った委員数(再)(人)	8	3	3	—	—	—	15	29

(注) 教育長である委員を除く。

(3) 人口規模別事務局本務職員数及び平均職員数（京都市を含む。）

平成23年5月1日現在

人 口 規 模	教育委員会数	事 務 局 職 員 数	
		総 数 (人)	1 教委当たり平均 (人)
500,000人以上	1	434	434.0
100,000～499,999人	1	61	61.0
50,000～99,999人	10	359	35.9
30,000～49,999人	3	61	20.3
15,000～29,999人	5	93	18.6
8,000～14,999人	2	21	10.5
5,000～7,999人	—	—	—
5,000人未満	1	4	4.0
一部教育事務組合	1	5	5.0
広域連合教育委員会	1	17	17.0

第9節 教育予算の概要

1 予算総額

京都府の平成25年度当初予算は、一般会計で9,006億3,700万円、前年度予算と比べ0.7%増となっている。

このうち、教育費総額は、2,302億9,916万円で府全体の一般会計予算の25.6%を占めている。

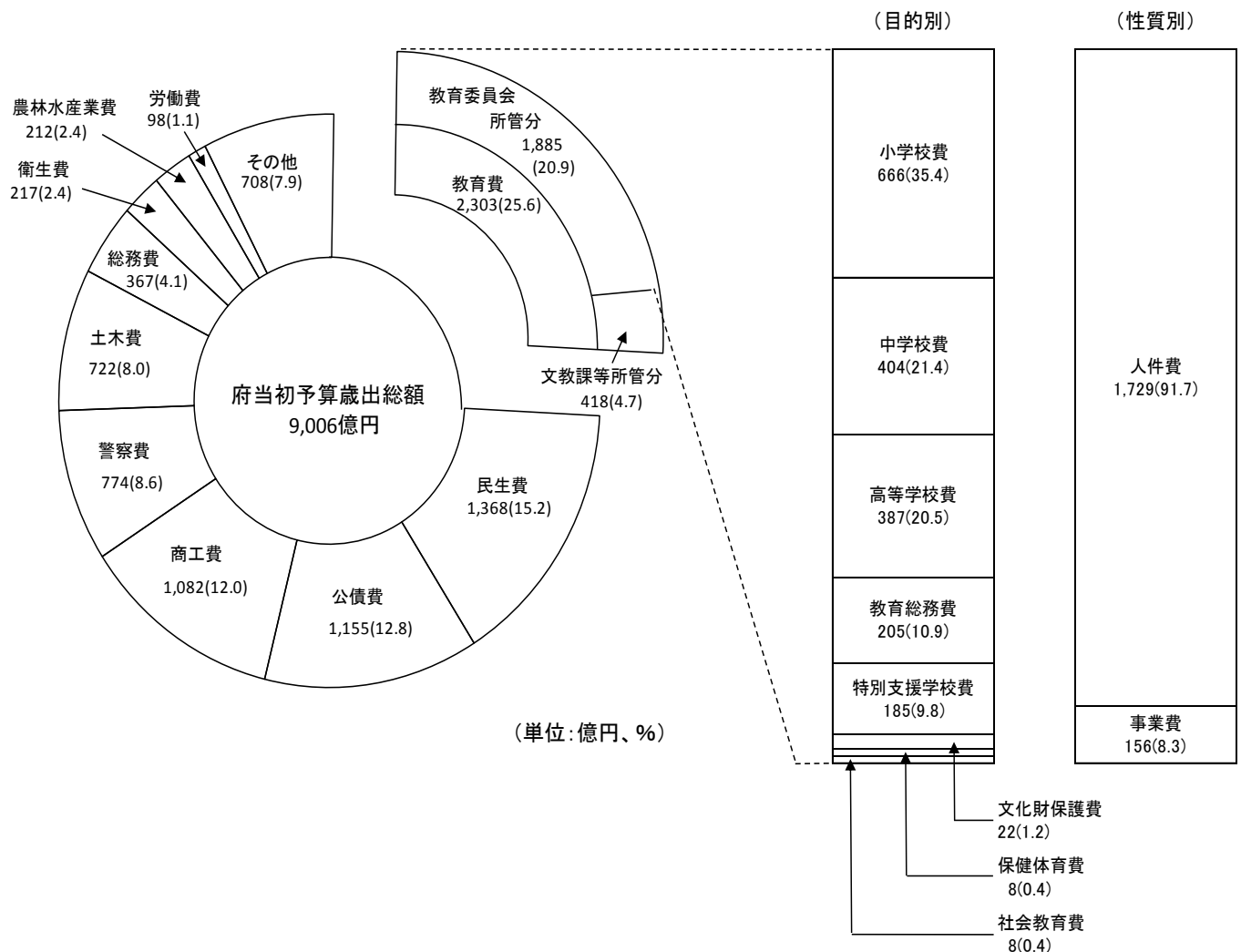
2 府教育委員会の予算

府教育委員会所管の平成25年度当初予算(一般会計)は、1,884億9,548万円です。府全体の歳出総額の20.9%を占め、前年度予算(1,908億170万円)に比べ1.2%減となっている。

「歳出」を目的別にみると、義務教育教職員の給与費や旅費の小・中学校費が56.8%を占め、府立高校の整備や運営経費、給与費などの高等学校費が20.5%、教育庁の運営経費や公立学校教職員の退職手当などの教育総務費が10.9%、特別支援学校の整備や運営経費、給与費などの特別支援学校費が9.8%、社会教育費、文化財保護費、保健体育費あわせて2.0%となっている。

また性質別にみると、教職員及び職員給与費などの人件費が91.7%、府立学校施設の整備をはじめ各種の事業経費が8.3%となっている。

平成25年度 教育委員会所管予算(当初)



平成25年度 当初予算主要事項

1 京都の未来を創造する人づくりに向けた教育の推進

重点目標 / 主要事項	予算額	事業概要	前年度 予算額														
1 質の高い学力をはぐくむ																	
子どものための京都市少人数教育推進費	8,241,236		8,271,236														
京の子ども・少人数教育推進費	(7,600,510)	小学校(3～6年生)及び中学校において、学校現場の状況に応じた少人数教育を推進	(7,630,510)														
小学校低学年指導充実費	(640,726)	小学校1・2年生で2人の教員による指導	(640,726)														
京都市専科教育推進事業費	24,240	中学校教員の派遣による、小学校における専科教育(音楽、図工)の実施	24,240														
中学生学力アップ促進事業費	131,016	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">中1振り返り集中学習 ～ふりスタ～</td> <td style="text-align: right;">30,000</td> </tr> <tr> <td>◎ 中2学力アップ集中講座</td> <td style="text-align: right;">10,500</td> </tr> <tr> <td>◎ 学力向上サポートチームの配置</td> <td style="text-align: right;">51,000</td> </tr> <tr> <td>◎ 学力向上システム開発校の指定等</td> <td style="text-align: right;">8,000</td> </tr> <tr> <td>◎ 中学生読解力向上対策</td> <td style="text-align: right;">1,116</td> </tr> <tr> <td> 京都大学と連携した出前授業、体験授業等の実施</td> <td style="text-align: right;">5,500</td> </tr> <tr> <td> 小・中学校学力診断テストの実施</td> <td style="text-align: right;">24,900</td> </tr> </table>	中1振り返り集中学習 ～ふりスタ～	30,000	◎ 中2学力アップ集中講座	10,500	◎ 学力向上サポートチームの配置	51,000	◎ 学力向上システム開発校の指定等	8,000	◎ 中学生読解力向上対策	1,116	京都大学と連携した出前授業、体験授業等の実施	5,500	小・中学校学力診断テストの実施	24,900	79,700
中1振り返り集中学習 ～ふりスタ～	30,000																
◎ 中2学力アップ集中講座	10,500																
◎ 学力向上サポートチームの配置	51,000																
◎ 学力向上システム開発校の指定等	8,000																
◎ 中学生読解力向上対策	1,116																
京都大学と連携した出前授業、体験授業等の実施	5,500																
小・中学校学力診断テストの実施	24,900																
学習習慣確立支援事業費	71,512	◎ 小・中学校の「まなび・生活アドバイザー」を増員	65,978														
府立高校特色化事業費	63,431	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">◎ 府立高校に対する生徒・保護者の多様なニーズに応え、特色を明確化するための事業を実施</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 大学研究室連携事業(スクールラボ)</td> <td style="text-align: right;">36,272</td> </tr> <tr> <td> 数学オリンピック等チャレンジ事業</td> <td style="text-align: right;">3,952</td> </tr> <tr> <td> 府立高校一校一社連携事業</td> <td style="text-align: right;">3,650</td> </tr> <tr> <td> ハイスクール起業チャレンジ支援事業</td> <td style="text-align: right;">1,089</td> </tr> <tr> <td> 京都フロンティア校支援事業</td> <td style="text-align: right;">15,000</td> </tr> <tr> <td> 産学連携プログラム推進事業 等</td> <td style="text-align: right;">3,468</td> </tr> </table>	◎ 府立高校に対する生徒・保護者の多様なニーズに応え、特色を明確化するための事業を実施		大学研究室連携事業(スクールラボ)	36,272	数学オリンピック等チャレンジ事業	3,952	府立高校一校一社連携事業	3,650	ハイスクール起業チャレンジ支援事業	1,089	京都フロンティア校支援事業	15,000	産学連携プログラム推進事業 等	3,468	-
◎ 府立高校に対する生徒・保護者の多様なニーズに応え、特色を明確化するための事業を実施																	
大学研究室連携事業(スクールラボ)	36,272																
数学オリンピック等チャレンジ事業	3,952																
府立高校一校一社連携事業	3,650																
ハイスクール起業チャレンジ支援事業	1,089																
京都フロンティア校支援事業	15,000																
産学連携プログラム推進事業 等	3,468																
府立高校生ベーシックマスター支援事業費	46,852	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">生徒一人一人の能力・個性を伸ばし、学力と学校生活の基礎・基本の向上と定着を図る</td> <td></td> </tr> <tr> <td>◎ 新入生アシストセミナー</td> <td style="text-align: right;">1,560</td> </tr> <tr> <td> 学習合宿、進路補習 等</td> <td style="text-align: right;">18,308</td> </tr> <tr> <td> 社会人講師活用事業</td> <td style="text-align: right;">2,318</td> </tr> <tr> <td> 大学生教育ボランティア活用事業</td> <td style="text-align: right;">1,750</td> </tr> <tr> <td> 府立高校実力テスト</td> <td style="text-align: right;">22,916</td> </tr> </table>	生徒一人一人の能力・個性を伸ばし、学力と学校生活の基礎・基本の向上と定着を図る		◎ 新入生アシストセミナー	1,560	学習合宿、進路補習 等	18,308	社会人講師活用事業	2,318	大学生教育ボランティア活用事業	1,750	府立高校実力テスト	22,916	-		
生徒一人一人の能力・個性を伸ばし、学力と学校生活の基礎・基本の向上と定着を図る																	
◎ 新入生アシストセミナー	1,560																
学習合宿、進路補習 等	18,308																
社会人講師活用事業	2,318																
大学生教育ボランティア活用事業	1,750																
府立高校実力テスト	22,916																

重点目標 / 主要事項	予算額	事業概要	前年度 予算額
2 規範意識や人を思いやり尊重する心など、豊かな人間性をはぐくむ			
豊かな心を育てる教育推進事業費	31,310	KYO発見 仕事・文化体験活動推進事業 17,500 伝統・文化体験や職業体験を通じ、豊かな人間性を育成 「京の子ども 明日へのとびら」作成費 等 13,810	35,157
こころを育む古典の日推進事業費	1,000	小・中学生による朗読・暗唱大会等の開催	1,000
高校生伝統文化事業費	20,000	茶道や華道、古典を体験するための授業を実施	21,000
高校生「京の文化力」推進事業費	10,000	府立高校文化部活動支援、京都総文の開催	10,000
文化財対策費	1,735,613	歴史的建造物等保存伝承事業 1,692,734 文化財保存修理、工事現場公開 等 埋蔵文化財調査保存事業 42,879	1,305,927
3 たくましく健やかな身体をはぐくむ			
競技スポーツ振興事業費	230,000	国体等競技スポーツの振興、ジュニア選手の育成 「チーム京都」推進事業 等	230,000
日本代表・トップアスリート交流事業費	6,000	日本代表チームの京都招へいなど、一流スポーツ選手と子ども達のふれあう機会を提供し、夢を育む	6,000
運動部活動振興事業費	24,468	中学・高校の運動部に地域の指導者を派遣	26,918
食育推進事業費	1,100	栄養教諭を中核とした食育の推進	1,100
4 一人一人を大切に、個性や能力を最大限に伸ばす（高校改革、特別支援教育、幼児教育等の推進）			
府立高校特色化事業費 (再掲)	63,431	(新) 府立高校に対する生徒・保護者の多様なニーズに応え、特色を明確化するための事業を実施	-
京都フレックス学園整備事業費	389,170	単位制、昼間2部制の普通科高校を京都市地区に新設	120,000
府立鴨沂高校校舎等整備費	393,159	(新) 府立鴨沂高校の耐震化に伴う全面改築	-
特別支援教育充実事業費	220,000	発達障害のある児童生徒を支援する非常勤講師を小・中学校に配置	220,000
府立高校特別支援教育支援員配置事業費	4,896	(新) 府立高校に在籍する発達障害等のある生徒への支援体制の整備のため、特別支援教育支援員を配置	-
特別支援教育総合推進事業費	28,456	特別支援教育サポート拠点事業 4,000 (拡充) 地域等連携推進事業 11,845 (新) 職業教育充実に係る検討 1,000 ボランティア活動推進事業 等 11,611	20,045
就労支援事業費	9,300	ふれあい・心のステーション 2,300 特別支援学校生徒の就労を支援する非常勤講師の配置 7,000	9,300
「もうすぐ1年生」体験入学推進費	3,750	小学校における体験入学事業の実施	5,000
心のサポート推進事業費	7,664	学校非公式サイト監視などネットいじめ対策	8,000
京の若者未来支援事業費	12,000	(新) 府立高校全生徒を対象として仕事体験などの実践的キャリア教育を展開	-
読書活動推進事業費	5,000	調べ学習に役立つ図書を小・中学校、高等学校等に貸出	5,000

重点目標 / 主要事項	予算額	事業概要	前年度 予算額
5 社会の変化に対応し、よりよい社会の構築に貢献できる力をはぐくむ（環境、情報、国際理解教育等の推進）			
府立高校特色化事業費 (再掲)	63,431	⑨ 府立高校に対する生徒・保護者の多様なニーズに応え、特色を明確化するための事業を実施	-
学校教育振興費(情報教育設備整備)	181,491	府立学校での情報教育設備整備	180,584
府立高校生グローバルチャレンジ500事業費	224,506	府立高校生グローバルチャレンジ事業 26,500 海外での語学研修や留学を支援 京都グローバルコミュニケーション校の指定 4,000 学習到達目標の作成、大学と連携した授業改善等 府立高校に英語指導助手を配置 194,006	243,482
中学生学力アップ促進事業費 (再掲)	5,500	京都大学と連携した出前授業、体験授業等の実施	7,000

2 京都の力を活かして一人一人の学びを支える教育環境づくり

重点目標 / 主要事項	予算額	事業概要	前年度 予算額
6 学校の教育力の向上を図る			
子どものための京都市少人数教育推進費 (再掲)	8,241,236	学校現場の状況に応じた少人数教育の推進等	8,271,236
京都市専科教育推進事業費 (再掲)	24,240	中学校教員の派遣による、小学校における専科教育(音楽、図工)の充実	24,240
心のサポート推進事業費 (一部再掲)	319,465	いじめ問題をはじめ、不登校や問題行動への対応など総合的サポート体制を充実 ⑨ いじめ対策専門指導員等の派遣 33,000 ⑨ いのちとこころのコミュニケーション事業 750 ⑩ スクールカウンセラー配置など相談体制の充実 230,836 学校非公式サイト等の監視などネットいじめ対策 7,664 ⑨ いじめ危機管理チームの派遣 1,000 ⑨ いじめ対策検討のための有識者会議 1,000 24時間電話相談等 30,015 不登校対策の充実 15,200 ふれあい宿泊学習、フリースクールとの連携等	278,959
少年非行防止対策事業費	16,847	児童生徒の暴力行為等の問題行動の早期解決を図るため、未然防止の観点から対策を実施 「まなび・生活アドバイザー」の配置 13,347 ⑨ PTAと連携しいじめ・非行防止キャンペーンの実施 3,500 生徒指導緊急指導教員の配置 -	18,347
学習習慣確立支援事業費 (再掲)	71,512	⑩ 小・中学校の「まなび・生活アドバイザー」を増員	65,978
「もうすぐ1年生」体験入学推進費 (再掲)	3,750	小学校における体験入学事業の実施	5,000
教職員研修費	70,416	教員の指導力向上、いじめ、非行防止への対応力向上、コンプライアンス研修等の実施	70,416
集まれ未来の教員サポート事業費	3,000	教員を志望する学生ボランティア支援、教師力養成講座の開催	3,000
「教師力向上」地元パワー活用事業費	12,000	地元京都の大学や企業と連携した高度な研修	12,000
学校改革リーダー養成事業費	3,000	今後の学校改革の中心的役割を担う教員を養成	3,000

重点目標／主要事項	予算額	事業概要	前年度 予算額
7 安心・安全で充実した教育の環境を整備する			
地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業費	7,770	子どもたちが安心して登下校できるよう、地域ぐるみで子どもの安全を守る環境整備を推進 スクールガード・リーダーによる巡回指導等 4,570 ⑨ 通学路安全対策アドバイザーの派遣 3,200	4,570
実践的防災教育総合支援事業費	5,200	児童生徒及び学校の災害対応能力を高める防災訓練等の普及	5,425
府立学校施設整備費	5,834,213		4,927,216
府立学校耐震強化対策費	(3,768,559)	北稜高校 他21校	(3,861,888)
府立学校校舎等整備費 (一部再掲)	(784,529)	⑨ 京都フレックス学園整備事業費、府立鴨沂高校校舎等整備費、舞鶴支援学校北吸分校移転整備費	(140,000)
府民公募型整備事業費	(100,000)	府民公募に基づく学校施設の改修	(100,000)
府立学校施設整備費	(372,000)	校舎等小規模修繕 等	(469,000)
海洋高校実習船建造費	(809,125)	実習船「みずなぎ」の建造費	(356,328)
防災キャンプ推進事業費	1,500	⑨ るり溪少年自然の家で避難所生活等を想定した体験型の防災教育プログラムを実践	-
高校生等修学支援事業費	1,774,606	高校生への修学金、修学支度金の貸与 等	1,809,203
8 すべての教育の出発点である家庭教育を支援する			
家庭教育支援事業費	3,460	「親のための応援塾」の開催等学習機会の提供	3,852
学習習慣確立支援事業費 (再掲)	71,512	「まなび・生活アドバイザー」による家庭支援の充実	65,978
9 社会の力を活かして子どもをはぐむ環境をつくる			
地域で支える学校教育推進事業費	14,500	地域ぐるみで学校を支える体制の整備	14,500
京のまなび教室推進事業費	41,553	土曜日等を活用した体験・学習活動への支援	52,710
運動部活動振興事業費 (再掲)	24,468	中学・高校の運動部に地域の指導者を派遣	26,918
10 生涯学習社会の実現に向けて学習環境を充実させる			
府立少年自然の家施設整備費	84,480	⑨ るり溪少年自然の家改修、クラフト棟の新設	-
文化財対策費 (再掲)	1,735,613	歴史的建造物等保存伝承事業 1,692,734 文化財保存修理、工事現場公開 等 埋蔵文化財調査保存事業 42,879	1,305,927
地域で支える学校教育推進事業費 (再掲)	14,500	地域ぐるみで学校を支える体制の整備	14,500
京のまなび教室推進事業費 (再掲)	41,553	土曜日等を活用した体験・学習活動への支援	52,710

第2章 教 職 員

第2章 教 職 員

第1節 人 事

1 教職員定数

京都府の教職員の定数については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（以下「標準法」という。）並びに「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」を踏まえ措置を行っている。

(1) 小学校及び中学校

学級編制は標準法を標準として定めた府の基準により行っており、この学級をもとにして教員の定数配当を行っているが、小学校3～6年生においては、30人程度の学級編制が可能な定数を配当している。

この配当定数の上に特色ある学校づくりを行うための具体の取り組みに対して支援する加配措置を行っている。

また、組織的かつ機動的に対応するため主幹教諭を、教員の指導力を高めるため指導教諭を、学校等の実状に応じ配置している。

事務職員、養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員についても、学級数、児童生徒

数を基に配置基準を定め配当を行っている。

(2) 高等学校及び特別支援学校

高等学校などの教員定数の配置については、学校ごとの設置課程、学校規模、設置学科などが個々に異なるので、学級数や児童生徒数を基本としながら教員配当を行っている。教員以外の教職員の配置についても同様である。

2 教員の男女別、年齢別構成

校長、教員の男女別年齢別状況などから、男女の構成はおおむね小学校男39%、女61%、中学校男60%、女40%、高校男70%、女30%、特別支援学校男39%、女61%の構成になっていることがわかる。

また、教員の年齢別構成は、小学校では56歳前後、中学校では53歳前後が多くなっている。高校では51歳前後、特別支援学校では57歳前後が多くなっているのが特徴である。

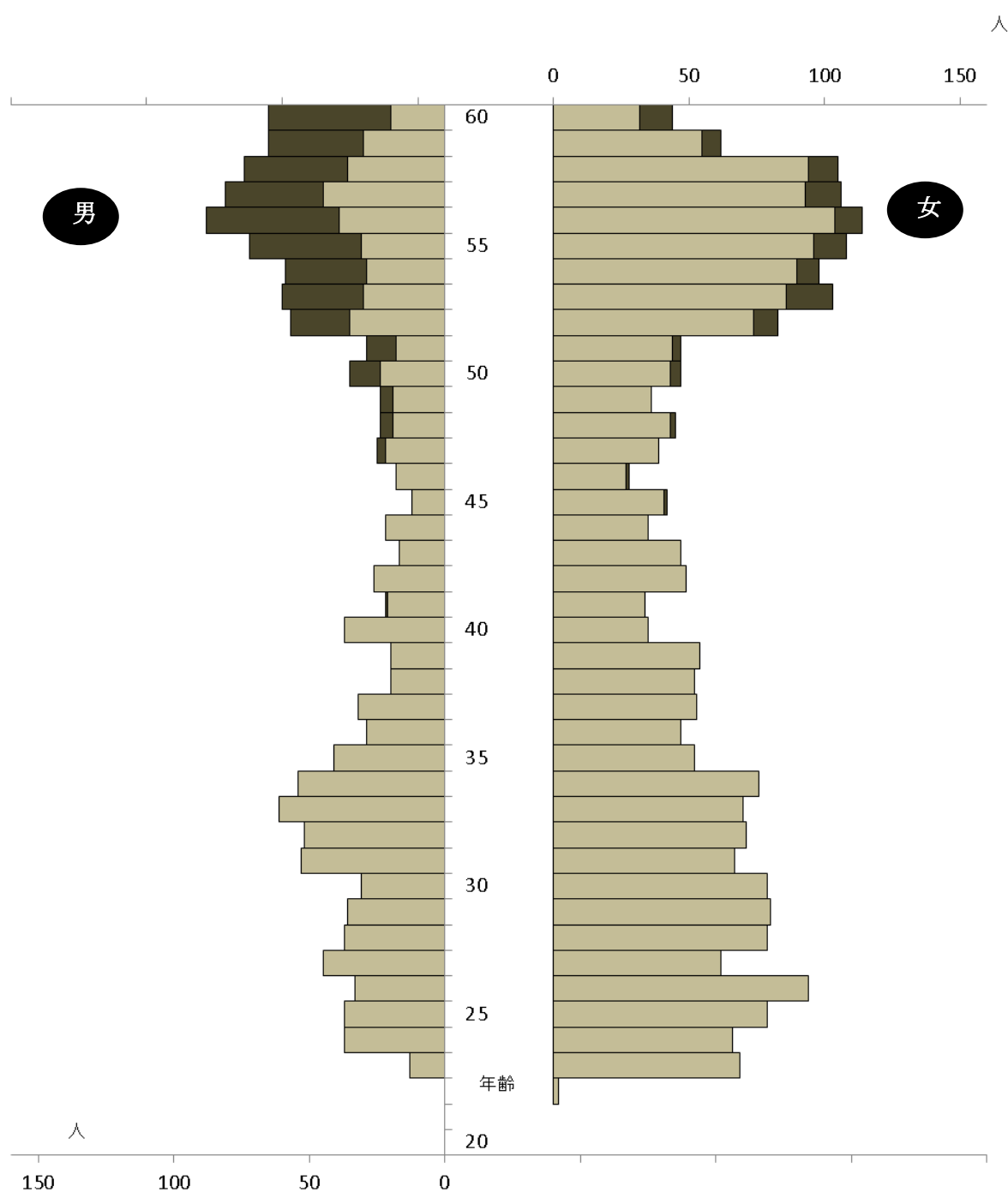
平均年齢は、小学校42.6歳、中学校43.3歳、高校46.8歳、特別支援学校で45.4歳となっている。

小学校校長・教員の男女別年齢構成図表

	24.5.1現員(人)			男女比(%)		平均年齢(歳)		
	男	女	計	男	女	男	女	計
校長・教員	1,543	2,459	4,002	38.6	61.4	43.9	41.9	42.6
上記のうち教諭	1,181	2,084	3,265	36.2	63.8			

- (注) 1 京都市立学校を除く。
 2 校長・教員には校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭を含む。
 3 再任用は除く。

■ ……校長及び教頭
 年齢 ……平成25年3月31日現在

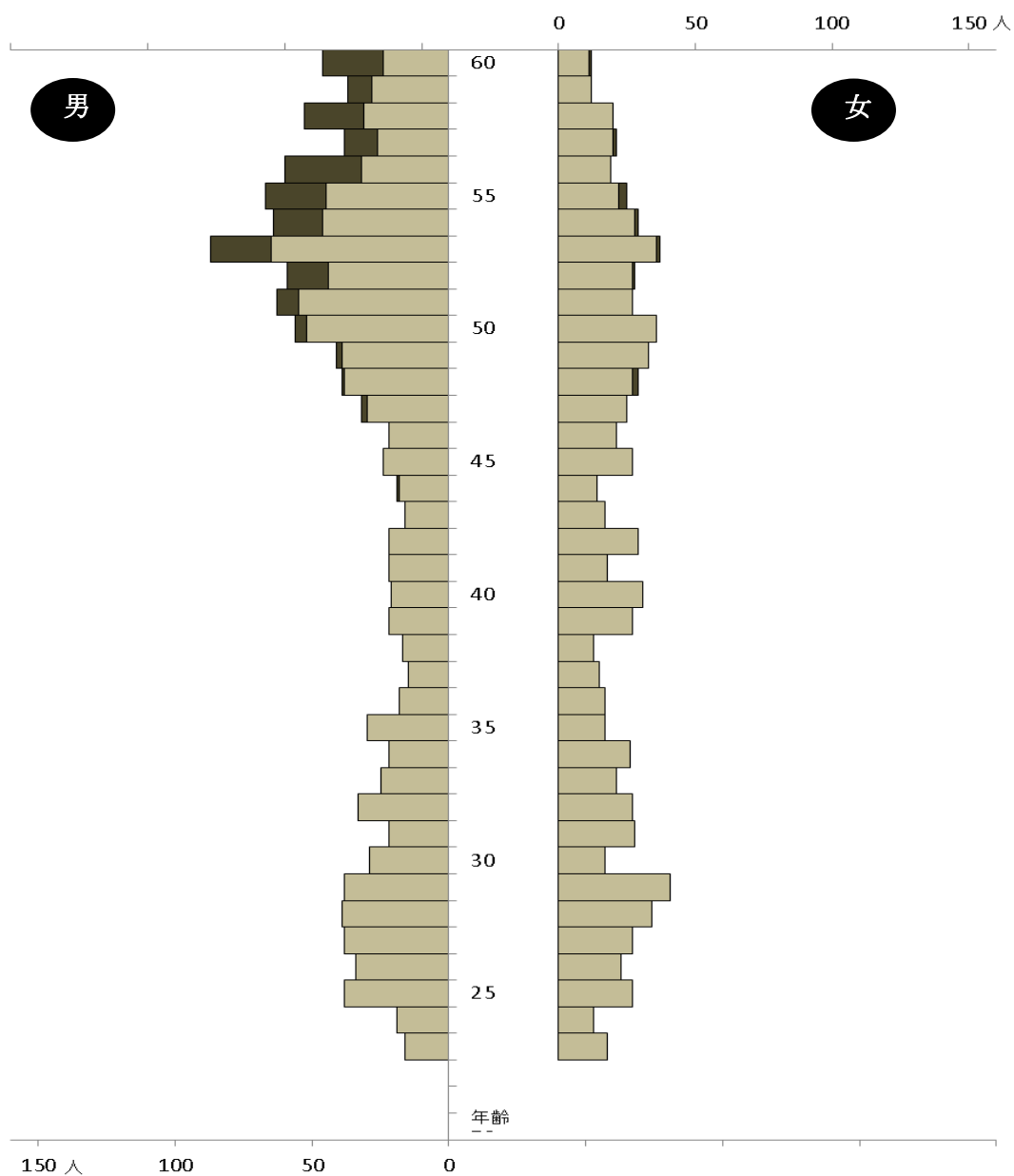


中学校校長・教員の男女別年齢構成図表

	24.5.1現員(人)			男女比(%)		平均年齢(歳)		
	男	女	計	男	女	男	女	計
校長・教員	1,343	901	2,244	59.8	40.2	44.6	41.4	43.3
上記のうち教諭	1,155	787	1,942	59.5	40.5			

- (注) 1 京都市立学校を除く。
 2 校長・教員には校長、首席副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭を含む。
 3 再任用は除く。

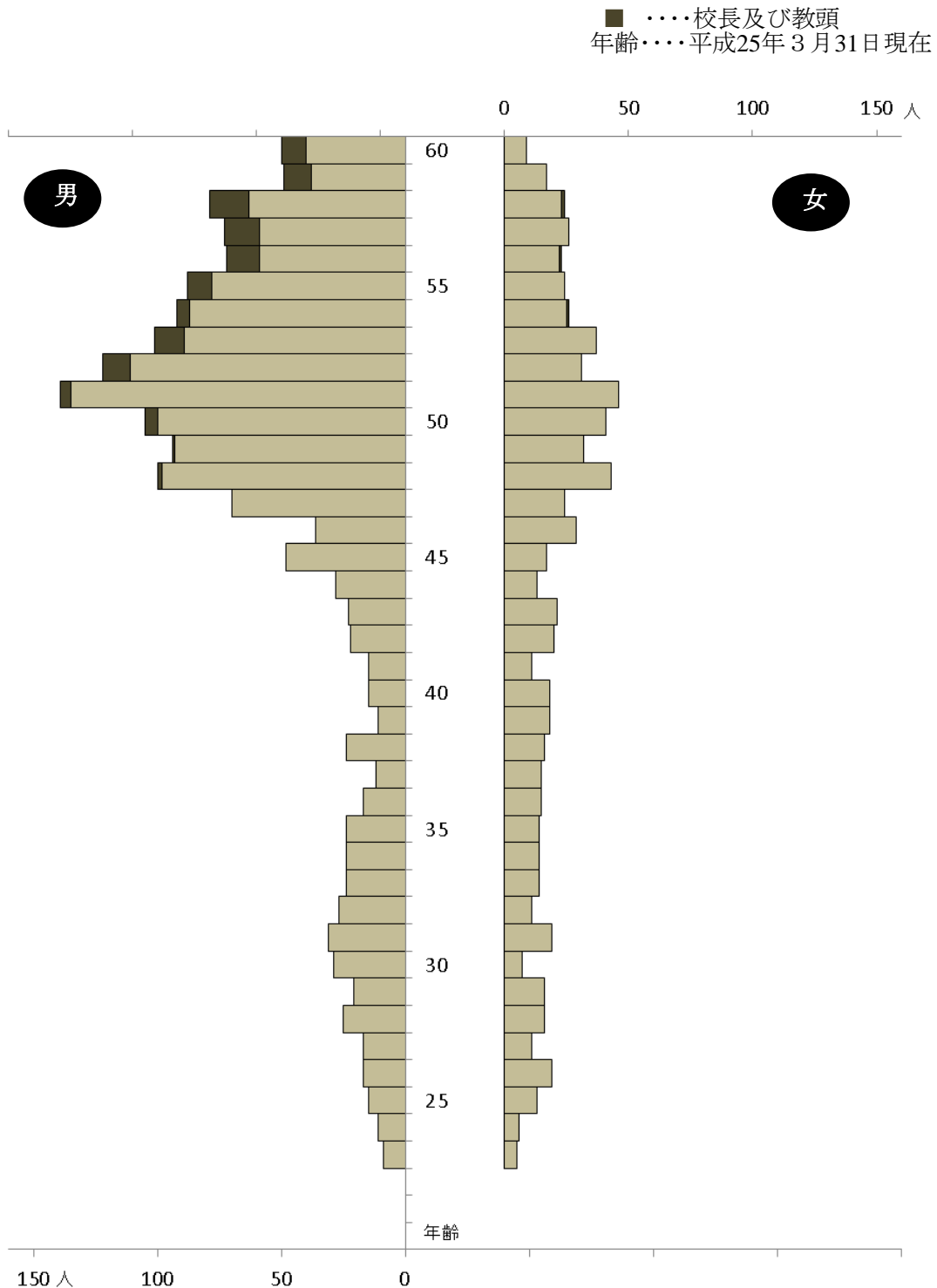
■ ……校長及び教頭
 年齢……平成25年3月31日現在



高等学校校長・教員の男女別年齢構成図表

	24.5.1現員(人)			男女比(%)		平均年齢(歳)		
	男	女	計	男	女	男	女	計
校長・教員	1,759	761	2,520	69.8	30.2	47.7	44.7	46.8
上記のうち教諭	1,645	688	2,333	70.5	29.5			

- (注) 1 京都市立学校を除く。
 2 校長・教員には校長、首席副校長、副校長、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭を含む。
 3 再任用は除く。

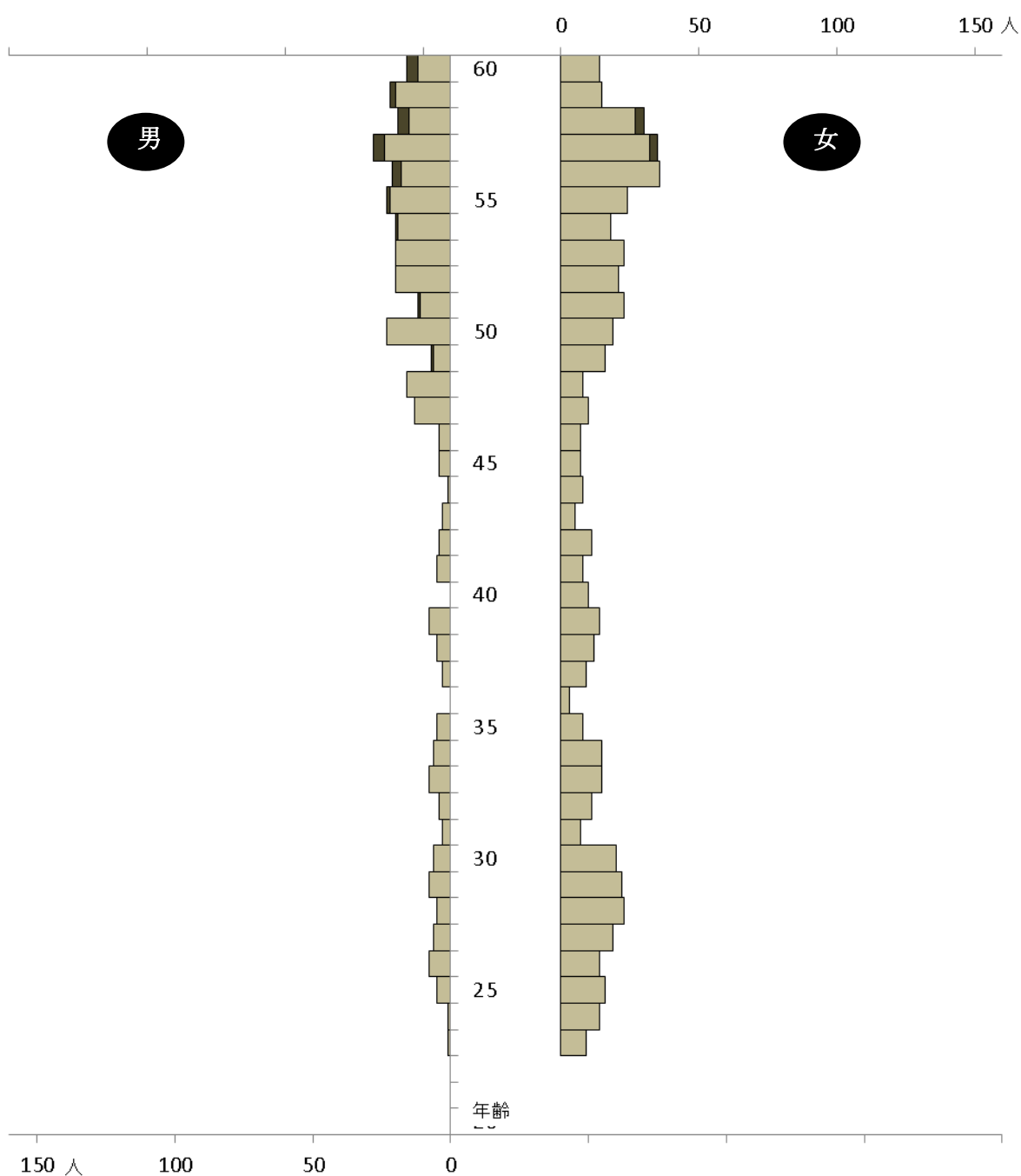


特別支援学校校長・教員の男女別年齢構成図表

	24.5.1現員(人)			男女比(%)		平均年齢(歳)		
	男	女	計	男	女	男	女	計
校長・教員	363	579	942	38.5	61.5	48.3	43.6	45.4
上記のうち教諭	342	539	881	38.8	61.2			

- (注) 1 京都市立学校を除く。
 2 校長・教員には校長、首席副校長、副校長、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭を含む。
 3 再任用は除く。

■ ……校長及び教頭
 年齢 ……平成25年3月31日現在



3 教職員の選考

(1) 教員採用選考試験

京都府教育委員会では、京都市立学校を除く公立学校教員採用選考試験を、年1回(7月～8月)実施している。平成25年度採用選考試験の実施状況は、下表のとおりである。

(2) 学校職員採用試験

学校職員(学校事務職員、寄宿舎指導員、実習助手、船舶乗組員等)については、京都府人事委員会又は京都府教育委員会がそれぞれ採用試験を実施している。

平成25年度 教職員採用試験

(単位:人)

職種別		試験実施者	試験期日・場所	主な受験資格	志願者数	受験者数	合格者数 (名簿登載者)
教員	一般選考	府教育委員会		<ul style="list-style-type: none"> ・志願する校種等及び教科(科目)の教諭の普通免許状を有する方(取得見込を含む。)で昭和38年4月2日以降に生まれた方 ・北部採用枠については、北部地域(綾部市、福知山市、舞鶴市、宮津市、京丹後市、伊根町及び与謝野町)において採用後10年間程度勤務できる方 	843	795	180
					<150>	<150>	<63>
					(216)	(210)	(24)
					<<31>>	<<28>>	<<4>>
					879	797	121
					<42>	<42>	<25>
	(89)	(85)	(14)				
	<<134>>	<<113>>	<<6>>				
	1,051	933	129				
	<43>	<43>	<18>				
(109)	(100)	(14)					
240	220	69					
<22>	<22>	<9>					
(35)	(31)	(12)					
106	101	10					
50	44	5					
教員	スペシャリスト特別選考	府教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ◆1次試験 24.7.14(土)～24.7.16(月) (山城高、嵯峨野高、乙訓高) 面接 24.7.22(日) (龍谷大学) 小論文、一般教養及び専門教科 ◆2次試験 24.8.20(月)～24.8.30(木) (洛北高、嵯峨野高 他) 面接、一部につき実技試験 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間企業、大学又は研究機関等における勤務経験が通算して5年以上ある方(国・公・私立幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校における勤務経験を除く。)で、その勤務経験により受験教科の分野における高度な専門的知識・経験又は技能を有する方 ・特別免許状の授与条件を満たす方 ・昭和38年4月2日以降に生まれた方 	11	9	2
					7	7	1
	高等学校(工業)			<ul style="list-style-type: none"> ・保健体育の分野における高度な専門的知識・経験又は技能を有する方 ・選手として、国際的規模の競技会に日本代表として出場した方又は日本選手権大会若しくはこれに準ずる全国的規模の大会において優秀な成績を収めた方 ・特別免許状の授与条件を満たす方 ・昭和38年4月2日以降に生まれた方 	12	12	2
	高等学校(保健体育)				<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から6級までの方 ・自力により通勤ができ、かつ、介護なしに教員として職務の遂行が可能な方 	9	7
計					3,208	2,925	520

・< >は大学推薦特別選考の数で内数 ・()は北部採用枠での選考の数で内数 ・<< >>は小中・中高共通枠での選考で内数

職種別		試験実施者	試験期日・場所	主な受験資格	志願者数	受験者数	合格者数 (名簿登載者)
公立学校職員	学校事務職員 A	府人事委員会	◆1次試験 24.9.23(日) (龍谷大学、西舞鶴高) 教養試験 24.10.4(木)～24.10.10(水) (府庁)口述試験	平成元年4月2日以降に生まれた方	224	162	5
	学校事務職員 B			◆2次試験 24.10.31(水)～24.11.6(火) (京都府公館) 口述試験、適性検査	平成元年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた方	59	50
	計				283	212	10
	船舶乗組員(無線)	府府人教育委員会	25.1.12(土) (京都府庁) 教養試験、小論文、面接、適性検査	・1級海技士(通信)若しくは3級以上の海技士(電子通信)の資格を有する方(取得見込み含む。)で昭和38年4月2日以降に生まれた方	1	1	0
	船舶乗組員(航海又は機関)			・4級以上の海技士(航海)又は4級以上の海技士(機関)の資格を有する方(取得見込み含む。)で、昭和38年4月2日以降に生まれた方	8	7	1
	寄宿舎指導員	府教育委員会	◆第1次試験 24.7.15(月) (乙訓高) 面接 24.7.21(日) (龍谷大学) 小論文、一般教養及び職務に関する専門的知識 ◆第2次試験 24.8.26(日) (京都女子大学) 面接	・幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、特別支援学校教諭、養護教諭及び栄養教諭のいずれかの普通免許状を有する方(取得見込み含む。)で昭和38年4月2日以降に生まれた方	38	35	6
	高等学校実習助手(理科)			・小学校教諭、中学校教諭及び高等学校教諭のいずれかの普通免許状を有する方(取得見込み含む。)又は免許状を有していない方で大学等で理科に関する実験実習単位を修得した方(修得見込み含む。)で昭和38年4月2日以降に生まれた方	21	21	4
	高等学校実習助手(農業)			・志願学科に関連する教諭の免許状を有する方(取得見込み含む。)又は志願学科を卒業した方(卒業見込み含む。)で昭和38年4月2日以降に生まれた方	12	10	1
	高等学校実習助手(工業)				13	13	3

第2節 給 与

1 給与制度の基本

公務員の給与の性格は、職務給を原則としながら生活面も考慮されたものであり、その水準は、国、他の地方公共団体、民間給与と均衡を図ること、給与の種類、額、支給方法は条例で定めることなどが地方公務員法第24条に定められている。

また、公立学校の校長及び教員の給与は、従前の国立学校準拠制を廃止し、教育公務員特例法第13条に「これらの者の職務と責任の特殊性に基づき条例で定める」と規定され、各地方公共団体が地域ごとの実態を踏まえて給料や諸手当の額を主体的に定めることとされている。

京都府における教職員は、「職員の給与等に関する条例」（昭和31年京都府条例第28号）「職員の給与、勤務時間等に関する規則」（昭和31年人事委員会規則6-2）などに給与の種類、額、支給方法が定められている。

教職員に支給される給与の種類は、給料、給料の調整額、教職調整額、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤手当、へき地手当、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当及び退職手当で、これらの給与は、それぞれ支給要件が条例規則に定められている。

2 給与の負担

地方公務員の給与は、原則として職員の身分の属する地方公共団体が負担し支給することになっているが、市町村立の小・中学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、講師、学校栄養職員及び事務職員の給与などについては、市町村立学校職員給与負担法第1条の定めるところにより、例外として都道府県が負担することとされている。

これは、財政規模その他の事情が異なる市町村に給与を負担させた場合、給与の不均衡が予測され、人事上の障害ともなるので、広

域的な視野に立って教育の推進を図るために設けられた制度である。

また、教育の機会均等とその水準の維持向上を図るため、義務教育諸学校の教職員の給与費などについて、都道府県の負担した給与費の概ね3分の1を一定の基準に従って、国が負担するよう、義務教育費国庫負担法に定められている。

3 教育職員給与の特殊性

小・中・高・特別支援学校に勤務する教育職員に対する給与については、教育振興という観点から、他の給料表の適用を受ける者と異なる給与などの優遇措置が採られている。

- (1) 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」に基づいて、義務教育諸学校などの教育職員の職務と勤務態様の特殊性を勤務時間の内外を問わず包括的に評価し、時間外勤務手当と休日勤務手当にかえて教職調整額（給料の4%）が支給されている。
- (2) 「学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法」に基づいて、教育職員の給与水準を一般職員より優遇し、人材を確保することを目的として、給料表の改善のほか、義務教育等教員特別手当、教育業務連絡指導手当などが支給されている。
- (3) 「へき地教育振興法」、「高等学校の定時制教育及び通信教育振興法」、「産業教育振興法」に基づいて、それぞれへき地手当、定時制通信教育手当及び産業教育手当が支給されている。

4 退職手当

退職手当は、職員が退職した場合に一時金として、その者（死亡による退職の場合はその遺族）に支給される給与であって、民間企業における退職金（一時金）に相当するものである。

退職手当の種類、支給額及び支給方法は「職員の退職手当に関する条例」（昭和31年京都府条例第30号）に定められている。

5 人件費総額

平成24年度2月補正を含む教職員の人件費総額は170,299,934千円である。各学校種別ごとの人件費は次のとおりである。

(単位：千円)

区分	平成23年度 決算額	区分	平成24年度 2月現計予算額
小学校	68,454,219	小学校	66,666,539
中学校	39,986,680	中学校	39,723,479
高等学校	28,587,852	高等学校	28,270,705
特別支援学校	16,542,884	特別支援学校	16,357,607
退職手当	18,950,534	退職手当	19,281,604
計	172,522,169	計	170,299,934

第3節 免許

学校教育法第1条に定める幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の教員は、教育職員免許法により授与する各相当の教員免許状を有するものでなければならない。

免許状の種類は、普通免許状、特別免許状、臨時免許状の三種類である。

普通免許状は、学校（中等教育学校を除く。）の種類ごとの教諭、養護教諭、栄養教諭の専修・一種・二種（高等学校を除く。）に区分されており、中学校、高等学校についてはそれぞれ教科ごとに授与される。

特別免許状は、学校（幼稚園及び中等教育学校を除く。）の種類ごとの教諭の免許状である。

（上記の免許状については、平成21年4月から更新制が適用されている。）

臨時免許状は学校（中等教育学校を除く。）の種類ごとの助教諭の免許状及び養護助教諭免許状である。

免許状の取得方法は、大別すると、

- (1) 課程認定を受けた大学・短期大学若しくは教員養成機関で、免許法に定める教科及び教職に関する科目を取得し、卒業または修了したものの。

(2) 学校での勤務年数と、それに伴う単位取得によるもの。

(3) 文部科学省が行う教員資格認定試験に合格したものの。

などがあるが、このほか個々の事例によって経過規定、特例規定が多く、複雑多岐にわたっている。

なお、教員免許状は、都道府県の教育委員会が授与するものであり、普通免許状は、すべての都道府県において効力を有し、特別免許状及び臨時免許状は、その免許状を授与した都道府県においてのみ効力を有する。

平成23年度に京都府教育委員会が授与（交付）した免許状の件数は次の通りである。

教育職員免許授与（交付）（平成23年度）

種 別	件数	教科別																																	
		国語	社会	地理歴史	公民	数学	理科	音楽	美術	工芸	書道	保健体育	保健	看護	看護実習	技術	家庭	家庭実習	情報	農業	農業実習	工業	工業実習	商業	商業実習	水産	商船	福祉	職業	職業指導	外国語	宗 教			
幼稚園教諭専修免許状	15																																		
幼稚園教諭1種免許状	574																																		
幼稚園教諭2種免許状	814																																		
小学校教諭専修免許状	77																																		
小学校教諭1種免許状	1,180																																		
小学校教諭2種免許状	497																																		
中学校教諭専修免許状	317	46	66			31	34	16	44			14	0			3	10														0	0	42	11	
中学校教諭1種免許状	2,719	469	706			228	117	151	214			133	1			8	79													0	0	598	15		
中学校教諭2種免許状	75	24	7			5	2	0	2			3	0			5	5													0	0	22	0		
中学校教諭特別免許状	1											1																							
高等学校教諭専修免許状	406	50		61	41	32	54	17	41	11	4	13	0	0	0		10	0	8	2	0	4	0	0	0	0	0	1		0	44	13			
高等学校教諭1種免許状	3,711	527		657	597	254	156	168	234	50	40	148	1	0	0		82	0	75	8	0	10	0	16	0	0	0	25		0	646	17			
高等学校教諭特別免許状	0											0																							
特別支援学校教諭専修免許状	10																																		
特別支援学校教諭1種免許状	278																																		
特別支援学校教諭2種免許状	105																																		
養護教諭専修免許状	0																																		
養護教諭1種免許状	51																																		
養護教諭2種免許状	104																																		
栄養教諭専修免許状	0																																		
栄養教諭1種免許状	45																																		
栄養教諭2種免許状	18																																		
自立活動教諭1種免許状	0																																		
小 計	10,997	1,116	779	718	638	550	363	352	535	61	44	312	2	0	0	16	186	0	83	10	0	14	0	16	0	0	0	26	0	0	1,352	56			
幼稚園助教諭免許状	5																																		
小学校助教諭免許状	126																																		
中学校助教諭免許状	128	8	5			36	31	0	4			10	0			14	6													0	0	14	0		
高等学校助教諭免許状	90	6		5	4	9	10	6	4	2	0	5	0	2	3		3	0	1	0	0	3	0	0	0	0	0	2		0	25	0			
特別支援学校助教諭免許状	35																																		
養護助教諭免許状	10																																		
自立教科助教諭免許状	0																																		
小 計	394	14	5	5	4	45	41	6	8	2	0	15	0	2	3	14	9	0	1	0	0	3	0	0	0	0	0	2	0	0	39	0			
合 計	11,391	1,130	784	723	642	595	404	358	543	63	44	327	2	2	3	30	195	0	84	10	0	17	0	16	0	0	0	28	0	0	1,391	56			

第4節 研 修

教職員の研修については、地方公務員法第39条に定めるほか、特に教育公務員については、職務の特殊性にかんがみ、教育公務員特例法第21条及び第22条に特別規程が設けられており、初任者研修や10年経験者研修の実施が義務づけられている。

本府では、学校内外での研修を充実するなど教員の資質や指導力の向上を図る取組を推進するとともに、年度当初の校(園)長会議において、教職員の意識改革と資質能力の向上について説示してきたところである。

また、教職員の大量退職・大量採用時代の到来による喫緊の課題に対応するため、平成18年7月に設置した「『教師力』向上に関する検討委員会」の提言などを踏まえ、平成19年度、今後の人材育成の方向性を示す「『教師力』向上のための指針」を策定し、その具体化を図るため、単位制履修制度導入等を進めているところである。

本府において実施している教職員研修の主なものは次のとおりである。

1 京都府総合教育センター研修

初任者研修や10年経験者研修といった法定研修や、各教科・領域に関する専門研修などを実施している。

2 独立行政法人教員研修センター等主催研修講座への派遣

各種講座に管理職及び中堅教員を派遣し、指導的役割を果たす教職員の育成を図っている。

3 各種教育・研究機関等での研修

教職員が豊かな人間性、広い社会性及び高い専門性を身に付けるため、国の研修機関、大学・大学院・教職大学院などでの長期派遣研修を実施している。

また、派遣研修以外にも、大学や民間企業などと連携した研修を実施している。

第5節 健康管理

健康管理の充実を図るため、労働安全衛生法、学校保健安全法などに定められた検査項目の他、府立学校独自の健康診断としてB型肝炎健康診断、頸肩腕、腰痛検診、VDT健康診断などを実施し、疾病の早期発見、早期治療等の徹底により健康の保持増進を図って

いる。

また、平成17年度から府立学校におけるメンタルヘルス対策を充実するために、「メンタルヘルスカウンセリング事業」及び「メンタルヘルス研修会支援事業」を実施している。

なお、公立学校共済組合京都支部に、次のような検診事業等を委託し実施している。

- ・人間ドック検診事業
- ・脳ドック検診事業
- ・乳がん・子宮頸がん検診事業
- ・骨粗しょう症検診事業
- ・前立腺検診事業
- ・大腸がん検診事業
- ・こころの健康相談室
- ・こころの健康チェック
- ・メンタルヘルスハンドブック配付事業

第6節 福利厚生等

教職員が健康で安心して職務に専念できる環境を整備するための様々な事業を実施している。

1 公立学校共済組合京都支部の運営

地方公務員等共済組合法に基づき、組合員とその家族の健康維持、相互救済による諸給付及び福祉事業を行い、生活の安定と福祉の増進を図っている。

(1) 組合員数

平成25年3月末現在20,811人
(被扶養者数18,091人)

(2) 短期給付事業

組合員及びその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡、災害、結婚などに対し、給付を行っている。

(3) 長期給付事業

組合員が退職、死亡などした場合、年金の給付を行い、組合員とその遺族の生活の安定を図っている。

(4) 厚生事業

組合員とその家族の健康維持及び福祉向上のため、特定健康診査、特定保健指導事業、健康管理に関する事業、メンタルヘルスに関する事業などを実施している。

(5) 貸付事業

組合員が住宅の取得、災害、結婚などで臨時に資金を必要とする場合、貸付を行っ

ている。

(6) 宿泊施設の運営

組合員とその家族が宿泊・会議・婚礼などに利用できる次の施設を運営している。

▲京都宿泊所（ホテルルビノ京都堀川）

京都市上京区東堀川通下長者町下ル

▲京都宿泊所宮津分館（うらしま荘）

宮津市字島崎小字川跡2039-8

2 教職員住宅の管理

人事異動支援等を目的として、教職員を対象に住宅を賃貸している。

3 恩給、扶助料等の支給

昭和37年11月30日以前に退職した元教育職員に対し普通恩給などを、その遺族に対し扶助料などを支給している。

4 財産形成貯蓄制度

教職員が、豊かな生活を実現するために、勤労者財産形成促進法に基づき、財形貯蓄制度を実施している。

第3章 学校教育

第3章 学校教育

第1節 幼児教育

京都府内には、幼児教育施設として、幼稚園又は保育所が設置されており、市町村の積極的な取組により、幼児教育の振興が図られている。

府内の幼稚園では、幼児の思いや願いをとらえ、幼児が遊びを通してうまく人とかわかれるようになったり、言葉が豊かになったりするなど、幼児期にふさわしい生活の展開に努めるとともに、さまざまな体験を豊富に積み重ねながら人間形成の基礎を培っている。

また、幼稚園・保育所・小学校が連携し、子どもたちの交流や指導内容・方法の連携及び保護者の交流等、幼児がその後の小学生生活へ円滑に移行できるよう支援する取組を行っている。

1 「もうすぐ1年生」体験入学推進事業

小学校入学前の幼児を対象に『もうすぐ1年生』体験入学推進事業を実施し、小学校に入学してからの生活をスムーズに送れるよう、幼児教育と小学校教育との円滑な接続が図れる取組を推進している。

小学校での授業体験、小学校教員による出前授業、給食の体験や小学生との交流行事を行うなど、年間を通して複数回にわたり、地域の実情に合わせた様々な取組を実施している。

第2節 小・中学校教育

府内各小・中学校においては、学習指導要領や本府「学校教育の重点」の趣旨を生かして、児童生徒一人一人の学力の充実・向上に努めるとともに、学校教育全般にわたって創意工夫を生かした教育活動を展開するなど、特色ある学校づくりを進めている。

このような取組を一層推進して小・中学校教育の活性化を図る。

1 まなび教育推進プラン

平成14年度からアクションプランの一つとして検討会議を設置し、委員より提言を受け、年度ごとに教育施策を展開している。

平成23年度は、学校・家庭・地域の連携協力、京都式少人数教育の推進、校種間連携等の在り方を中心に検討し、12月に「まなび教育推進プラン」を公表した。

平成24年度はこれらの検討内容を踏まえ、京都式地域連携校の構築や、中学校における少人数教育の充実、京都式専科教育の充実など、プランの具体化をはかるべく施策の推進に努めた。

2 「子どものための京都式少人数教育」

義務教育9年間を見通して、児童生徒一人一人に基礎・基本の徹底と学力の充実・向上を図るため、京都式少人数教育を推進している。

実施に当たり、市町(組合)教育委員会が、学校や児童生徒の状況に応じて、少人数授業・ティームティーチング、少人数学級の指導方法や指導体制を選択して実施できる京都独自の方式を導入した。平成23年度から小学校1年生では35人以下学級が制度化され、平成24年度には小学校2年生及び全ての中学校で35人を超える学級規模の解消ができるよう教員配置を拡充し、一層きめ細かな指導が中学校においても可能となった。

さらに、小学校1・2年生では2人の先生による指導ができるよう30人を超える学級に教員を加配している。

また、学校や市町(組合)教育委員会が、選択した指導方法や指導体制について保護者に説明するとともに、成果を次年度の展開に生かすように努めて、個に応じたきめ細かな指導を推進している。

3 学習指導要領の全面实施

平成20年3月に告示(文部科学省)された学習指導要領により、小学校は平成23年度から、中学校は平成24年度からそれぞれ全面实施となった。これに伴い、京都府においては様々な取組を進めているところである。「京の未来創造校」をはじめとした指定校制度を活用して研究開発を進めるとともに、教育課

程研究会を小・中学校別に開催し、学習指導要領の趣旨説明や各教科等の先進的な実践の報告・協議を行い、学力向上につながる研究を図っている。

4 研究指定校(京の未来創造校)

平成23年度から、学校の創意ある教育活動を支援することにより、学校の自立性や教職員の意欲を高め、児童生徒の学力及び教職員の指導力の向上を図ることを目的とし、「京の未来創造校」を指定した。

平成24年度には、研究発表会を開催するなどして研究成果の普及を図った。

平成24年度 京の未来創造校

	乙訓	山城	南丹	中丹	丹後	府立中学	合計
幼稚園							0
小学校	6	3	5	4	4		22
中学校	0	7	4	3	5		19
合計	6	10	9	7	9	0	41

5 中1振り返り集中学習～ふりスタ～

中学生の学力の充実・向上を図るために、各学校が作成した計画書に基づいて学習支援員等を配置し「中1振り返り集中学習～ふりスタ～」を実施している。

「ふりスタ」では、基礎基本の学習が必要な中学校1年生の生徒を対象に、早期に小学校段階の学習の課題の解消を図り、生徒自らが主体的に学習に取り組む意欲・態度を身に付けさせることを目的としている。学習支援員として退職教員や学生等が、国語や数学(算数)を中心として、放課後や長期休業中に学習会を実施している。平成24年度は、府内の全市町(組合)立中学校で実施した。

6 まなび・生活アドバイザー

小学校入学前から中学校卒業までを視野に入れ生活・学習習慣がしっかりと身に付くよう、学校と家庭の橋渡し役を担うまなび・生活アドバイザーを配置している。平成24年度は、小学校20校、中学校18校に配置し、児童

生徒や保護者に対して、関係機関等と連携した支援を行っている。

7 心の教育の充実

(1) 「京の子ども 明日へのとびら」の活用

京都の独自性を生かした「心の教育」学習資料を、平成19年度から府内の各小中学校で活用できるよう、全小中学生に配布。

小学校低・中・高学年編、中学校編の4分冊とし、京都にゆかりのある文化人などによる子ども向け書き下ろし文を中心に、発達段階に応じてよりよい生き方を考え合うことで豊かな人間性のはぐくみを目指している。

なお、平成20年9月に「実践事例集」、平成22年3月に「実践事例集・第2集」を作成し、府内の小・中学校、市町(組合)教育委員会へ配布した。

(2) 体験活動の推進

ア KYO発見 仕事・文化体験活動

府内全小・中学校を実施対象として仕事分野と伝統文化分野で募集

イ 豊かな体験活動

「自然宿泊体験事業～子ども農山漁村交流プロジェクト～」において府内の2小学校が3泊4日の自然体験学習を実施

(3) 読書活動の推進

子どもの読書活動のさらなる推進を図るため、平成22年1月に「京都府子どもの読書活動推進計画(第二次推進計画)」を策定した。この推進計画では、読書を通じて、質の高い学力の基盤となる言語力を育成するとともに、感性を磨き想像力や表現力の豊かな子どもを社会全体で育成することを目指して「ことばの力」を豊かに育むことを重点方針としている。読書活動は、家庭・学校・地域社会が相互に効果的な連携を図り、社会全体で推進することが必要であり、司書教諭の養成研修や学校と公立図書館やボランティアとの連携推進などの具体的な取組をはじめ、広報、啓発、情報提供に努めている。

8 へき地・小規模校教育

へき地、小規模及び、複式形態などの特性を生かした教育活動を推進し、学力の充実・

向上に努めるとともに、表現力、社会性、実践力を身に付けた子どもの育成を目指している。

9 大学の先生に学ぼう体験事業

児童生徒の学習に対する興味・関心を喚起し、学習意欲の向上を図るなど、未来に向かって夢と希望を持って学ぼうとする子どもを

育成するため、優れた人的・物的資源を有する京都大学と連携した取組を実施している。

平成24年度の主な事業として、小・中・高校へ大学の教授による出前授業、「京都数学グランプリ」「京都物理グランプリ」や教員研修等を実施している。

第3節 高等学校教育

1 高校教育の活性化

府立高校「教育改革チャレンジプラン」支援事業、英語指導助手の活用、研究指定事業などを実施している。

(1) 府立高校「教育改革チャレンジプラン」支援事業(平成24年度)

事 項	実 施 内 容	対象校	実施校名
1 「質の高い学力」はぐくみプラン (1) 基礎学力充実プロジェクト支援事業 (2) 学習意欲向上プロジェクト支援事業 (3) 「活用する力」育成事業	補習等を実施し、基礎・基本の徹底による学力の充実を図る。 学習合宿・進路補習、資格取得促進、教科別合同学習会、校種間連携の実施など、知的好奇心をはぐくみ、主体的に学習する意欲や態度を養う。 府立高校実力テスト、数学グランプリの実施など、課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の充実を図る。	全校 全校 全校	
2 「共生する力」はぐくみプラン (1) さわやかハート応援事業 (2) 社会とかかわる力の育成プロジェクト支援事業 (3) 環境教育推進事業	豊かな人間性を兼ね備えた高校生の育成を目的に「伝統文化教育」「道德教育」「体験活動」等の取組を支援する。 社会の仕組みを理解し、積極的に社会参画するための知識・技能や態度など公民的資質（シティズンシップ）を養う。 環境教育、環境保全活動等への取組を支援するとともに、生徒自らより良い環境の創造に向けて主体的に行動する態度を育成する。	13校 3校 9校	桂、東稜、洛水、南陽、南丹、園部、農芸、綾部、大江、東舞鶴、宮津、海洋、網野 鳥羽、嵯峨野、北桑田 山城、桂、木津、亀岡、農芸、須知、綾部（東分校）、工業、久美浜
3 魅力ある学校づくり推進プラン (1) 学力向上フロンティア校支援事業 (2) 特色ある職業学科の研究	生徒の学力の向上を目指し、学校が主体的に企画する先進的な取組を支援する。 学校・学科間連携や、地域・企業・大学等と協働・交流する取組を支援するとともに、「第6次産業化」に向けた学習に関する研究を行う。	17校 8校	山城、洛東、鳥羽、桂、東稜、城陽、田辺、木津、須知、綾部、福知山、大江、東舞鶴浮島分校、海洋、加悦谷、網野間人分校、久美浜 北桑田、京都すばる、田辺、須知、工業、宮津、海洋、峰山

(2) 学校評議員の設置

全府立高校に学校評議員を委嘱し、教育内容などについて聴取した意見を学校運営に生かすことによって、開かれた学校づくりを推進する。

(3) 全府立高校で学校評価（自己評価、学校関係者評価）を実施することで、保護者や地域と連携しながら学校経営の改善を推進する。

(4) 英語指導助手

配置人員 39名 府立高校などに英語指導助手を配置し、実践的な英語教育の充実を図る。

(5) 高等学校研究指定校等一覧（平成24年度）

事業名	指定年度	区分	学校名	実践主題又は特色の概要
スーパーサイエンスハイスクール	24～28	国指定	洛北	併設型中高一貫校における科学者育成を目指す教育プログラムの研究開発
スーパーサイエンスハイスクール	22～26	国指定	桃山	自然科学分野において新たな知を創造できる探求心・独創性にあふれた国際的な人材を育成するための教育課程の研究
スーパーサイエンスハイスクール	24～28	国指定	嵯峨野	科学を極める探究心と社会貢献の精神を持ち、国際舞台で創造的リーダーシップを発揮できる研究者を育成するために有効な教育方法の研究開発
スクールカウンセラー活用	24	府指定	全校	生徒や保護者へのカウンセリングの実施及び学校全体の教育相談機能の充実
エネルギー教育支援	24	府指定	鴨沂、桃山、東稜、城南菱創、亀岡、工業	生徒がエネルギーや原子力について理解を深め、自ら考え、判断できる力を育成
学力向上フロンティア校支援	24	府指定	山城	「Seize the Dayプロジェクト」 ◇自己肯定感を持たせ、生徒のやる気を維持させる「やましろ文箱」を作成 ◇自宅学習の計画や学校生活のスケジュール管理に活用する「やましろ手帖」を作成
			洛東	「生徒の学習意欲を高める授業創造の実践と研究」 ◇「コの字型レイアウト授業とグループ学習」 ◇ディベートを活用した授業の研究
			鳥羽	「プロジェクトTOBA ver.Ⅲ －ICTを駆使した特進授業の開発－」 ◇ICTを用いた教育内容・教育方法の開発 ◇思考力コンテストの実施
			桂	「桂 学びプランⅢ」 ～「中高の接続」「ことばの力育成」及び「家庭学習習慣の確立」による基礎学力の養成と「入試突破に向けた学習計画・方法の指導」による希望進路の実現～ ◇教科や特別活動における「文章を書かせる指導」の実施 ◇将来展望を持たせるキャリアプランガイダンス
			東稜	「TRY・エンカレッジング・プログラム2」 ◇司法書士会との連携による司法教育講座 ◇青年海外協力隊経験者、京都府名誉友好大使等によるグローバル教育プログラム
			城陽	「TAG城陽～どれが私の生きる道～」保護者・地域・教職員でTAGを組み、生徒が将来を見つめるために ◇保護者・卒業生・地域による人材バンク「城陽TAGバンク」の設立 ◇将来について、生徒が自ら考え行動する「どれ道学習」を実施
			田辺	「『工』と『農』のコラボで真の学力向上」 ◇田辺高校における農業用機器の製作 ◇木津高校における機器の試験使用及びレポート作成
			木津	
			須知	「リスタ須知・夢∞ 一温かくて厳しい学びの場の創造」 ◇小論文指導等により、ことばの力を育成 ◇地域の産業振興課、観光協会、企業との連携
			綾部	「地域社会を支える人材の育成 ～ARS (Ayabe Regional Study) プロジェクト～」 ◇綾部の地域や歴史を学ぶ「綾部学」の研究 ◇ボランティアバンクを設置し、地域活動に参加する。
福知山	「自律・自主・自立 ～みらいへの黄金比～」 ◇学習習慣・学習スタイルの確立を図るために生活記録をつけ、自主的・自律的に学習に取り組む。 ◇自律的な学習を深化させ、生徒が自主的に考え、自立して学習する活動を支援			

事業名	指定年度	区分	学校名	実践主題又は特色の概要
学力向上フロンティア校支援	24	府指定	大江	「OE-study-第4章- ～全ての生徒に！基礎学力&self-Esteem定着プロジェクト～」 ◇校内コンテストを各教科で実施し、自己有用感の定着を図る。 ◇ポータルサイト及び大江高校ネットコモンズを活用し、進路及び学習に関する情報を公開する。
			東舞鶴浮島分校	「うきしまメソッド ～心を整え、地域と共に学びをつなぐ～」 ◇独自教材を活用し、基礎基本の定着を図る。 ◇伝統文化体験授業を実施し、規範意識の向上を図る。
			海洋	「Be unique! 海洋ならではの挑戦 ～連携から貢献へ 活用と自己有用感をとおして磨く「質の高い学力」～」 ◇地域企業とのコラボで海洋ブランド製品の販売を実施 ◇公共施設等へミニ水族館の設置や、水産海洋研究成果や実習製品等を活用した博物館化を図る。
			加悦谷	「響け！加悦谷シンフォニー “地域の共生” ～生徒のやる気を引き出す加悦高チャレンジ (CH) !～」 ◇高校生活や学習時間等における目標・結果を記入する「自己振り返りノート」を活用する。 ◇地元有線テレビの番組制作等、地域への情報発信を行う。
			網野間人分校	「Step Up for Taiza-rize」 ◇「進路連絡会議」の充実と、適正に応じたキャリア教育の実践 ◇インターンシップ・部活動等、体験活動を充実させ、社会性の育成を図る。
			久美浜	「2年目のKRA (久美浜・リメディアル・アクション)」 ◇言語活動を充実させ、思考の基盤を築く。 ◇ボランティア活動への参加を促進し、自己有用感の醸成を図り、社会生活基盤を築く。
特色ある職業学科の研究	24	府指定	北桑田、京都すばる、田辺、須知、工業、宮津、海洋、峰山	学校・学科間連携や、地域・企業・大学等と協働・交流する取組を支援するとともに、「第6次産業化」に向けた学習に関する研究を行う。
高校生「京の文化力」推進事業	24	府指定	洛北、北稜、嵯峨野、北嵯峨、北桑田、洛西、桃山、京都すばる、向陽、南陽、東宇治、西乙訓、菟道、城南菱創、西城陽、亀岡、園部、福知山、工業、西舞鶴、宮津、峰山	文化庁活動の一層の活性化と、次世代への伝統文化の継承を目的とした、外部指導者による技術指導と小・中学生への文化の継承
キャリア教育推進	24	府指定	山城、朱雀、鳥羽(定)、北桑田、東稜、洛水、城陽、田辺、南丹、綾部(東分校)、加悦谷、東舞鶴、宮津(伊根分校)	京都府キャリア教育サポーターの活用及びインターンシップ等生徒の体験活動の推進
高校生伝統文化事業 (きもの着付け体験)	22～24 23～25 24～26	府商工労働観光部指定	22～24 嵯峨野、桃山、洛水、久御山 23～25 桂、京都すばる、城南菱創 24～26 向陽、西城陽、綾部	「きもの」にふれる機会を通して、日本の伝統文化に対する理解を深めるための教育活動を実施
「ことばの力」育成プロジェクト	21～23 22～24	府指定	21～23 北稜、鳥羽、桃山、南陽、園部、西舞鶴 22～24 山城、西乙訓	課題解決に必要な思考力、判断力、表現力等を育成するため、各教科における言語力育成に向けた学力指導プログラムを開発
柔軟な教育システムに係る実践研究事業	20～21 21～22 23～24	府指定	20～21 朱雀 21～22 北桑田 23～24 網野(間人)	多様な教育ニーズをもつ生徒に対応した柔軟な教育システムについて研究
研究開発学校	22～24	国指定	西乙訓	高等学校地理歴史科において、新しい必修科目を設定し、科目構成や履修形態、学習内容、指導方法及び評価の在り方について研究開発を行う。
環境教育推進事業 (エコアドバンス活動推進事業)	24	府指定	山城、桂、木津、亀岡、農芸、須知、綾部(東分校)、工業、久美浜	環境教育及び環境保全活動を推進し、持続可能な社会の構築に向けての取組の充実を図るとともに、生徒自らより良い環境の創造に向けて主体的に行動する態度の育成

事業名	指定年度	区分	学校名	実践主題または特色の概要
京都グローバルコミュニケーション校 (英語力を強化する指導改善の取組)	24	府指定 (国指定)	グローバルコミュニケーション校(拠点校) 山城、西乙訓、 東宇治、東舞鶴 協力校 北稜、西城陽、南陽、 園部、長岡第四中、 青葉中、白糸中	・留学生や訪日旅行生との交流など異文化を理解し尊重する資質・能力を育成する取組を推進 ・英語力向上に向けた取組を実施し、英検準2級以上相当の生徒数の増加を目指すとともに、成果を他校に波及

府立高校の改革について

府立高校では、昭和60年度の高校教育制度改善により、通学圏の設定、類・類型の導入、専門学科の充実など、生徒一人一人の能力や個性に対応した多様な教育を進めてきた。

また、その後の社会の変化や多様化する生徒のニーズに的確に対応するため、平成15年3月と同16年7月に「府立高校改革推進計画」を策定し、府立高校改革に取り組んできた。

しかし、近年の国際化、情報化、少子高齢化、経済事情等の社会の変化や授業料の無償化制度の開始など、教育を取り巻く環境が変化していることに伴い、高校には、様々な学習ニーズを持つ生徒が入学してきている。

また、高校等への進学率が99%に達し、生徒一人一人の能力・適性、興味・関心、進路希望などが一層多様化しており、高校教育に対するニーズも多様になっており、様々な視点でこれからの高校教育の在り方や教育シス

テムを検討することが必要になっている。

そうしたことから、「京都府教育振興プラン」に基づき、今後の定時制・通信制教育、京都市・乙訓地域の教育制度、農業教育の在り方や、府立高校の特色化づくりを検討する有識者会議を立ち上げ、それぞれ検討を進めてきた。

定時制・通信制教育では、「京都フレックス学園構想」を打ち出し、まずは京都市内において平成27年4月の開校を目指して校舎の新築工事を実施している。京都市・乙訓地域の教育制度については、平成26年度からの類・類型制度や総合選抜制度の廃止を決定するなど、新しい制度への移行準備を進めている。府立高校の特色化の推進に向けては、アクションプランである「府立高校特色化推進プラン」を策定し取組を推進している。

<府立高校改革推進計画の基本的な方向性>

- 新しい多様で柔軟な教育システムの構築
- 創意工夫を生かした教育活動の展開
- 主体的な選択ができる入学者選抜制度への改善
- 府立高校の規模の適正化・適正配置

<取組状況>

実施年度	実施内容	実施校(地域)
平成16年度	普通科総合選択制の導入	洛東高校
	総合学科の設置	南丹高校
	中高一貫教育の導入	洛北高校
	選抜制度の改善 (通学区域の拡大、選抜方法の改善)	山城地域
平成18年度	中高一貫教育の導入	園部高校
	自然科学系専門学科の新設	桃山高校、南陽高校、 亀岡高校、西舞鶴高校
	商業に関する学科の改編	大江高校
	普通科総合選択制の導入	大江高校、八幡高校
	選抜制度の改善 (前期特色選抜の導入、通学区域の弾力化)	口丹・中丹・丹後通学圏
	長期欠席者特別入学者選抜の実施	朱雀高校、城陽高校、 西舞鶴高校
平成19年度	府立高校の再編整備(八幡市域)	京都八幡高校(旧八幡 高校、旧南八幡高校)
	専門性と幅広い知識基盤を培う専門学科の新設	山城高校、城南高校、 福知山高校
	人間科学・福祉系統の専門学科の新設	京都八幡高校 (南キャンパス)
	新しい時代の国際理解教育を推進する専門学科への改編	園部高校
	工業に関する学科の改編	田辺高校
平成21年度	府立高校の再編整備(宇治市域)	城南菱創高校(旧城南 高校、旧西宇治高校)
	通学区域の拡大と選抜制度の改善	京都市・乙訓地域
	福祉に関する学科の改編	京都八幡高校 (南キャンパス)
	商業に関する学科の改編	京都すばる高校
	工業に関する学科の改編	峰山高校
平成22年度	スポーツ・健康科学に関する学科の新設	乙訓高校
	選抜制度の改善	口丹・中丹・丹後通学圏
平成23年度	普通科の教育課程上の編成変更(類・類型の発展的解消)	山城通学圏
平成24年度	普通科の教育課程上の編成変更(類・類型の発展的解消)	口丹・中丹・丹後通学圏

京都フレックス学園構想

生徒一人一人を大切に、個性や能力を最大限に伸ばすため、生徒の多様な学習ニーズに柔軟に対応する新しいタイプの教育の推進を目的とし、生徒の多様な志望動機や学習経験など、多様なニーズに対応できる柔軟な教育システムをもつ高校を創設

府立高校特色化推進プラン

<達成したい具体的な目標>

①府立高校全体のレベルアップ ②生徒に対するケアの充実 ③各高校の特色化推進

<特色化を進める10の柱>

①質の高い教育 ②教職員の資質向上 ③府民の信頼を得る学校運営
④徹底した進路保障 ⑤修学の支援 ⑥部活動の充実 ⑦土曜日の活用
⑧多様な人間力の育成 ⑨発信力・広報力の強化 ⑩各校独自の施設設備の整備

2 定時制・通信制教育の振興

本府においては、勤労青少年に高校教育を保障する観点から定時制・通信制教育を重視し、各学校において生徒の就・修学の促進を図るとともに、一人一人の実態に即した的確な指導を推進するよう努めている。

主な事業は次のとおりである。

また、府立高校定時制・通信制教育の在り方懇談会からのまとめを受け、生徒の多様な志望動機や学習経験など、多様なニーズに対応できる柔軟な教育システムをもつ新しいタイプの高校の創設を目指す「京都フレックス学園構想」を打ち出し計画的に推進している。

事業名	内容
①定時制・通信制教育就学相談員の設置	学習意欲を持ちながら諸事情により進学が困難な者等の就学相談、雇用主及び関係者への理解と協力を得るため2人の就学相談員を設置している。
②定時制・通信制教育教科書等給与・補助事業	勤労青少年の経済的負担を軽減し、学習意欲の向上を図るため、定時制課程の教科書及び通信制課程の教科書・学習書を給与又は補助している。
③定時制・通信制教育修学奨励金貸与事業	勤労青少年の定時制課程及び通信制課程への修学を促進するため、定時制課程又は通信制課程に在学する者に対し、修学奨励金を貸与し、卒業すれば返還を免除している。

3 理科教育及び職業教育の振興

府立学校における理科教育の振興並びに職業教育の振興を図るため、「理科教育振興法」並びに「産業教育振興法」に基づき設備充実を行っているところである。

職業教育については科学技術の進展などの変化に対応した学科改編を進めるほか、高度情報通信社会に対応した教育用コンピュータの整備、資格取得の推進、「課題研究」の充実、インターンシップなど体験活動の推進などにより、その振興を図っている。

4 芸術文化活動の振興

第20回全国高等学校総合文化祭(平成18年度)、第29回近畿高等学校総合文化祭(平成21年度)の成果を踏まえ、高等学校における文化部活動をより一層活性化させるなどしてきた結果、平成23年度の「第26回国民文化祭・京都2011」において多くの府立高校生が活躍し、その成功に大きく寄与した。平成24年度以降、その成果を活かしながら、さらなる高校生の芸術文化活動の振興に努めていく。

また、京都にゆかりの深い茶道・華道等を通して伝統文化の学習を行う「高校生伝統文

化事業」(平成24年度は茶道全校46校・華道14校・その他の伝統文化5校)を実施し、高校生の豊かな心をはぐくみながら、京都の伝統文化を次世代に継承、発展させる取組を進めている。

5 府立高等学校授業料の減免措置

教育の機会均等の趣旨にのっとり、府立高等学校に在学する生徒の修学を援助するため、京都府立学校授業料等徴収条例(昭和23年京都府条例第12号)第4条の規定により授業料を免除している。

府立高等学校授業料の減免を受けようとする者は、次のいずれかに該当し、かつ修学意欲がおう盛であるものとする。

- (1) 保護者が生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者である者
- (2) 申請者の属する世帯の前年の総収入認定額が別表に定める基準額以下であること

により、授業料の納入が困難な者又は児童福祉施設入所児で納入が困難な者
 (3) 申請者の属する世帯の当該年の総収入認定額が、転職、失業等により著しく減少し、基準額以下になることにより授業料の納

入が困難な者
 (4) 申請者の属する世帯が災害により著しく生活が困難になった者
 (5) (1)から(4)に掲げるもののほか、教育上特に免除する必要があると認める者

別表

(単位:千円)

世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人	6人	6人を超える場合
	1,460	2,060	2,760	3,230	3,590	4,060	1人増すごとに470千円を加える
所得基準額	上記の金額に次のそれぞれの額を加算した額						
	1 障害者1人につき.....320千円						
	2 長期療養者 療養のために経常的に特別な支出をしている金額						

(注) 世帯人員とは、生徒本人と生計を一にする者の人数である。

※ 平成22年度から「京都府立高等学校の授業料の特例に関する条例」の制定に伴い、府立高等学校授業料は不徴収となった。

6 高校生等修学支援事業

教育の機会均等を図り、もって社会の発展に寄与する人材の育成に資するため、勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難な高校生などに対し、修学資金の貸与などを行っている。

平成17年度からは、これまでの貸与制度に加え、旧日本育英会高校奨学金を引き継いだ内容と、高等学校等入学により必要となる修学支度金を盛り込んだ制度としている。

概要(平成24年度新入生の場合)

制 度		内 容
修学金(月額)	①高等学校等修学金貸与制度	○京都府から貸与(貸付) ○貸与額 国公立 月1万8千円以内 私立 月3万円以内 ○所得要件 4人世帯で年収約472万円以下
	②修学支援特別融資利子補給制度	○金融機関の融資利用者への利子補給 ○融資限度額 国公立 64万8千円 私立 108万円 ○所得要件 4人世帯で年収約472万円超かつ主たる生計維持者の年収約800万円以下
修学支度金	③高等学校等修学支度金貸与制度	○京都府から貸与(貸付) ○貸与額(定額) 国公立 5万円 私立 25万円 ○所得要件 ①の貸与を受ける者で主たる生計維持者の年収150万円未満
	④修学支度金特別融資利子補給制度	○金融機関の融資利用者への利子補給 ○融資額(定額) 国公立 5万円 私立 25万円 ○所得要件 ① 貸与を受ける者で主たる生計維持者の年収150万円以上

7 府立高等学校の主な施設整備

(1) 耐震補強工事
 安全な環境で学習できるよう、耐震診断

結果に基づいて既存建物の耐震補強を行った。

- (2) 校舎等の整備
生徒の多様なニーズに対応する、柔軟な教育
- (3) 老朽施設の改修
教育環境の一層の改善と充実を図るため、

システムを持つ新しいタイプの高校を新設するため、設計を行った。

既存校舎の部位別改修を行った。

	学 校 名	事 業 内 容	事業年度	予 算 額
(1)	山城高等学校他22校	耐震補強工事	24	3,861,888千円
(2)	新設高等学校（京都市地区）	基本・実施設計	24	120,000千円
(3)	各府立高等学校	老朽改修、設備改修等	24	409,000千円

府立高等学校設置学科〔平成24年4月現在〕

(全日制課程)

区分 学校名	開校年度	設置学科								
		普通科	専門学科							総合学科
			農業	工業	商業	水産	家政	情報	その他	
山城高	昭和23年度	○								○
鴨沂高	23	○								
洛北高	25	○								
北稜高	55	○								
朱雀高	23	○								
洛東高	29	○								
鳥羽高	59	○								
嵯峨野高	25	○							○	
北嵯峨高	50	○								
北桑田高	23	○	○							
桂高	23	○	○							
洛西高	55	○								
桃山高	23	○							○	
東稜高	52	○								
洛水高	53	○								
京都すげの高	60				○			○		
向陽高	50	○								
乙訓高	39	○							○	
西乙訓高	59	○								
東宇治高	49	○								
菟道高	60	○								
城南菱創高	平成21年度	□								□
城陽高	昭和47年度	○								
西城陽高	58	○								
京都八幡高	平成19年度	○								
京都八幡高南分校	19								○	
久御山高	昭和55年度	○								
田辺高	38	○		○						
木津高	23	○	○		○					
南陽高	61	○							○	
亀岡高	23	○							○	
南丹高	54	○								□
園部高	23	○							○	
農芸高	58		○							
須知高	23	○	○							
綾部高	23	○								
綾部高東分校	55		○							
福知山高	23	○							○	
工業高	38			○						
大江高	23	○			○					
東舞鶴高	23	○								
西舞鶴高	23	○							○	
宮津高	23	○		○						
海洋高	23					○				
加悦谷高	23	○								
峰山高	23	○		○						
峰山高弥栄分校	58		○				○			
網野高	23	○			○					
久美浜高	23									□
計	46校3分校	41	7	4	4	1	1	1	11	2

(定時制課程)

学校名	分校名	設置学科			
		普通科	専門学科		
			農業	商業	家政
鴨沂		○			
朱雀		□			
鳥羽		○			
桃山		□		□	
北桑田	美山		○		○
綾部	東	○			
福知山	三和		○		○
東舞鶴	浮島	○			
宮津	伊根	○			
網野	間人	○			
計	4校6分校	8	2	1	2

(通信制課程)

学校名	設置学科
	普通科
朱雀	□
西舞鶴	□
計	2校

※○印：学年制による課程

□印：単位制による課程

第4節 特別支援教育

京都府の特別支援教育は、明治11年に日本最初の障害児教育の機関である「京都盲啞院」を設立した歴史を継承しており、特別支援学級、特別支援学校及び通級指導教室を設置し、それぞれの場において、幼児児童生徒（以下「児童等」という。）一人一人が人間として豊かに成長し、自立と社会参加を目指すための実践を積み重ねてきた。

近年、児童等の障害の重度・重複化や多様化に伴い、個々のニーズに柔軟に対応した適切な指導及び必要な支援を行うことが求められてきていることから、平成19年4月には学校教育法などの一部を改正する法律が施行され、主に以下の3点が改正された。

- ・盲学校、聾学校及び養護学校を障害種別を超えた特別支援学校に一本化
- ・特別支援学校においては、在籍児童等の教育を行うほか、小・中学校等に在籍する障害のある児童等の教育について助言援助に努める旨を規定
- ・小・中学校等においては、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）等を含む障害のある児童等に対して適切な教育を行うことを規定し、平成24年7月には中央教育審議会初等中等教育分科会から、合理的な配慮の下で障害のある者となない者が可能な限り同じ場で共に学ぶこと等を趣旨とした「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」が示された。

これらの改正等の動向を踏まえ、京都府では今後も障害のある児童等一人一人のニーズに応じた教育実践の充実を進めていく。

1 府立特別支援学校の再編整備について

京都府教育委員会では、ノーマライゼーションを一層推進する観点に立って策定した「府立養護学校の再編整備計画」（平成14年3月策定）に基づき府立特別支援学校の再編整備を進め、平成17年度に舞鶴支援学校（開校時は養護学校）、平成22年度に八幡支援学校及び平成23年度に宇治支援学校を開校した。

なお、前述の法改正の趣旨を踏まえ、平成23年度に府立特別支援学校の校名を「養護学校」から「支援学校」に改称した。

2 特別支援教育の推進について

京都府教育委員会では、LD、ADHD、高機能自閉症等の発達障害を含む障害のある子ども一人一人の自立や社会参加を目指し、就学前から卒業後に至るまでの一貫した特別支援教育を推進している。

(1) 平成23年度から、特別支援教育の拠点校となる宇治支援学校に「京都府スーパーサポートセンター」を設置し、専門的な研修・研究・相談機能により府内の発達障害を含む障害のある子どもたちを重層的に支援する体制を整えている。（特別支援教育総合推進事業）

(2) 小・中学校等において、障害のある子どもの支援の在り方等について検討を行う校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの指名等、校内での支援体制の整備を図っている。

平成18年度からは、発達障害により特に支援を必要とする児童生徒が在籍している小・中学校に、学校全体での支援体制の構築を図るため、非常勤講師を配置し、平成23年度からは、校内体制の充実を図るとともに、特別支援教室構想について実践研究をすすめており、ティーム・ティーチングや後補充に加え、特別支援教室を活用した柔軟な支援や指導を全校体制で行う学校が増加している。（特別支援教育充実事業）

(3) 各特別支援学校が地域の特別支援教育のセンター的機能を果たすことが求められていることから、平成19年度からは、各特別支援学校に、地域や関係機関と学校をつなぐ役割を果たす地域支援コーディネーターを専任で配置するとともに、地域支援センターを設置し、医療・福祉・労働等関係機関と連携しながら、巡回相談など小・中学校等への教育相談等を実施している。（特別支援教育総合推進事業）

(4) 特別支援学校では、必要に応じて作業療法士（OT）、理学療法士（PT）、言語聴覚士（ST）等の専門家の活用を図るなど、障害の重度・重複化、多様化に対応している。

また、障害のある生徒の自立と社会参加を促進するため、生徒が自ら製品の販売実習・実演を行い、府民との交流や企業の理解啓発を図るとともに、企業・労働・福祉関係機関等と連携した職業教育の充実や新たな職場実

習先の開拓に取り組んでいる。(特別支援学校高等部就労支援事業)

府立特別支援学校・地域支援センター一覧〔平成24年4月現在〕

学校名	開校年度	地域支援センター名	所在地
盲学校	明治11	京都府視覚支援センター	京都市
盲学校舞鶴分校	昭和27	—	舞鶴市
聾学校	明治11	京都府聴覚支援センター	京都市
聾学校舞鶴分校	昭和27	京都府北部聴覚支援センター	舞鶴市
向日が丘支援学校	昭和42	向日が丘 相談・支援センター	長岡京市
宇治支援学校	平成23	京都府スーパーサポートセンター (SSC)	宇治市
		地域支援センターうじ	
城陽支援学校	昭和61	地域支援センター「サポートJOYO」	城陽市
八幡支援学校	平成22	地域支援センター やわた	八幡市
南山城支援学校	昭和56	南山城相談支援センター	精華町
丹波支援学校	昭和53	たんば地域支援センター	南丹市
丹波支援学校亀岡分校	昭和55	—	亀岡市
中丹支援学校	昭和59	中丹教育支援センター	福知山市
舞鶴支援学校	平成17	舞鶴支援学校トータルサポートセンター (TSC)	舞鶴市
		京都府北部視覚支援センター	
舞鶴支援学校行永分校	平成17	TSC 病弱・視覚支援センター	舞鶴市
舞鶴支援学校北吸分校	平成17	TSC 運動発達支援センター	舞鶴市
与謝の海支援学校	昭和44	丹後地域教育支援センター よさのうみ	与謝野町

3 府立特別支援学校の主な施設整備

(1) 校舎等の整備

府立舞鶴こども療育センターの移転に伴い舞鶴支援学校北吸分校を移転し、特別支援教育を推進するための設計に着手した。

(2) 老朽施設の改修

教育環境の一層の改善と充実を図るため、既存校舎の部位別改修を行った。

	学校名	事業内容	事業年度	予算額
(1)	舞鶴支援学校(北吸分校)	基本・実施設計	24	20,000千円
(2)	各特別支援学校	老朽改修・設備改修等	24	160,000千円

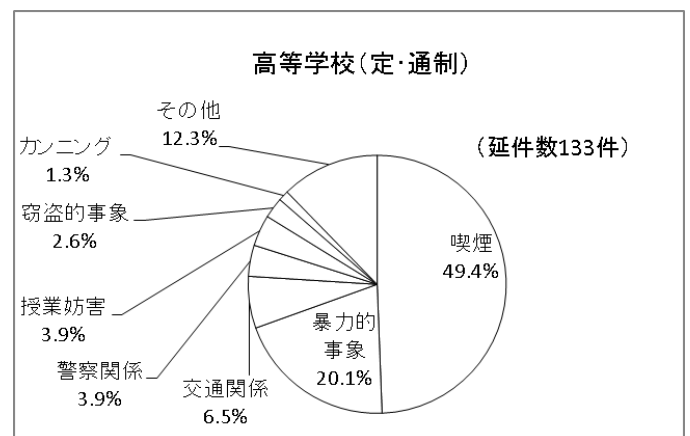
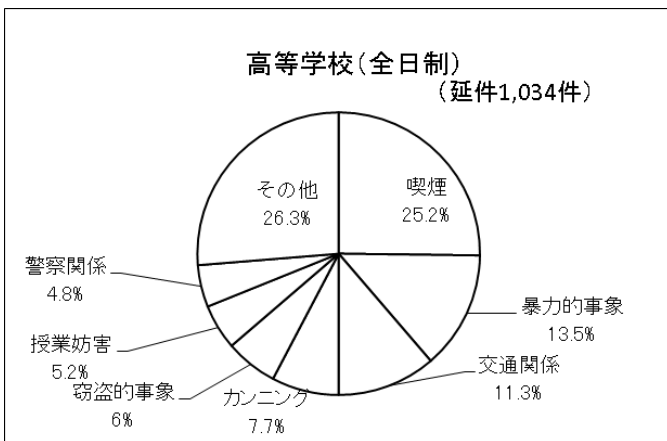
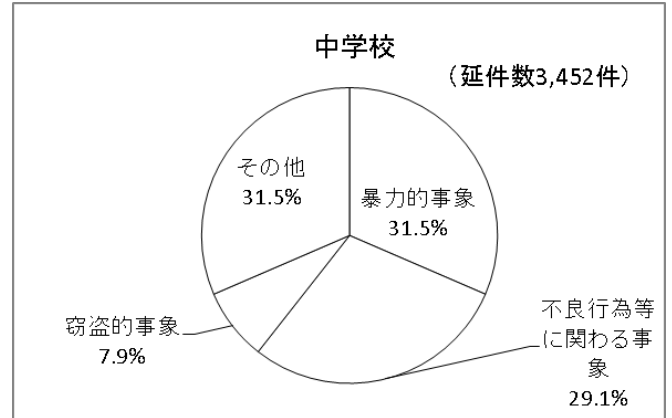
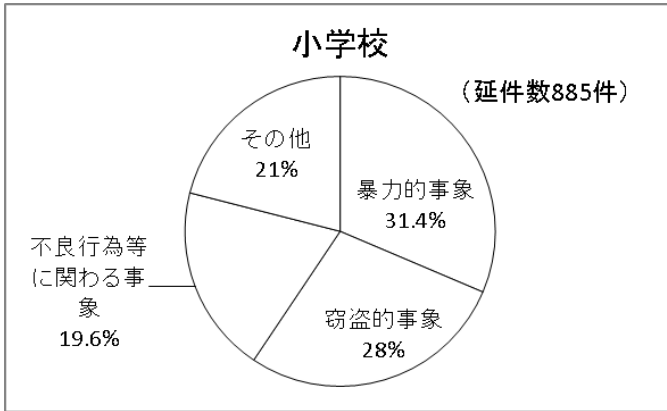
府立特別支援学校設置〔平成24年4月現在〕

区分 学校名	設置年度	設置部				障害種別
		幼稚部	小学部	中学部	高等部	
盲学校	明治11年	○	○	○	○	視覚障害
盲学校 舞鶴分校	昭和27年	○	○			〃
聾学校	明治11年	○	○	○	○	聴覚障害
聾学校 舞鶴分校	昭和27年	○	○			〃
向日が丘 支援学校	41年		○	○	○	知的障害 肢体不自由
宇治支援学校	平成22年		○	○	○	知的障害 肢体不自由
城陽支援学校	昭和60年		○	○	○	知的障害 肢体不自由 病弱
八幡支援学校	平成21年		○	○	○	知的障害 肢体不自由
南山城支援学校	昭和56年		○	○	○	〃
丹波支援学校	53年		○	○	○	〃
丹波支援学校 亀岡分校	55年		○	○		〃
中丹支援学校	58年		○	○	○	〃
舞鶴支援学校	平成16年		○	○	○	〃
舞鶴支援学校 行永分校	17年		○	○		病弱
舞鶴支援学校 北吸分校	17年		○	○		肢体不自由
与謝の海 支援学校	昭和44年		○	○	○	知的障害 肢体不自由

第5節 生徒指導

平成23年度公立小・中・高等学校における問題行動の指導の状況は次の通りである。

京都府内（京都市を除く）小・中学校及び高等学校児童・生徒の問題行動別構成比



京都府内（京都市を含む。）におけるいじめの認知件数と不登校の発生件数（平成23年度文部科学省調査による）

いじめの認知件数 (単位：件)	
小学校	224
中学校	116
高等学校	30
特別支援学校	5
計	375

不登校児童生徒数 (単位：件)		
小学校	30日以上	360
中学校	30日以上	1,689
高等学校	30日以上	639
計		2,688

校種別の特徴は、小学校では暴力的事象が一番多く、次いで窃盗的事象、不良行為等に関わる事象となっている。中学校では、暴力的事象が一番多く、次いで不良行為等に関わる事象、窃盗的事象となっている。

高等学校では、全日制で喫煙、暴力的事象が、定時制・通信制で喫煙、暴力的事象が1、2位を占めている。

問題行動の特徴は、万引き、喫煙等に見られるように、遊び型が多く、年々低年齢化が進んでいる。

子どもたちの問題行動の背景には、社会性や対人関係能力、基本的な生活習慣や規範意識などが十分身につけていない等の状況が考えられ、こうした状況は、不登校、いじめにも共通した背景として考えられる。

また、いじめの問題については、「いじめ対策検討チーム」を教育委員会に設置し、本府のいじめ問題対策の早急な点検・見直しを行い、児童生徒へはいじめに関する相談先を記載したクリアファイルを、保護者へはいじめを見逃さないための啓発リーフレットを、教職員へはいじめに気付く力や学校の組織力を高めるため「いじめ発見チェックリスト」や当事者への対応、関係機関との連携などを示した「いじめハンドブック」を作成・配付した。さらに、いじめによる重大な問題が発生した場合の対応や本府が実施するいじめの問題への取組等について専門的な見地から意見を聴取するため、「いじめ対策検討のための有識者会議」を設置した。

府教委としては、豊かな心を持ち、たくましく生きる児童生徒の育成を図るため、生命を大切にする心、他人を思いやる心、正義感や公正さを重んじる心など、豊かな人間性を

はぐくむ「心の教育」の充実を図っている。

さらに、学校・家庭・地域社会などの連携を強化し、心豊かな児童生徒の育成を図っている。

(1) 指導資料など

通知、依頼、リーフレット等により指導の指針を示している。

ア 「夏季・冬季等休業期間中の生徒指導について」（依頼）

イ 「子どもたちを児童虐待から守るために」（教員用）

ウ 「家庭で話そう！～ケータイ利用のルールとマナーについて～」（保護者）

エ 「子どもと保護者の相談マップ」（児童生徒・保護者）

(2) 生徒指導等に関する会議・事業等

ア 生徒指導主任会議

生徒指導上の諸問題について、情報交換・研修を通じて、共通理解を図り、指導の充実にも努めている。

イ 地域別生徒指導連絡協議会

ウ 府警察本部と府教育委員会との人事交流
児童生徒の問題行動や犯罪被害等の解消を目指し、学校と警察との連携の強化を図るため平成22年度から人事交流を行っている。学校警察連絡制度の締結やスクールサポーターとの連携など具体的な取組を進めている。

エ 心のサポート推進事業等

・「スクールカウンセラー」、「心の居場所サポーター」の配置

平成24年度は、スクールカウンセラーを全中学校、府立高等学校、小学校

13校に、「心の居場所サポーター」を小学校16校、中学校22校に配置し、いじめや暴力行為などの問題行動、不登校や高等学校中途退学などの未然防止・解決に努めている。

・教員の指導力向上など

府総合教育センターで「生徒指導講座」いじめ・不登校に関する講座、教育相談実技実践を学ぶ講座などを実施

・教育相談のネットワーク化

教育支援センター、スクールカウンセラー、心の居場所サポーターの効果的な活用を図り、配置校における取組の成果を府内に普及させるため、交流会などを開催して、教育相談などに関する情報のネットワーク化を進めている。

・トータルアドバイスセンター

不登校やいじめなどについて、児童生徒、保護者及び学校関係者などに対して、精神科医や臨床心理士などのチームによる総合的な教育相談を実施し、課題解決のための援助・助言を行っている。

・学校非公式サイト等のネット監視

児童生徒のトラブルの要因となっている学校非公式サイト等への不適切な書き込み等早期対応を目的として民間委託によるネット監視を行っている。

第6節 京都府総合教育センター

京都府における教育の振興を図るため、教職員の研修の充実、研究機能の拡充を目指し、昭和56年に京都府総合教育センター（京都市伏見区桃山毛利長門西町）を開設した。さらに、平成11年4月には、北部地域における研究・研修事業の充実を目指し、綾部市に、「京都府総合教育センター北部研修所」を開設した。

平成18年度の「教師力」向上に関する検討委員会からの提言を踏まえ、京都府の教職員研修全般を一元的にコーディネートする機関に位置づける視点などから、平成21年4月から6部2室制（総務部、企画研究部、研修・支援部、特別支援教育部、教育相談部、人材育成支援室並びに北部研修所に科学技術教育部及び北部教育相談室）に改編した。主な事

業などは次のとおりである。

- (1) 教育に関する専門的、技術的事項の研究に関すること
- (2) 教育関係職員の研修に関すること
- (3) 教育相談に関すること
- (4) 教職員の支援に関すること
- (5) 上記に掲げるもののほか、教育の振興に関し必要な事業

・研究事業

実践的な調査研究を行い、学校などにおいて有効な資料を提供することを目的としており、研究成果はホームページ上に公開するなどして活用の便宜を図っている。平成24年度の主な研究事業は次のとおりである。

○道徳教育を進める研修資料の研究・開発

○中学校英語教育を支援する中学校「読む力を伸ばす英文教材集」の開発

○通常の学級におけるユニバーサルデザイン授業の研究

○「別室」における効果的な関わりと運営の工夫に関する研究

・教職員研修

平成21年度から、「『教師力』向上のための指針」の具現化に向け、単位制履修制度を導入し、教職生涯を通じての資質能力の向上に資するよう、基本・専門・特別研修を体系的に整備し、実施している。

単位制履修制度は、教職員のライフステージや興味を踏まえつつ、研修意欲を高めるため、学びたいものを学べるための制度であり、学校現場での校長等による実効ある人材育成や人材活用ツールとなることを目指している。

特に若手教職員の増加への対応として初任者から経験年数12年目までの研修を接続することで計画的・継続的な研修が可能となった。平成24年度からは、採用1から2年目につながりをもたせた初任期育成研修とした。

また、子どもと向き合う時間の確保や校内研修の活性化を踏まえつつ、各学校

の課題に対応した「出前講座」を平成20年度より本格的に実施し、学校、教職員のニーズを踏まえた内容となるよう工夫した。(平成24年度の実施状況は下表の通り。)

・教育相談

トータルアドバイスセンター事業として、精神科医や臨床心理士などの専門家による来所教育相談及び巡回教育相談、24時間電話教育相談「ふれあい・すこやかテレフォン」およびメール教育相談を実施している。さらに市町（組合）教育委員会及び府立学校が実施する教育相談及び特別支援教育に係る研修会などへ所員を派遣し、助言、ホームページ上には教育相談サイト「みえますか？子どものサイン」「きけますか？子どものサイン」を設けている。

また、学校に対する苦情への対応のための資料「信頼ある学校を創るⅠ・Ⅱ」を教育相談の経験則から作成し、ホームページでも紹介している。

電話教育相談

「ふれあい・すこやかテレフォン」

075-612-3301

075-612-3268

0773-43-0390

メール教育相談アドレス

<http://www.kyoto-be.ne.jp/ed-center/m/soudan.htm>



・教職員支援

教職員の自主的研修・研究をサポートするため、19年7月に総合教育センター及び総合教育センター北部研修所にカリキュラムルームを設置し、人材育成支援室アドバイザーによる授業づくりや生徒指導等の相談、教育情報誌・資料の収集と提供、専門家による心のカウンセリング、さらには小グループでの交流や研究に活用できるフリースペースなどを設けている。

・教育振興事業

「京都府教育情報ネットワークシステム（京都みらいネット）の運用業務」や「京都府教育情報（京育ナビ）の運用業務」

平成24年度 教職員研修講座実施状況

(平成25年3月現在)

研 修 講 座		講 座 数	延日数 (日)	延受講者数 (人)
基 本 研 修	初任者・新規採用者研修	110	110	9,467
	教職経験別研修	10	10	1,951
専 門 研 修	指導者養成研修	11	11	444
	教科研修	50	50	1,341
	領域研修	50	50	3,454
	コミュニケーション能力	11	11	807
	チームマネジメント能力	11	11	648
	職能別研修	15	15	1,241
特 別 研 修		10	10	636
出 前 講 座		23	299	7,257
合 計		301	577	27,246

第4章 保 健 体 育

第4章 保健体育

第1節 保健体育施策の推進

1 学校教育

(1) 体育・スポーツ活動の充実

豊かで楽しい運動経験を通して、生涯にわたって体育・スポーツ活動に親しむことができる資質や能力を培うとともに、子どもの体力・運動能力の向上を図り、たくましく健やかな身体をはぐくむ。

また、競技力を向上させるため、家庭や校種間、地域のスポーツクラブなどと密接に連携を図り、競技スポーツの充実・発展に努めている。

(2) 健康安全教育の充実

「豊かな心と健やかな体をはぐくみ、社会的自立の基礎を培うことにより、たくましい実践力を身につけた児童生徒等を育成する」ことをねらいとして、健康安全教育を推進している。

このため、自他の生命尊重を基盤とする学校保健、学校安全、食育・学校給食の3分野を中心として、各教科などとも相互に関連を図りながら、学校教育活動全体を通じて取組を進めている。

2 社会教育

「京都府スポーツ振興計画」に基づき、府民のだれもが健康でいきいきと暮らせる「生涯スポーツ社会」の実現を目指し、人々の生涯にわたるあらゆるスポーツ活動を生涯スポーツと捉え、その推進に努めている。

3 研究推進校

体育・スポーツ及び健康安全教育に関する具体的なテーマを設定し、実践研究を進め、その成果を府内に広め、体育・スポーツ及び健康安全教育の充実を図っている。

平成24年度 体育・スポーツ、健康安全教育研究推進校等

○文部科学省指定・委託事業等

領域等	学校名	研究主題(テーマ)	備考(年度・種別)
食育	木津川市 (実践中心校：相楽台小学校他)	「食で育む健やかな体と豊かな心」 ～地域・家庭と歩む食育～	平成24年度文部科学省委託 栄養教諭を中核とした食 育推進事業
	京丹波町 (実践中心校：瑞徳小学校他)	ふるさと京丹波の特色を生かした食育の推進 ～食に関心を持ち、自分の食生活について考えることができる児童の育成～	
学校保健	南丹市立川辺小学校	「自ら健康で安全な生活を送ろうとする児童の育成」 ～学校・家庭・関係機関が連携した、歯・口の健康づくりを通して～	社団法人日本学校歯科医会指 定 平成23・24年度生きる力 をはぐくむ歯・口の健康づくり 推進事業

○京都府指定校

領域等	学校名	研究主題(テーマ)	備考(年度・種別)
学校体育	城陽市立寺田南小学校	自ら考えかかわりながら学びを高めていく子どもの育成 ～かかわりながら、学びを高めていく子どもを育てる体育 科学習の研究～	平成24・25・26年度府指定 小学校教育研究会体育科 研究協力校
健康安全	福知山市立庵我小学校	健やかな体と豊かな心で生きる児童の育成 ～家庭・地域と連携し、児童が食・体・安全を大切にす る基礎づくり～	平成22・23・24年度京都府 小学校教育研究会健康安 全教育研究協力校
食育	長岡京市立長岡第十小学校	体験を通して食について考え、感じたことを「ことば」に よって表現できる子の育成 ～もりもり食べて すくすく育つ 心と体のパワーアップ～	平成24年度府指定 食に関する指導充実事業
	宇治市立西大久保小学校	学校・家庭・地域と連携した食育の推進	
	宇治市立槇島小学校	心と体をはぐくむ「食」に関する指導の推進 ～地域社会や家庭と連携した食育～	
	城陽市立寺田南小学校	自らの食生活に関心をもち、心身ともに健康な児童を育成 する	
	八幡市立くすのき小学校	「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、様々 な経験を通して健全な食生活を実践することができる児 童の育成	

食育	精華町立川西小学校	生涯にわたって健康で生き生きとした生活をおくることを目指す	平成24年度府指定 食に関する指導充実事業
	亀岡市立稗田野小学校	家庭・地域と連携し、食に関する正しい理解と望ましい食習慣を身につける指導を目指す。	
	南丹市立園部小学校	望ましい食習慣を身につけ、健康的な生活を自ら実践する児童の育成	
	京丹波町立瑞穂小学校	ふるさと京丹波の特色を生かした食育の推進 ～食に関心を持ち、自分の食生活について考えることができる児童の育成～	
	綾部市立豊里小学校	食に関心を持ち、自ら学び、実践する子どもの育成 ～豊かな体験活動と感謝する心の育成を通して～	
	福知山市立三和中学校	食を通して、じりつ（自立・自律）の心を育てる	
	京丹後市立峰山小学校	食への関心を高め、健康な心と体で生き生きと生活できる児童の育成	

第2節 学校体育

1 児童生徒の体格・体力・運動能力の現状

(1) 体格

小学校低学年では、男女とも全国平均値をやや下回っている。中学年では、男子は全国平均値をやや下回るものの、女子は全国平均値とほぼ同じか上回っている。高学年では、男子は全国平均値とほぼ同じであるが、女子は身長を除き全国平均値を下回っている。

中学生では、男子は全国平均値をやや下回り、女子は体重を除いて全国平均と同じか上回っている。

高校生では、男女とも全国平均値とほぼ同じか上回っている。

(2) 体力・運動能力

小学生では、男女とも、握力・長座体前屈が全国平均値を下回っているが、その他についてはほぼ同じか上回っている。

中学生では、男女とも50m走、20mシャトルランを除いて全国平均値を下回っている。

高校生は男女とも、ほぼ全国平均値と同じか上回っている。

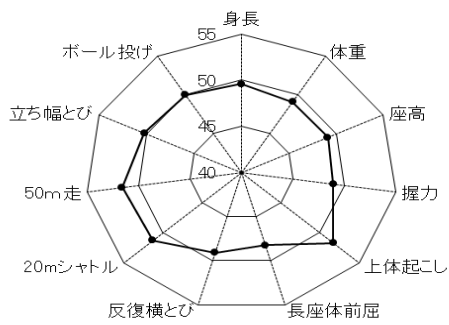
平成24年度 京都府児童・生徒の身長・体重・座高

項目	身長(cm)						体重(kg)						座高(cm)					
	11 (小6)		14 (中3)		17 (高3)		11 (小6)		14 (中3)		17 (高3)		11 (小6)		14 (中3)		17 (高3)	
性別	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子
京都府	144.91	146.93	165.34	156.69	171.22	158.12	37.53	38.51	53.36	49.51	62.24	52.66	77.50	79.09	87.69	84.91	92.36	86.22
全国	144.90	146.97	165.58	156.78	170.48	158.17	37.67	39.06	53.76	49.80	61.73	52.17	77.57	79.37	87.87	84.66	91.30	85.50
差 (京都-全国)	0.01	-0.04	-0.24	-0.09	0.74	-0.05	-0.14	-0.55	-0.40	-0.29	0.51	0.49	-0.07	-0.28	-0.18	0.25	1.06	0.72

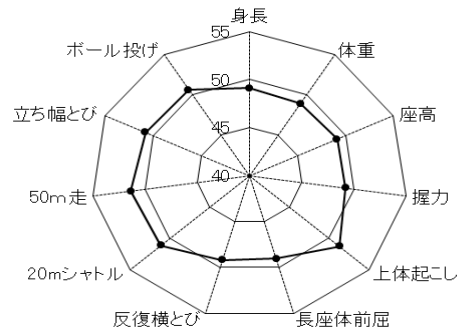
(注) 京都府は24年度の平均値、全国は23年度の平均値である。

平成24年度 京都府児童生徒の体格・体力・運動能力
 [平成23年度全国平均値を基準(50)としたときの平成24年度京都府偏差値(Tスコア)]

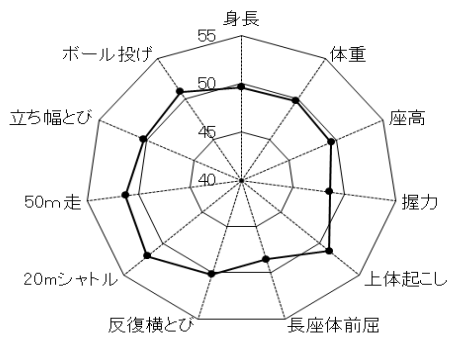
6歳男子



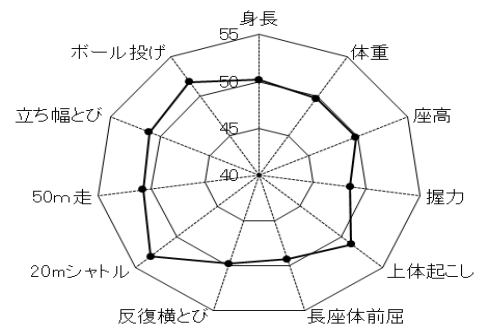
6歳女子



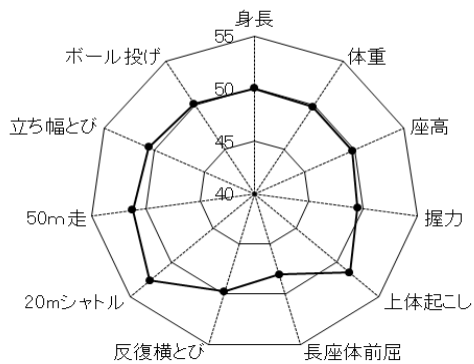
8歳男子



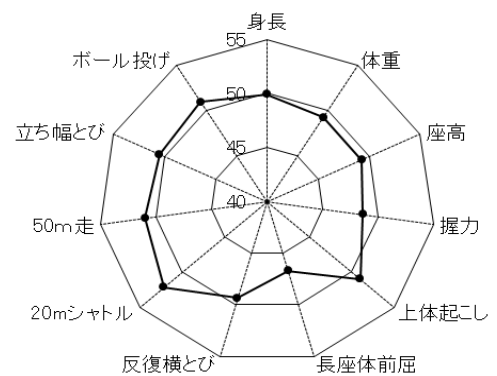
8歳女子



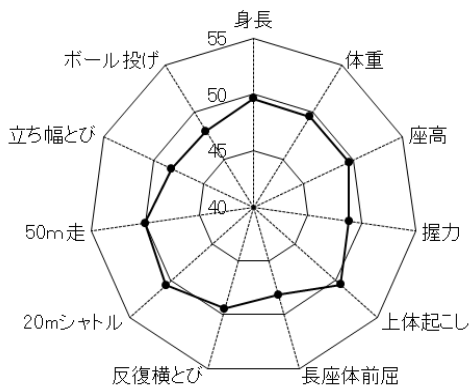
11歳男子



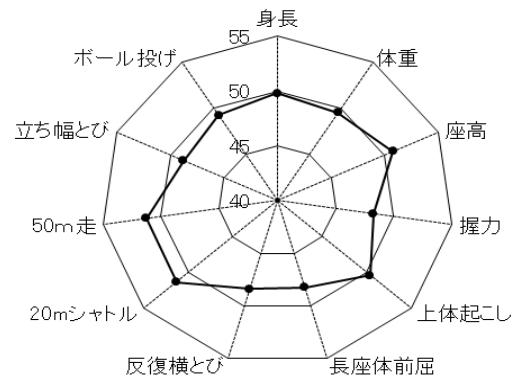
11歳女子



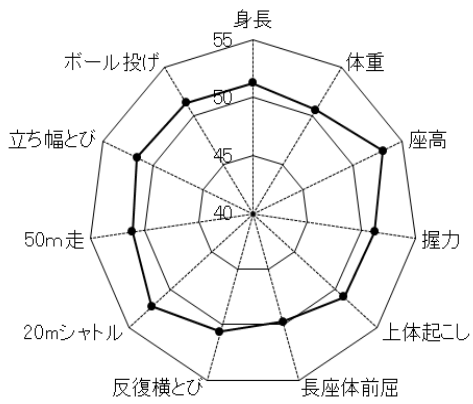
14歳男子



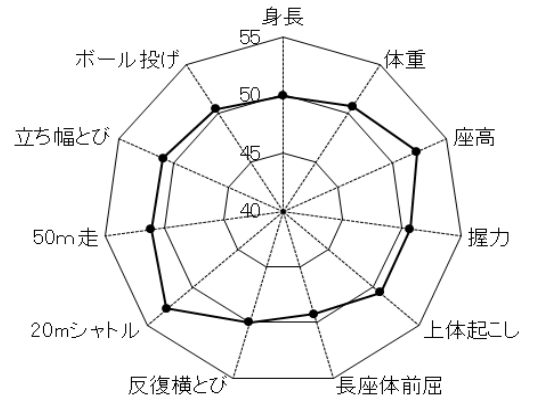
14歳女子



17歳男子



17歳女子



2 学校体育施設等の整備

府立乙訓高校スポーツ健康科学科及び普通科第Ⅲ類体育系の充実や学校体育・スポーツ活動の振興のため、学校体育施設などの整備を計画的に進めている。

学校体育施設の整備状況（平成24年度現在）

施設名	整備高校数
陸上競技用全天候型走路	22
全天候型テニスコート	8
体操競技練習用ピット	1
弓道場	8
トレーニング場	20
体育振興施設	33
プール（含温水）	12
艇庫	3
相撲場	1
アーチェリー場	3
ホッケー場（人工芝）	1

平成24年度府立学校保健体育科主任会議資料

3 学校体育、クラブ・運動部活動の推進

体育・スポーツの推進・充実を図るため、次の事業を実施している。

- (1) 府立乙訓高校スポーツ健康科学科及び普通科第Ⅲ類体育系の充実

府立乙訓高校スポーツ健康科学科及び普通科第Ⅲ類体育系設置校6校においては、スポーツドクターを招聘し、医科学理論に基づく授業や実習を実施するとともに、関係競技種目の優秀な指導者をアドバイザーコーチとして招聘し、競技力の向上を図るなど、教育内容の充実に努めている。

- (2) 運動部活動指導者研修会の開催

中学校体育連盟及び高等学校体育連盟と連携しながら、運動部活動指導者研修会を開催、指導者の資質向上や運動部活動の振興を図っている。

- (3) 学校体育団体の育成

学校教育の一環として、スポーツ活動を通して健全な児童生徒の育成及び学校スポーツの振興を図るため、小学校体育連盟、中学校体育連盟及び、高等学校体育連盟との連携を深めながら、その育成に努めている。

具体的には、小学校体育連盟への事業助成を実施し、また、中・高等学校体育連盟へは、京都府内大会をはじめ、京都で開催される近畿・全国大会等の大会運営費の助成を行っている。

平成24年度 体育連盟加盟状況

	京都府小学校体育連盟 (公立学校のみ)	京都府中学校体育連盟	京都府高等学校体育連盟	
			全日制	定時制・通信制
加盟校数	406校	197校	96校	17校
登録者数	45,575人(第5・6学年)	72,354人	69,927人	2,433人
設置種目別	—	20種目	38種目	11種目
部員数	—	48,919人	29,103人	509人

第3節 学校保健

児童生徒等及び教職員の健康の保持増進を図るため、学校保健安全法などの法令の規定に従いながら、地域や学校の実情に応じて組織的に、効果的な保健管理、保健教育を実施している。

1 児童生徒等の主な疾病・異常の現状

最近5年間の推移は次表のとおりである。

- (1) う歯について

永久歯の一人当たり平均のう歯数は、11歳で0.62歯であるが、う歯のある者の

割合を年齢別で見ると、7歳以上の年齢から処置完了者の割合がう歯未処置のある者の割合を上回っている。

- (2) 視力について

裸眼視力1.0未満の者は、高等学校段階において増加の傾向にある。

また、0.3未満の者の割合は、年齢が進むにつれて高くなり、17歳では43.2%を占めている。

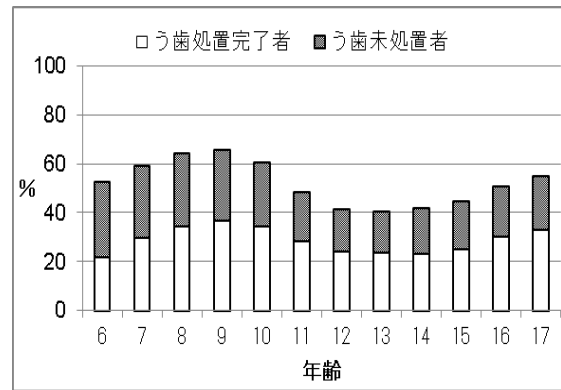
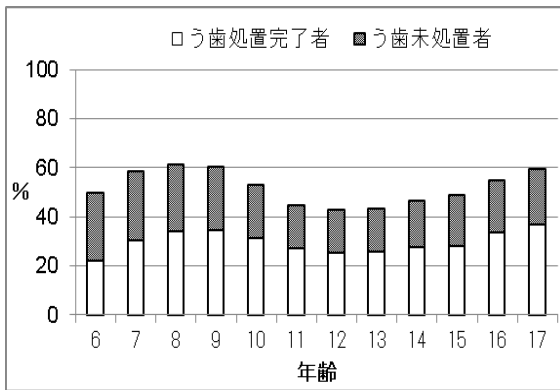
学校種別にみた主な疾病・異常

(単位:%)

年度		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
小学校	う 歯 未 処 置	30.0	28.4	28.4	26.5	26.0
	裸眼視力1.0未満	28.6	29.4	29.6	29.7	29.1
	肥 満 傾 向	3.1	2.7	2.7	2.4	2.3
	ぜ ん 息	4.9	5.4	5.2	5.3	5.4
	尿 蛋 白 検 出	0.7	1.5	0.5	0.5	0.4
	尿 糖 検 出	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
中学校	う 歯 未 処 置	22.2	20.5	19.2	19.5	17.8
	裸眼視力1.0未満	48.4	51.5	53.2	50.9	50.5
	肥 満 傾 向	1.9	2.1	1.8	1.3	1.4
	ぜ ん 息	4.1	5.1	4.3	4.3	4.1
	尿 蛋 白 検 出	2.9	3.4	1.7	1.7	1.6
	尿 糖 検 出	0.3	0.1	0.1	0.1	0.1
高等学校	う 歯 未 処 置	22.1	21.4	21.8	22.8	21.3
	裸眼視力1.0未満	66.1	67.2	67.1	65.5	65.3
	肥 満 傾 向	1.6	1.2	1.6	0.9	1.2
	ぜ ん 息	3.6	3.9	4.1	4.1	3.9
	尿 蛋 白 検 出	2.0	1.3	2.0	1.6	1.7
	尿 糖 検 出	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3

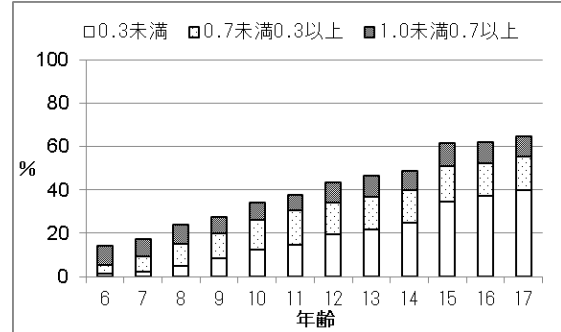
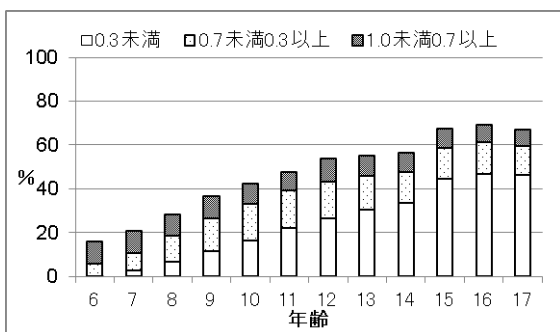
年齢別う歯の者の割合 (京都府女子)

年齢別う歯の者の割合 (京都府男子)



年齢別裸眼視力1.0未満の者の割合 (京都府女子)

年齢別裸眼視力1.0未満の者の割合 (京都府男子)



2 学校保健の構造と内容

児童生徒等の健康の保持増進は、学校における保健教育の充実と、保健管理の徹底により実現されており、それらを円滑に進めるため、学校保健委員会などが組織され、地域・府の組織と一体となり健康教育の一層の推進が図られている。

学校保健の体系及び内容は次のとおりである。

(1) 保健教育

ア 保健学習……小学校では体育科の「保健領域」で、中学校では保健体育科の「保健分野」で、高等学校では保健体育科の「科目保健」を中心に学習指導要領に示された内容と授業時数で行われる。

イ 保健指導……児童生徒等の集団を対象とした指導と、個人を対象とした指導に大別して、計画的、継続的、かつ組織的に指導が行われる。

ウ 総合的な学習の時間……「生きる力」をはぐくむことを目指した各学校の創意工夫を生かした活動。示された課題のひとつ「福祉・健康」に関して一人ひとりの興味・関心等を大切にし、社会とのかかわりや人権なども視点に入れ、幅広く学習する。

(2) 保健管理

ア 対人管理……学校保健安全法の規定に基づき学校医等と全教職員の協力のもとに、児童生徒等の健康診断などが実施されている。

これにより疾病の早期発見と事後措置に努め、より一層の健康の保持増進を図る取組をしている。

また、近年、児童生徒等の生活リズムの乱れや不健康な生活が学習やからだに大きな影響を及ぼしていることから、各学校(園)では、子どもたちの生活実態を把握し、家庭との

連携を密にする取組が進められている。起床・就寝時刻・食事・排便・洗面・テレビ視聴・テレビゲームや遊びの時間など、基本的な生活習慣の確立と生活リズムを正しく整えることを目指した実践が進められ、効果を上げている。

イ 対物管理……学校環境衛生基準により、環境衛生検査(定期検査、日常点検)などの諸活動が一層充実してきている。

(3) 組織活動

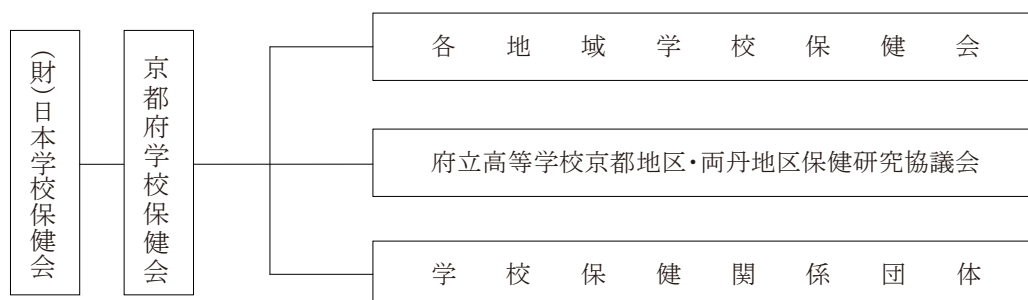
ア 学校保健委員会など……学校保健の運営組織の中心となるもので、学校保健関係者が学校保健・安全の諸問題について研究協議するとともに、連絡調整を図りながら、学校保健の推進と実践活動の中核的役割をはたしている。

校長、教頭、副校長、教務主任、保健主事、養護教諭、学年主任、体育主任、安全主任、給食主任、栄養教諭・学校栄養職員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、保護者代表、保健関係機関などの代表を主な構成メンバーとし、協議の内容によっては弾力的なメンバー構成により運営する場合もある。

イ 地域学校保健会……府内郡市町村において学校保健関係者で組織されており、地域の子どもの健康課題について協議などを行うため地域全体として取り組んでいる。

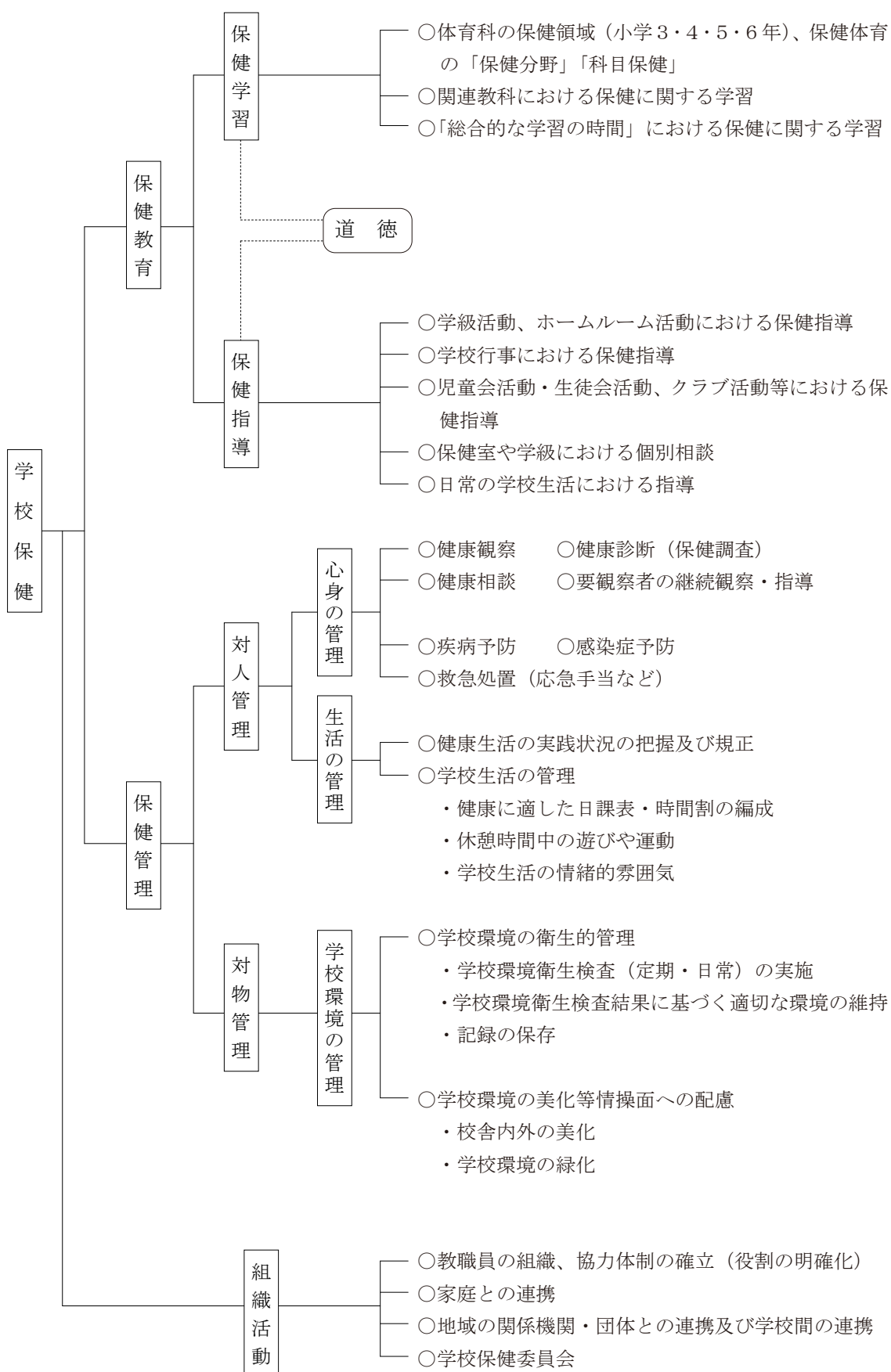
ウ 京都府学校保健会……地域学校保健会、学校医部会、学校歯科部会、学校薬剤師会をはじめ、養護教諭部会、学校保健主事会などの各専門部会により組織されており、これが近畿、全国の組織につながっている。

京都府学校保健会の組織



・(社)京都府医師会学校医部会 ・(社)京都府歯科医師会学校歯科部会
 ・京都府学校薬剤師 ・学校保健主事会 ・養護教諭部会

学校保健の領域・内容



第4節 学校安全

学校における事故を防止するため、各学校において地域や学校の実態に応じた学校安全計画を策定・実施するとともに、児童生徒等が身の回りの危険を予測し、回避する能力を身につけ、安全な生活を営む正しい判断力と行動力を養うことができるよう、あらゆる機会を通して、安全教育及び組織活動の推進並びに安全管理の徹底を図っている。

事故発生時には全教職員が組織的に対応できるように、学校独自の「危険等発生時対処要領」（対応マニュアル）を検証・改善するとともに、身近な事故を分析し、その原因を明らかにして教材化することによって、全教職

員が一致して指導に当たることとしている。

1 事故災害による死者数の状況

平成23年度（平成24年3月31日現在）の事故災害による死者数は5名となっており、前年度から増減はない。交通死亡事故は3名であり、昨年度（1名）と比較すると増加している。

児童生徒等の交通災害の占める割合が相変わらず高く、今後さらにあらゆる機会を通じた交通安全指導の徹底を図らなければならない。

事故災害等による死者数

1 事故災害等による死者数

（単位：人）

内容 校種	(1) 交通					(2) 水難					(3) 自殺					(4) その他					合計				
	19	20	21	22	23	19	20	21	22	23	19	20	21	22	23	19	20	21	22	23	19	20	21	22	23
幼																					0	0	0	0	0
小	1	3				1	1	2	1							1	1				1	5	2	2	1
中	2	1											2								2	1	0	2	0
高	1	5	3	1	3						1	2	3			1	2	1		1	3	9	7	1	4
計	4	9	3	1	3	0	1	1	2	1	1	2	3	2	0	1	3	2	0	1	6	15	9	5	5

備考 *平成19年までは暦年集計。平成20年からは年度集計 *（4）その他の内容……不慮の事故など

2 学校安全の構造と内容

学校安全は自他の生命尊重を基盤として、自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成するとともに、児童生徒等の安全を確保するための環境を整えることをねらいとしている。学校安全の活動は、児童生徒等が自らの行動や外部環境に存在する様々な危険を制御して自ら安全に行動したり、他の人や社会の安全に貢献できることを目指す安全教育と、児童生徒等を取り巻く環境を安全に整えることを目指す安全管理、そして両者の活動を円滑に進めるための組織活動という3つの主要な活動から構成されている。

また、学校安全の領域としては、「生活安全」「交通安全」「災害安全」の3つが挙げられる。「生活安全」では、日常生活で起こる事件・事故災害を取り扱い、児童生徒等が犯罪の被害に遭うことも少なくないことから、防犯も重要な内容の一つとしている。「交通安全」には、様々な交通場面における危険と安全が含まれる。「災害安全」には、地震、津波、火山活動、風水（雪）害のような自然災害はもちろん、火災や原子力災害も含まれる。

(1) 安全教育

安全教育は、日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質や能力を養うことを目標としている。

そのため「いのちを守る「知恵」をはぐくむために～学校における安全教育の手引～東日本大震災の教訓を踏まえて」の配布をはじめ、指導資料の作成や各種研究会の開催などを通じて、

- ア 教科、特別活動などにおける安全教育の充実
- イ 指導體制の確立
- ウ 各校種間及び関係機関・団体との連携
- エ 災害安全教育の充実
- オ 家庭や地域社会への働きかけ

などを進めている。

(2) 安全管理

安全管理は、事故の要因となる学校環境や、児童生徒等の学校生活などにおける行動の危険を早期に発見し、それらを速やかに除去するとともに、万一事件・事故が発生した場合には、適切な応急手当や安全措置ができるような体制を確立して、児童生徒等の安全の確保を図ることを目指して行われるものである。

このため、各種研究会などを通じて

- ア 学校安全計画の充実
 - イ 施設、設備の日常的、定期的な安全点検の実施と事後措置
 - ウ 適切な応急手当や安全措置ができる体制づくり
- などについて指導を進めている。

(3) 学校安全に関する組織活動

安全教育と安全管理を効果的に進めるための、教職員の研修、児童生徒等を含めた校内の協力体制の構築、家庭及び地域社会との密接な連携を進めながら、学校安全に関する組織活動を進めている。

第5節 食育・学校給食

子どもたちが生涯にわたり心身の健康と豊かな人間性をはぐくむためには、望ましい食習慣を身に付け、食の自己管理能力を培うことが必要である。

そのため、京都府では家庭、地域社会の連携・協力し、教職員の共通理解のもと学校教育活動全体を通じた食育の推進と学校給食の一層の充実を図っている。

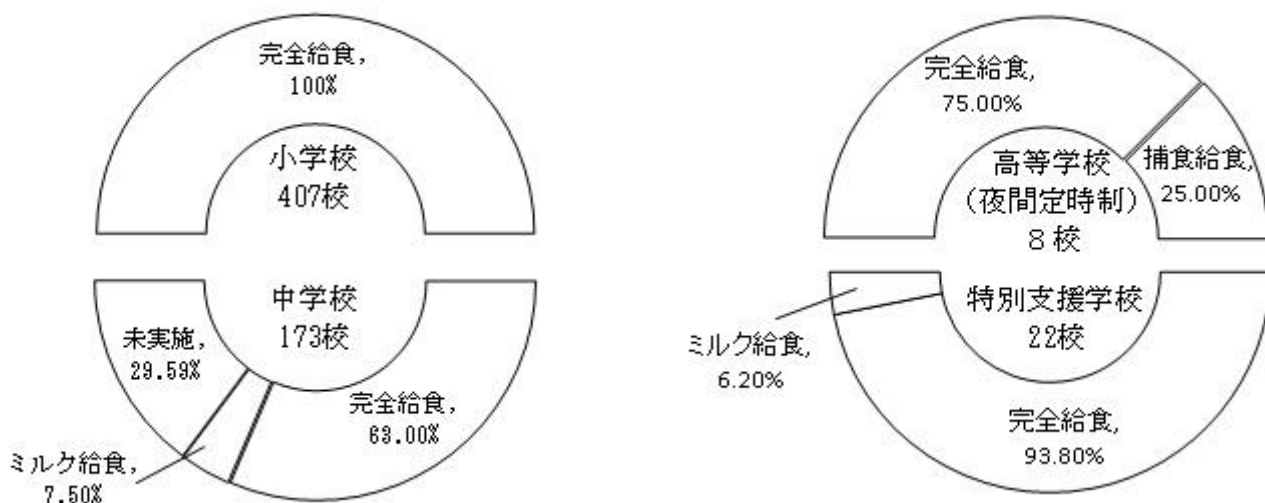
1 学校給食の実施状況

学校給食はバランスの取れた食事を提供し、児童生徒等の健康の保持増進を図るとともに、望ましい食習慣の形成に寄与している。

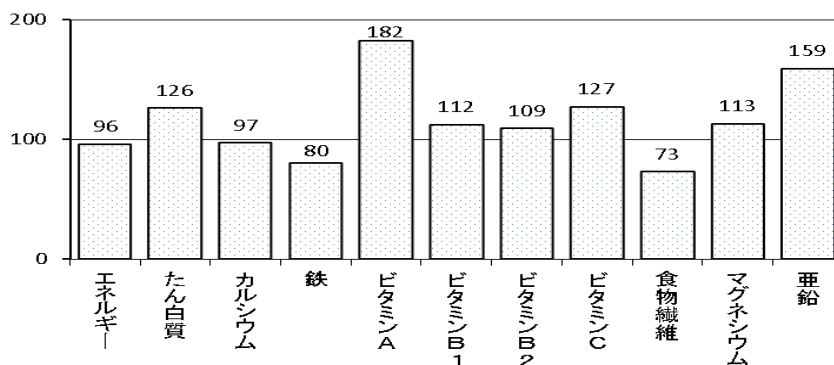
また、会食を通して心の交流を深め、好ましい人間関係を育成するなど児童生徒等の心身の健全な発達を図る上で、大きな教育的意義を有している。

平成24年度の公立学校における学校給食の実施状況は次の通りである。

京都府の公立学校給食実施状況(平成24年度)



京都府の小学校給食における栄養量摂取状況(平成24年度)



(小学校中学年児童1人1回当たりの学校給食摂取基準の文部科学省基準を100とした場合の京都府小学校中学年の充足率)

*脂肪の学校給食摂取基準は、総摂取エネルギーに対する比率が25~30%であり、京都府の脂肪の平均摂取量は28%である。

*ナトリウム(食塩相当量)は基準が2.5g以下に対し、京都府の平均は2.5gである。

2 学校給食、食に関する指導の課題

学校給食は、カルシウムなど家庭では不足しがちな栄養素を補完するだけでなく、児童生徒が生涯にわたり健康な生活を送るための健康教育の一環として、食に関する指導の生きた教材となるものである。

そのため、学校給食の献立作成に当たっては学校給食摂取基準を充足するとともに幅広く食品を使用し、多様な調理法を組み合わせた食事内容になるよう配慮することが大切である。現状では、前掲のとおり鉄・食物繊維の摂取が不足傾向にあるため、豆類や種実類等の積極的な活用など児童生徒等・地域の状況なども考慮して摂取量の充足を図る必要がある。また、郷土食や地域の産物を活かした魅力あるものとなるよう配慮するとともに、食物アレルギーなどのある児童生徒等に対しては、学校内の体制などを整備し、個に応じた対応を行うことが必要である。加えて、児童生徒等の各教科などの学習内容との関連に配慮した献立作成に努めることも大切である。

さらに、学校給食が家庭や地域の信頼を得て実施されるためには、安全で安心な学校給食の提供が不可欠である。そのため、「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理場での衛生管理とともに、児童生徒等への衛生に関する指導の徹底を図ることが望まれる。

また、児童生徒等が望ましい食習慣を身につけ、「食」の自己管理能力を培うため、教職員の共通理解のもと食に関する指導の全体計画や、年間指導計画を策定し、学校教育活動全体を通じて食育を推進することが必要である。

併せて、食に関することは家庭が担う部分が多いことから、家庭や地域社会と連携した取組を推進していくことが大切である。

栄養教諭・学校栄養職員が食に関する指導計画に基づき、学級担任などと連携を図りながら献立を作成するとともに、その専門性を生かして、関連教科などにおける指導や個別的な相談指導などに当たることが求められている。

3 研究推進及び組織活動

(1) 京都府学校給食研究協議大会

学校給食の管理運営、食に関する指導、栄養・調理等に関して、各地区及び校種間で実践交流を深め、当面する諸課題を研究協議し、今後の学校給食の充実と食育の推進を図るため、年1回開催している。

(2) 地区別食育・学校給食研修会

食に関する指導についての理解を深め食に関する指導計画に基づく教科横断的な指導や生きた教材としての学校給食の活用を図るなど、学校教育活動全体を通じた食育を推進するとともに、安全かつ安心な学校給食の実施に向けて一層の徹底を図るため、年1回各教育局ごとに開催している。

(3) 食に関する指導充実事業

食に関する指導の実践的な研究に取り組もうとしている市町（組合）教育委員会を指定し、栄養教諭・学校栄養職員を中核として家庭や地域社会と連携しながら、学校教育活動全体で食に関する指導を積極的に行い、その成果の普及を図ることにより、府内の食に関する指導を推進している。

第6節 スポーツ振興

だれもが、健康でいきいきと暮らせる「生涯スポーツ社会」の実現のため、次のような諸施策を推進している。

(1) 機会や場の提供

府民にスポーツを楽しむ機会や場を提供するため、府全域に及ぶ総合的な大会を実施するとともに、体育・スポーツ関係団体の事業を支援している。

(2) 情報の提供

地域のスポーツ振興を推進するため、イベント、施設、指導者などの情報を提供している。

事業名	目的	内容
スポーツ情報ネットワークシステム	インターネットを介してだれもが容易にスポーツ情報を入手し、幅広いスポーツ活動に役立てる。	府内のスポーツ情報を一元化し、提供するシステムを運用

(3) 施設の整備

体育・スポーツ振興の基盤となる体育施設の整備については、各市町村からの構想や設計などの相談に応じ、各種助成の活用などより良い施設になるよう指導・助言を行っている。

(4) 府立学校体育施設の開放

広く府民のスポーツ活動のために、昭和54年度からグラウンド開放を試行的に実施し、以降開放校を増加させ、平成4年度からは、体育館も開放している。さらに平成9年度から2校で医・科学的トレーニングシステムを開放している。

事業名	目的	内容
府立学校体育施設開放事業	府立学校の体育施設を地域や青少年のスポーツ活動のために開放し、府民の生涯スポーツの振興に役立てる。	府立学校46校の体育施設を年間10日間を基準として、無料で地域や青少年のスポーツ活動に開放
府立学校医・科学的トレーニングシステム開放事業	府立学校の医・科学的トレーニングシステムを府民に開放し、医・科学理論に基づいた効果的なスポーツ活動の振興に役立てる。	府立西城陽及び綾部高等学校の医・科学的トレーニングシステムを無料で府民に開放

(5) 指導者の育成

体育・スポーツの振興は、質の高い指導者の指導によるところが大きいいため、その育成

に努めるとともに、資質を向上させるための研修を実施している。

事業名	目的	内容
社会教育主事（スポーツ担当）派遣事業	府内の市町村における体育・スポーツ振興行政の一層の推進を図る。	2町に社会教育主事（スポーツ担当）を派遣（平成24年度）
各種指導者講演会・研修会	指導者の養成・確保と資質向上を図る。	各種体育・スポーツ指導者の養成及び研修のための講習会などの実施
総合型地域スポーツクラブ育成及び運営に係る人材育成事業	総合型地域スポーツクラブ育成及び運営に必要な人材の計画的な育成を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・アシスタントマネージャー養成講習会兼スポーツオーガナイザー養成講座 ・リスクマネジメント研修会

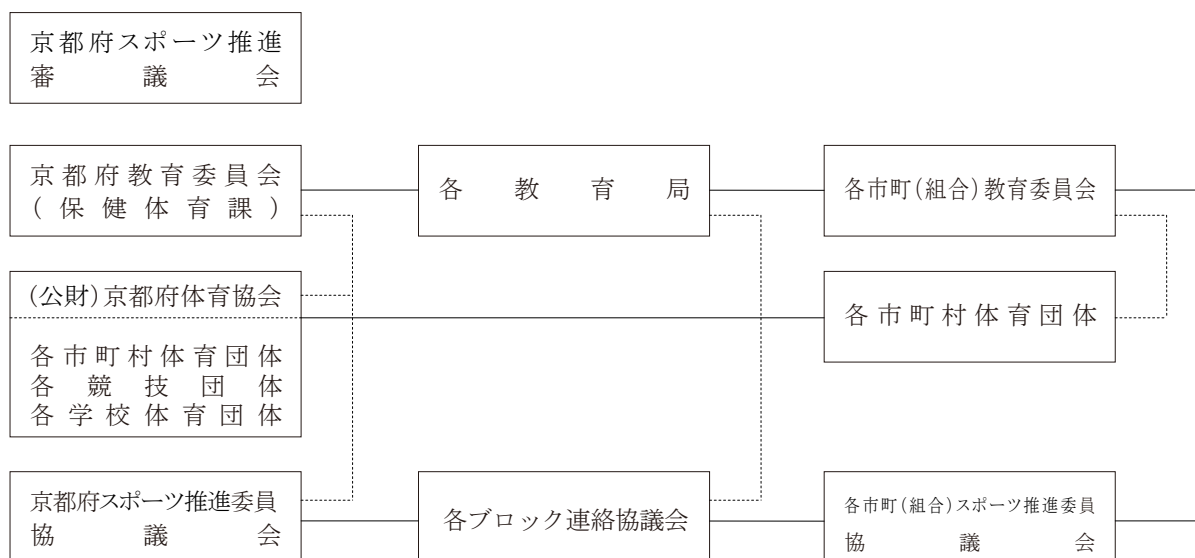
(6) 組織の育成

府民が身近にスポーツに親しむことができる環境づくりのため、公益財団法人京都府体育協会をはじめ、多くの体育・スポーツ関係組織・団体の運営を支援し、組織育成を図っている。

(7) スポーツ振興行政

京都府のスポーツ振興行政に関連する組織・機関・団体を図示すると次の通りである。

京都府のスポーツ振興関係組織・機関・団体



第7節 競技力の向上

本府代表選手が、全国的な大会に出場し、より大きな成果を上げることは、京都府の体育スポーツ振興の重要な柱であるとともに、スポーツ活動への意欲と関心を高め、活力とるおいのある府民生活に大きな効果をもたらしている。

こうした観点に立ち、昭和56年度から「京都府競技力向上対策本部」を設置し、幅広い年齢層を対象にした競技力向上に努めている。

※第67回国民体育大会「ぎふ清流国体」においては、サッカー成年男子、バスケットボール少年男子種別優勝をはじめ、数多くの種別・種目で優勝・入賞し、男女総合成績第8位、女子総合成績第9位と2年ぶりの入賞を果たした。

今後、各競技団体などとのより一層の連携を図りながら、国際的な競技力を有する選手の育成を視野に入れた強化に努め、パワフル京都の実現を目指す。

事業名	目的	内容
競技スポーツ振興事業	青少年を中心に幅広い層の競技力を向上させ、本府の体育・スポーツの飛躍的な発展を期す。	ジュニア選手発掘・育成・強化、国体選手養成強化、パワフル京都推進など
日本代表・トップアスリート交流事業	各競技のナショナルチームや海外チームを京都へ招聘し、児童生徒等がトップアスリートとふれあい、ジュニア選手の育成を進める。	各競技のナショナルチームを招聘し、見学会や実技講習会等を実施
国体選手派遣事業費補助	府代表選手の国体への派遣費補助	府体育協会を通じ競技団体に補助し、選手派遣を行う。

第5章 社会教育

第5章 社会教育

第1節 社会教育行政

1 社会教育委員

社会教育委員は、社会教育法に基づき、①社会教育に関する諸計画を立案し、②教育委員会の諮問に応じて意見を述べるなど、教育長を経て教育委員会に助言する職務を行っており、府教育委員会及び市町（組合）教育委員会が委嘱している。

(1) 京都府社会教育委員

定数 15名

任期 2年

構成 学校教育関係者
社会教育関係者
家庭教育関係者
学識経験者
一般府民（公募）

(2) 市町村社会教育委員

府内各市町（組合）教育委員会で委嘱

2 社会教育主事

京都府教育庁の本庁及び各教育局に、社会教育主事を置くとともに、派遣社会教育主事4名（うち、スポーツ担当2名）を市町に配置している。

市町（組合）教育委員会事務局における社会教育主事などの配置状況は右表のとおりである。

社会教育関係職員の配置状況

平成24年12月1日現在

区分 市町(組合)	常 勤		非常勤
	社会教育主事	派遣社会教育主事	社会教育指導員
向日市			
長岡京市	1		1
大山崎町	3		2
宇治市	4		
城陽市	1		6
八幡市	2	1	
京田辺市	0		0
木津川市	1		6
久御山町	0		1
井手町	0	1	4
宇治田原町	0		
精華町	1		2
相楽東部 広域連合	1	1	
亀岡市	2		3
南丹市	5		1
京丹波町	2	1	2
綾部市	1		4
福知山市	2		
舞鶴市	2		1
宮津市	1		2
京丹後市	3		10
伊根町	1		1
与謝野町	1		2
合 計	34	4	48

(単位：人)

平成24年度 京都府の社会教育関係事業

自己実現に向けた主体的な学習活動への支援と社会総がかりで子どもをはぐくむ教育の推進	生涯学習の振興	<p>府民が心豊かで充実した生活を営むためには、いつでもどこでも多様な方法で生涯にわたる学習活動を主体的に行い、その成果を適切に活かすことができる生涯学習社会を実現することが大切である。</p> <p>そのため、地域の特性を活かした多様な学習機会の提供や、指導者の養成を図るとともに、文化・スポーツ活動に親しむ環境の充実や、国際理解、環境、情報、防災などの現代的課題に関する学習活動の支援に努める。</p> <p>また、府民の生涯にわたる学習機会の充実や地域社会の形成を図る上で重要な役割を担う社会教育関係団体に対しては、主体的な活動ができるよう、求めに応じて専門的な指導と助言を行うなど、連携・協力を努める。</p> <p>さらに、府民の意見を踏まえながら、府立の図書館・少年自然の家・郷土資料館などの社会教育施設の機能の充実を図るとともに、市町村などが所管する生涯学習・社会教育関連施設との積極的な連携に努める。</p>	<p>社会教育・生涯学習・公民館等指導者研修事業 各種指導者研修事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PTA指導者研修事業(中央研修・ブロック別研修) ・地域女性リーダー研修事業 ・聴覚障害者社会教育指導者研修事業 ・視覚障害者社会教育指導者研修事業 <p>社会教育施設等の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書館 ・南山城少年自然の家(グリーンパル南山城) ・りり溪少年自然の家(グリーンパルりり溪) ・視聴覚ライブラリー <p>社会教育主事派遣事業 社会教育団体助成事業 京のまなび教室推進事業 地域で支える学校教育推進事業 防災キャンプ推進事業</p>
	家庭の教育力の向上	<p>家庭はすべての教育の出発点であり、基本的な生活習慣、豊かな心や他人に対する思いやりをはぐくむ上で重要な役割を担っている。また、子どもが「展望する力」「つながる力」「挑戦する力」など様々な力をはぐくみ発揮していくためには、見守られ、信頼され、期待されているなどの「包み込まれているという感覚」を実感できることが大切であり、家庭はその基礎を築く場としても重要である。</p> <p>それらの家庭の教育力を高めるため、学校、地域社会並びに関係部局と連携しながら、親に対する学習活動の支援やサポート体制の充実を努める。</p>	<p>家庭教育支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親のための応援塾開催事業 ・家庭教育支援基盤形成事業 <p>家庭教育相談事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育カウンセラー巡回相談事業 ・電話相談事業 <p>ふれあい宿泊学習実施事業</p> <p>読書活動推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども読書本のしおりコンテスト ・学校支援セット貸出
	地域社会の教育力の向上	<p>地域社会は、地域の人々が互いに思いやり、共に助け合いながらつながりを持つ場であるとともに、子どもが身近な人々から、温かくて厳しい愛情や信頼、期待などを実感し、様々な経験を通して安心や自信、誇りや責任感をはぐくむ大切な場でもある。</p> <p>そのため、大人の地域社会における学習力や教育力を高め、地域の課題を解決するとともに、地域の絆を強める取組を推進する。</p> <p>また、そうした活動を、学校・家庭と連携しながら、地域全体で子どもを健やかにはぐくむ取組にも活かせるよう支援に努める。</p>	<p>京のまなび教室推進事業</p> <p>地域で支える学校教育推進事業</p> <p>森と小川の教室推進事業 (みどりキャンプ・さわやかグリーンキャンプ)</p> <p>府立少年自然の家指定管理者自主事業</p>
	人権教育の推進	<p>人権という普遍的文化の構築を目標とした「新京都府人権教育・啓発推進計画」を踏まえ、自己実現とすべての人の尊厳と人権が尊重される共生社会の実現に向けた取組を推進する。</p> <p>そのため、生涯にわたり、あらゆる場や機会を通じて、人権尊重の理念や、同和問題など様々な人権問題についての正しい理解と認識を深めるとともに、実践につながる自発的な学習活動の促進に努める。</p>	<p>人権教育推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権教育企画推進委員会 ・人権教育行政担当者協議会 ・人権教育指導者研修会 ・人権教育学習教材等の整備 <p>各種指導者研修事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障害者社会教育指導者研修事業 ・視覚障害者社会教育指導者研修事業

(再掲あり)

第2節 社会教育の推進

生涯学習を積極的に推進する上でも社会教育が果たす役割は極めて大きく、平成24年度は、次の諸事業を実施した。

1 生涯学習の振興

事業名		事業の概要
社会教育・生涯学習・公民館等指導者研修事業		<p>○趣旨…生涯学習社会の実現に向けて、府内の社会教育を一層推進するため、社会教育関係団体の指導者をはじめ、社会教育、生涯学習関係職員、公民館職員の資質の向上と専門的力量を高めることを目的とする。</p> <p>○内容…京都府社会教育・生涯学習・公民館等指導者研修会</p>
各種指導者研修事業	P T A 指導者研修事業	<p>○趣旨…家庭・学校・地域が連携して、家庭・地域社会の教育力を高め、青少年の豊かな心をはぐくむための望ましい環境づくりに向けて、P T A指導者の資質の向上を図る。</p> <p>○内容…①京都府P T A指導者中央研修会 ②教育局別P T A指導者研修会（5局） ③府立学校ブロック別研修会（4ブロック）</p>
	地域女性リーダー研修事業	<p>○趣旨…府内における女性の主体的な学習活動や社会参加を推進し、地域で活躍する女性の実践力向上を図る。</p> <p>○内容…地域女性リーダー研修講座</p>
社会教育団体助成事業		<p>○趣旨…社会教育の振興の一環として、府域の社会教育関係団体が行う研究会・研修会や地域の課題解決に向けた各種活動（福祉・子育て・環境・防災・生涯学習・人権教育・男女共同参画等）に対して助成を行う。</p> <p>○対象…14団体26事業</p>
防災キャンプ推進事業		<p>○趣旨…地震等の災害や被災時の対応等への理解を深めるために、避難所生活等を想定した実践型のプログラムを府立り溪少年自然の家で実施し、もって府民の防災教育を推進する。</p> <p>○内容…【体験】救命救急体験、給水体験、炊き出し体験、非常食体験、避難所体験 等 【製作】食器製作、応急担架製作 等 【学び】地震が起きる仕組みの講義、被災者による体験談、災害現場における救助活動等の状況</p>

2 家庭の教育力の向上

事業名		事業の概要
家庭教育支援事業	親のための応援塾開催事業	<p>○趣旨…就学前の子どもを持つ保護者と先輩保護者との交流等を行う「親のための応援塾」の開催により、子育てに関わる親の不安の解消と親同士のネットワークの形成を目指す。</p> <p>○内容…京都府P T A協議会に委託し、各小学校P T A等において実施子育てワークショップ、先輩親との交流、相談、アドバイス等</p>
	家庭教育支援基盤形成事業	<p>○趣旨…家庭の教育力の向上のため、保護者等への学習機会の提供や家庭教育支援チーム活動を行う市町（組合）教育委員会に対し、助成等の支援を行う。</p> <p>○内容…家庭教育支援員の配置、家庭教育支援チーム活動の普及・定着子育てに係る学習機会の提供指導者等研修 等</p>

家庭教育相談事業	家庭教育 カウンセラー 巡回相談事業	○趣旨…家庭教育に関する悩みや不安を抱く親に対して適切なアドバイスを行えるよう、臨床心理士の資格を有する者を「家庭教育カウンセラー」として配置し、家庭教育に関する相談体制の一層の充実強化を図る。 ○内容…来所相談～府総合教育センター及び同北部研修所 巡回相談～府教育局及びアグリセンター大宮
	電話相談事業	○趣旨…いじめや不登校などの悩みを持つ子どもや親がいつでも気軽に相談して必要な助言を得られるように、電話相談を実施する。 ○内容…ふれあい・すこやかテレフォン（24時間対応）
ふれあい宿泊学習 実施事業		○趣旨…不登校傾向にある児童生徒を対象にキャンプを実施し、自然の中で宿泊を共にして様々な体験を重ねることによって、社会性を培い、自立への力や登校する力を育てる。また、保護者が、専門家による相談会や講義、相互交流を通じて、子どもの現状についての理解や、子どもの自立へ向けてどのように関わるかを学ぶ機会とする。 ○内容…府立少年自然の家において実施 野外活動・集団遊び・創作活動等
読書活動推進事業		○趣旨…「京都府子どもの読書活動推進計画（第二次推進計画）」の実現に向けて、啓発や支援を行う。 ○内容…①子ども読書本のしおりコンテスト 子どもの読書活動についての府民の理解と関心を深め、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために、「子ども読書の日（4月23日）」の記念事業としてコンテストを実施する。 ②学校支援セット貸出 調べ学習に役立つ図書を府立図書館において整備し、「学校支援セット」としてメニュー化して、府内の小・中学校、高等学校に貸し出す。

3 地域社会の教育力の向上

事業名	事業の概要
京のまなび教室 推進事業	○趣旨…地域社会の中で、子どもたちを心豊かで健やかに育てる環境づくりを推進するため、学校等を子どもの安心・安全な居場所として活用した「京のまなび教室」の開設を支援し、土曜日等における子どもの体験活動・学習活動等の充実を図る。 ○内容…①京のまなび教室の開設 19市町(組合)教育委員会、75教室で実施 ②特別講師の派遣 市町(組合)教育委員会が実施する「京のまなび教室」等に、団体や企業、伝統産業の職人等の特別講師の派遣をコーディネート
地域で支える学校教育 推進事業	○趣旨…地域ぐるみで学校を支える体制整備として「学校支援地域本部」を設置して地域コーディネーターや学校支援ボランティアを配置し、学校のニーズに応じた教育支援活動を展開する。 (国事業名：学校支援地域本部事業) ○内容…学習支援、部活動の支援、読書活動支援、学校行事の支援等 13市町(組合)教育委員会、105校(園)で実施

森と小川の教室 推進事業	<p>○趣旨…障害のある子どもと障害のない子どもが共に行う自然体験活動を通して、心のふれあいを深めながら多様な立場を理解させ、自立心や主体性を培うとともに、環境問題への関心を深める。</p> <p>○内容…府立少年自然の家において実施 みどりキャンプ、さわやかグリーンキャンプ</p>
-----------------	--

4 人権教育の推進

事業名		事業の概要
	人権教育推進事業	<p>○趣旨…自己実現とすべての人の尊厳と人権が尊重される共生社会の実現に向けて、生涯学習としての人権教育を推進するため、学習教材や指導資料を整備するとともに、指導者の養成と資質の向上を図る。</p> <p>○内容…①人権教育企画推進委員会 ②人権教育指導者研修会 ③人権教育(教育局別)行政担当者等研究協議会 ④学習教材・指導資料の整備</p>
各種指導者研修事業	聴覚障害者社会教育指導者研修事業	<p>○趣旨…聴覚障害者の豊かな生活に向けての学習活動や社会参加の促進を図るため、府内各地での実践活動を交流し、指導者としての資質の向上を図る。</p> <p>○内容…北部・南部2会場／講演及び実践発表など</p>
	視覚障害者社会教育指導者研修事業	<p>○趣旨…視覚障害者の豊かな生活に向けての学習活動や社会参加の促進を図るため、府内各地での実践活動を交流し、指導者としての資質の向上を図る。</p> <p>○内容…府内5会場／講演及び実践発表など</p>

第3節 社会教育施設

府民の学習活動の推進を図る上で社会教育施設の整備・充実が必要であるとともに、生涯学習の総合的推進のためには府と市町村の関係施設間の相互連携が一層重要となっている。

京都府においては、府立図書館、府立南山城少年自然の家及びり溪少年自然の家を設置している。

1 京都府立図書館

明治42年に現在地に建築された府立図書館を全面改築し、京都府社会教育委員会議の提言（平成7年12月）を踏まえ、府立総合資料館の所蔵する資料と一体化した上で、マルチメディアを最大限活用した図書館として平成13年5月に開館した。

公共図書館などの蔵書データ総合目録を構築し、そのネットワーク化を進めるなど、府内の中核的図書館として、府民に身近な市町村立図書館などに対し、役割分担を踏まえた支援を通じて府内の図書館サービス向上を図るとともに、平成24年8月に「京都府立図書館サービス計画」を策定し、府民に役立つ図書館サービスに努めている。

(1) 施設の概要

所在地	左京区岡崎成勝寺町9
蔵書冊数	約113万冊
開館日	火～金 9：30～19：00
開館時間	土日祝 9：30～17：00

(2) 事業内容

- 各図書館資料の閲覧、貸出し
- 市町村支援事業（連絡協力車運行、職員研修、貸出文庫等）
- レファレンスサービス
- 国会図書館との図書相互貸借及びオンライン検索
- 府内公共図書館総合目録ネットワークシステムによる検索サービス及び館間貸出
- 学校支援事業（調べ学習等に役立つ図書のパッケージ貸出）

- 音声目録CD-ROM（デジ版）の作成及び視覚障害者等への配布
- 読書週間記念講演会等の開催

(3) 利用状況

（23年度の利用統計数値による）

ア 個人貸出し

登録者数 （累計）	貸出者数	貸出冊数
90,473人	89,307人	200,510冊

イ 図書館等への貸出し

平成24年3月31日現在

区分	貸出文庫事業による一括貸出し	その他の貸出し
市町村数等	11市町（組合） 教育委員会	—
貸出冊数	62,576冊	27,492冊
摘要	市町村が行う図書館活動に対する図書資料の一括貸出しによる協力援助	府内市町村立図書館及び学校図書館等への協力貸出し他

2 京都府立少年自然の家

(指定管理者 財団法人京都府少年教育振興会)

自然の中で、集団宿泊体験活動を通して、心身ともに健全な少年の育成を図るため、昭和48年に相楽郡南山城村大字田山に京都府立南山城少年自然の家を、昭和58年に南丹市園部町大河内に京都府立るり溪少年自然の家を開設し、周辺の豊かな自然環境を活かして多様な体験活動の機会を提供している。

(2) 施設利用

<利用できる人>

- ① およそ10名以上の団体
 - ・学校の児童・生徒とその指導者
 - ・青少年の団体とその指導者
 - ・その他、少年自然の家が適当と認められた団体
- ② 家族及び小グループ

(1) 施設の概要

施設名 (愛称)		府立南山城 少年自然の家 〔グリーンパル 南山城〕	府立るり溪 少年自然の家 〔グリーンパル るり溪〕
施設定員	プレイホール	200人	300人
	研修室	200人	200人
	宿泊室	182人	300人
	キャンプ場	—	150人
敷地面積		14,455㎡	91,980㎡

その他、談話室、資料室（資料展示コーナー）、自転車車庫、乾燥室などの他に自然観察、野外活動用の用具を備えている。

京都府立少年自然の家利用状況

年 度	宿 泊 利 用								研修室利用		使用料収入 (円)	
	幼・小・中学生		高 校 生		一 般		計		団体数	人 数		
	団体数	人 数 〔指導者 含む〕	団体数	人 数 〔指導者 含む〕	団体数	人 数	団体数	人 数				
南 山 城	19	153	7,825	15	2,101	41	3,550	209	13,476	31	1,729	7,970,390
	20	165	8,239	25	3,064	49	4,401	240	15,704	38	2,217	10,145,770
	21	160	8,984	15	1,808	50	4,022	225	14,814	30	1,986	9,137,010
	22	159	8,894	14	2,174	39	3,608	212	14,676	33	2,029	9,137,850
	23	168	8,533	17	2,056	37	4,020	222	14,609	31	1,987	9,193,460
	24	159	8,975	14	1,864	38	4,067	211	14,906	45	2,321	9,217,870
る り 溪	19	67	7,053	17	2,084	103	6,343	187	15,480	6	432	10,104,850
	20	69	6,741	20	2,171	102	6,480	191	15,392	10	719	11,132,790
	21	70	6,517	17	2,519	85	7,916	172	16,952	17	677	13,034,410
	22	77	6,784	19	2,320	82	7,419	178	16,523	21	811	12,294,170
	23	77	6,455	17	1,970	83	8,862	177	17,287	12	628	14,109,500
	24	78	6,409	17	2,309	63	5,840	158	14,558	7	461	9,941,460

(24年度は2月末までの実績)

平成24年度の事業の概要

南山城少年自然の家(グリーンパル南山城)

事業名		対象	開催回数
ふれあい宿泊学習事業		小学校3年生～高校生までの不登校傾向にある児童生徒とその保護者	1泊2日 2回 2泊3日 1回
指定管理者 自主事業	木津川カヌーツーリング	小学校4～6年生・中学生	1泊2日 2回
	南山城アドベンチャーキャンプ	小学校4～6年生・中学生	4泊5日 1回
	南山城ワクワク体験村	家族及び小グループ	1泊2日 6回 2泊3日 1回
	里山チャレンジキャンプ	小学校4～6年生・中学生	1泊2日 1回 2泊3日 2回

るり溪少年自然の家(グリーンパルるり溪)

事業名		対象	開催回数
ふれあい宿泊学習事業		小学校3年生～高校生までの不登校傾向にある児童生徒とその保護者	1泊2日 2回 6泊7日 1回
森と小川の 教室推進事業	みどりキャンプ	小学校4年生～中学生、 特別支援学校 小学部4年生～中学部	1泊2日 2回 6泊7日 1回
	さわやかグリーンキャンプ	小学校4年生～中学生、 特別支援学校 小学部4年生～中学部	1泊2日 3回 2泊3日 1回
指定管理者 自主事業	親子キャンプ入門	府内の家族	1泊2日 2回
	エンジョイ・ウイークエンド	府内の家族	1泊2日 1回
	自然体験学習指導者研修会	利用団体指導者	概ね月1回

3 市町村の社会教育施設

市町村において、公民館、図書館その他の社会教育施設を設置しており、その概要は次の表のとおりである。

平成23年10月1日現在(平成23年度社会教育調査)

市町村名	公民館	公民館分館	青少年教育施設	図書館
向日市	6			1
長岡京市	1			1
大山崎町	1			
宇治市	5		4	3
城陽市	3			1
八幡市	4			2
京田辺市	41		1	3
木津川市	3		1	3
久御山町	1			1
井手町				1
宇治田原町	1			1
笠置町	1			
和束町				
精華町				1
南山城村	1			
亀岡市	3			6
南丹市	2			4
京丹波町	6			
綾部市	13			1
福知山市	22		3	5
舞鶴市	7		1	5
宮津市	10	1	1	1
京丹後市	51	14		6
伊根町	5		1	
与謝野町	23		1	3
小計	210	15	13	49
京都市			2	19
合計	210	15	15	68

第6章 人權教育

第6章 人権教育

第1節 学校教育における人権教育の推進

京都府教育委員会では、「新京都府人権教育・啓発推進計画」を踏まえ、これまでの成果と課題を明らかにしながら、全ての人の基本的人権を尊重する心をはぐくむとともに、同和問題などあらゆる人権問題の解決に向けて実践する態度の育成を図る取組を進めている。

学校においては、校長主導の全校推進体制のもと、生涯にわたって学び続ける基盤を培うという視点に立って、教育活動全体に人権教育を適切に位置付け、児童生徒の実態を的確に把握して、教育の機会均等を図り、学力の充実や進路保障に努めるなど、一人一人を大切にされた教育の推進を図ることとしている。また、基本的人権や同和問題など様々な人権問題について正しい理解や認識の基礎を培うとともに、互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重する態度や実践力を育成することを目標に推進している。

人権教育の推進に当たっては、同和教育の中で積み上げられてきた成果と手法への評価を踏まえるとともに、人権学習資料集等を活用し、法の下での平等、個人の尊厳といった普遍的な視点からのアプローチとそれぞれの人権問題の解決という個別的な視点からのアプローチにより、人権意識の高揚を図り、あらゆる人権問題の解決に向けて取り組むこととしている。

そのために、地域や学校の実態を十分考慮した人権教育推進計画を策定するとともに、校種間の連携や学校間の交流及び家庭、地域社会、関係諸機関との連携を強化し、体系的・計画的に人権教育の推進に努めている。

また、人権尊重を踏まえた教育活動を進めるため、研修を日常的・系統的に行い、教職員自らが豊かな人権感覚を持つとともに、人権教育を進めるための認識の進化と指導力の向上に努めている。

第2節 社会教育における人権教育の推進

京都府教育委員会では、同和問題などあらゆる人権問題の解決に向け、実践につながる府民の自発的な学習活動を一層推進することを目指して様々な取組を進めてきた。

その成果は、着実に広がりを見せている一方で、依然として偏見や差別意識も根強く、今後も、「新京都府人権教育・啓発推進計画」を踏まえ、人権尊重の理念や、同和問題など様々な人権問題についての正しい理解と認識を深めるための学習活動や啓発活動の一層の工夫・充実に努める必要がある。

社会教育における人権教育指導者の養成や資質の向上については、第5章第2節の4に記した研修会の中で実施し、人権教育企画推進委員会の意見を踏まえながら、人権教育(教育局別)行政担当者等研究協議会と連携して、その充実に努めている。

また、人権問題に対する理解と認識を一層深めるため、地域の実情を踏まえた学習教材・指導資料や啓発ビデオ等の充実を図り、職員研修をはじめ各種の研修会等で活用されるよう、その整備に取り組んでいる。

人権教育推進事業

府事業

- (1) 人権教育企画推進委員会
- (2) 人権教育指導者研修会
- (3) 人権教育(教育局別)行政担当者等研究協議会
- (4) 学習教材・指導資料の整備

第7章 文 化 財

第7章 文 化 財

第1節 文化財の保護

文化財は、長い年月にわたる我々の祖先の努力によって生み出され、伝えられてきた。特に京都府内に所在する文化財は、歴史、芸術、学術的にも、また鑑賞する上でも価値の高いもので、京都の歴史と自然のかかわり合いを明らかにする上で欠かすことのできないものである。

しかし、少子高齢化や社会生活の変化によって、これらの貴重な文化財については危機的な状況が深まり、文化財保護行政にさまざまな影響を与えている。その反面で、文化財の保護と活用に対する府民の関心は高くなり、文化財保護行政の重要性は一段と増している。

京都府では、文化財の保護と活用の促進を図るため、所有者、市町村をはじめ関係機関の協力のもとに、府民の理解を得ながら課題解決にあたり、文化財保護対策の充実強化と文化財の活用普及事業を推進している。

「京都府文化財保護条例」の施行以来、平成24年度までに681件の文化財を指定・登録し、68件の文化財環境保全地区の決定及び7件の選定保存技術を選定した。また、「府選定文化的景観」について9件を選定している。

府指定・登録文化財のうち、府指定有形文化財（建造物）10件41棟、同（美術工芸品）16件、府登録有形文化財（建造物）1件1棟、同（美術工芸品）2件、府指定無形文化財6件、府指定有形民俗文化財1件、府指定無形民俗文化財（風俗慣習）1件、同（民俗芸能）2件、府指定史跡2件、府指定名勝（庭園）1件、府選定保存技術4件がそれぞれ国の重要文化財・重要無形文化財・重要有形民俗文化財・重要無形民俗文化財・史跡・名勝・選定保存技術に指定・選定されている。

また、埋蔵文化財の保護に関しては、昭和56年4月に設置された公益財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センターを中心に、その充実を目指しているところである。

さらに、歴史資料や民俗文化財をはじめとする重要な郷土の資料を調査研究し、収集・保存・展示及び活用を図るために、京都府南部（木津川市）に山城郷土資料館（ふるさと

ミュージアム山城）と北部（宮津市）に丹後郷土資料館（ふるさとミュージアム丹後）を設置し、広く府民の利用に供しているところである。

第2節 文化財の調査

文化財保護行政の推進や文化財保護条例による指定・登録の推進を図るための基礎資料を得るため、文化財の諸調査を実施している。

平成24年度に実施した主な調査は、特別天然記念物カモシカ通常調査、中世城館跡調査、有形・無形民俗文化財詳細調査、無形文化財詳細調査、近世古文書等基本調査、建造物詳細調査及び美術工芸品詳細調査、選定保存技術詳細調査などである。

(1) 古文書調査

重要な古文書等の散逸、亡失を防ぎ、その目録作成と保存活用のため行うもので、府内に所在する中・近世以降の古文書の分布状況を確認する基本調査を実施している。

(2) 有形・無形民俗文化財詳細調査

文化財保護条例による指定・登録等の具体的な候補物件について、第一段階の基本調査に基づき、具体的な対象文化財を選定し、調査を実施している。

(3) 建造物詳細調査

文化財保護条例による指定・登録等の具体的な候補物件について、既に実施した基本調査結果から選択し、建造物の由来、規模、構造、形式について個々に調査を実施している。

国指定・登録文化財等の全国及び京都府内所在件数等一覧

平成25年3月1日現在

種別 区分	建造物		美術工芸品						記念物		重要無形文化財				重要民俗文化財		重要文化 的景観	重要 建造物 群保存 地区	選定保存技術						
	件 数	棟 (基) 数	絵 画	彫 刻	書 跡 典 籍 古 文 書	工 芸 品	考 古 資 料	歴 史 資 料	計	特 別 史 跡 名 勝 物	天 然 記 念 物	保持者				有 形			無 形	保持者		保持団体			
												芸能		工芸技術						件数	人	件数	人	件数	人
												件数	人	件数	人										
京 都 府 A	国宝	(48)	(60)	44	37	80	15	3	0	179	14	133	3	3	8	9	5	10	1	7	18	19	7	7	
	重文	292	614	477	414	729	181	27	20	1,848															
	計	292	614	521	451	809	196	30	20	2,027															
	登録	398	398				1		1	2	1						2								
全 国 B	国宝	(217)	(265)	159	126	283	252	45	3	868	162	2,964	39	57	41	57	212	278	34	102	47	53	29	31	
	重文	2,397	4,521	1,977	2,668	2,632	2,432	594	173	10,476															
	計	2,397	4,521	2,136	2,794	2,915	2,684	639	176	11,344															
	登録	8,969	8,969			1	3	4	6	14	63						25								
比 率 A / B (%)	国宝	22%	23%	28%	29%	28%	6%	7%	0%	21%															
	重文	12%	14%	24%	16%	28%	7%	5%	12%	18%	9%	4%	8%	5%	20%	16%	2%	4%	3%	7%	38%	36%	24%	23%	
	計	12%	14%	24%	16%	28%	7%	5%	11%	18%															
	登録	4%	4%				33%		17%	14%	2%						8%								

- (注) 1 建造物には国宝と重要文化財の両方で1件とするものがあるため、国宝は重要文化財の内数である。
 2 特別史跡名勝天然記念物は史跡名勝天然記念物の内数である。
 3 京都府の美術工芸品の数は、京都府教育委員会が所管している件数である。

京都府指定・登録文化財等件数一覧

平成25年3月19日現在

種別 区分	建造物		美術工芸品						無形文化財						有 形 民 俗 文 化 財	無形民俗文化財			記念物			文 化 財 環 境 保 全 地 区	選 定 保 存 技 術 件 数	文 化 的 景 観 件 数	合 計	年度別件数							
	件 数	棟 (基) 数	絵 画	彫 刻	工 芸 品	古 書 跡 典 籍	考 古 資 料	歴 史 資 料	計	工芸・技術		芸能		無形の文化的所産		計	風 俗 慣 習	民 俗 芸 能	計	史 跡	名 勝					天 然 記 念 物	計	区	S57□	H24			
										件数	保持者及び団体	件数	保持者及び団体	件数																	保持者及び団体	件数	保持者及び団体
指 定	108	306	56	47	41	14	37	22	13	230	10	13	1	2	1	1	12	16	1	7	11	18	22	17	15	54	指定	423	454	8			
																											登録	210	219	1			
登 録	84	142	8	8	9	1	8	1	2	37	0	0	0	0	0	0	0	0	12	24	46	70	0	1	6	7	決定	68	68	0			
																											選定	11	16	1			
																											(認定)	(19)	(23)	(1)			
合 計	192	448	64	55	50	15	45	23	15	267	10	13	1	2	1	1	12	16	13	31	57	88	22	18	21	61	決定	712	755	10			

平成24年度府指定・登録文化財一覧

区分	区別	名称	員数	所在地	所有者
建造物	指定	ほんまんじれんじょういんたまや 本満寺蓮乗院霊屋	1棟	上京区	本満寺
	指定	りんかいん 隣華院客殿ほか	3棟	右京区	隣華院
	指定	りんしょういんたまや 隣祥院霊屋	1棟	右京区	隣祥院
	指定	えしんいん 恵心院本堂	1棟	宇治市	恵心院
	登録	りんしょういん 隣祥院本堂ほか	2棟	右京区	隣祥院
	小計	5件（指定4、登録1）			
美術工芸品	絵画	ほうおんじほんどうしょうへきが ぶんりん 報恩寺本堂障壁画 文麟筆	44面	舞鶴市	報恩寺
	彫刻	木造神像 女神坐像 7軀 内一軀の像底に康治二年二月十一日、願主 頼親、請造并開眼延尊、木造睿与、静仁等 の銘がある 男神像 7軀 僧形神像 2軀 附神像形 2軀	16軀	西京区	松尾大社
	工芸品	からぎぬもしょうぞく でんとうふくもんいん 唐衣裳装束 伝東福門院所用	一式	左京区	霊鑑寺 (京博寄託)
	考古資料	じんめんつきど きとうぶへん あつえ 人面付土器頭部片（温江遺跡出土） 附土器 残欠共120点 石器類 5点	1点	与謝野町	与謝野町
	小計	4件（指定4）			
無形文化財	指定	京料理 会席料理	—	左京区	保持者 高橋 英一
	小計	1件（指定1）認定1名			
合計 10件（指定9件、登録1件）認定1名					

(4) 美術工芸品詳細調査

既を実施した基本調査結果の中から候補物件を選択し、(3)の建造物詳細調査と同様の趣旨により、具体的に調査を

施している。

過去5年間の調査件数は、下表のとおりである。

美術工芸品詳細調査

(単位:件)

年度	絵画	彫刻	工芸品	書跡	古文書	考古資料	歴史資料	計
20	2	2	2	1	2	1	—	10
21	2	1	1	—	1	1	1	7
22	2	2	1	—	1	—	1	7
23	2	2	1	—	1	—	2	8
24	4	2	1	1	2	1	—	11

第3節 埋蔵文化財の調査

京都府においては、工事に先行する埋蔵文化財の発掘調査が、緊急かつ重要な課題とな

っている。ここ5年間の開発に伴う埋蔵文化財発掘調査の推移は次のとおりである。

(単位:件)

年	乙訓	山城	南丹	中丹	丹後	京都市	計
20	56	20	24	6	7	175	288
21	45	25	7	6	4	119	206
22	43	23	7	4	8	120	205
23	38	25	5	2	2	129	201
24	30	29	4	6	5	155	229

京都府教育委員会及び公益財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センターが実施した平成24年度の発掘調査は下表のとおりである。
(京都府教育委員会)

所在地	遺跡名称	遺跡の種類	関連工事名
木津川市	恭仁宮跡	都城跡	範囲内容確認
南丹市	西ノ下遺跡	集落跡	府営ほ場整備

(公益財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センター)

所在地	遺跡名称	遺跡の種類	関連工事名
与謝野町	石田城跡・由里古墳群・石田谷古墳群	山城跡・古墳・集落跡	鳥取豊岡宮津自動車道新設
舞鶴市	大川遺跡	集落跡	堤防整備
亀岡市	出雲遺跡	集落跡	農道新設
京都市	植物園北遺跡	集落跡	施設新設
	平安宮跡・聚楽第跡	都城跡・城館跡	施設新設
長岡京市	長岡宮跡	都城跡	府道拡幅
	長岡京跡	都城跡	第二外環状道路新設
大山崎町	山崎津跡	港跡	緊急河川敷道路新設
八幡市	木津川河床遺跡	集落跡・護岸跡	河川改修
	美濃山瓦窯	窯跡	府道新設
	美濃山廃寺・美濃山廃寺下層遺跡	寺院跡・集落跡	盛土造成
	美濃山廃寺・美濃山廃寺下層遺跡	寺院跡・集落跡	新名神道路新設
	女谷・荒坂横穴群	横穴	新名神道路新設
京田辺市	松井横穴群	横穴	新名神道路新設
	門田遺跡	集落跡	新名神道路新設
城陽市	水主神社東遺跡・下水主遺跡	集落跡	国道改良
	下水主遺跡	集落跡	新名神道路新設
宇治市	平等院旧境内	寺院跡	河川改修
木津川市	出屋敷遺跡	寺院跡	府道拡幅

第4節 文化財の保存管理

1 国指定文化財の保存管理

文化財の適切な保存管理のために、国指定文化財の修理、防災施設の整備、収蔵庫の建設、史跡等の土地の買い上げによる公有地化の促進や整備、また市町村が緊急発掘調査を実施する場合、京都府から各事業主体に予算の範囲内で補助金を交付している。このほか、国指定の文化財や史跡名勝の日常的な維持管理に万全を期すため、自動火災報知設備などの防災設備の保守点検や建造物の小修理、名勝等庭園の荒廃防止、民家の環境整備、美術工芸品の燻蒸・殺虫などを所有者が実施する場合、または指定あるいは選定された無形文化財、無形の民俗文化財に関する後継者育成等にも補助金を交付している。

平成24年度に実施した文化財保存整備事業は次のとおりである。

- 建造物保存修理……清水寺子安塔（京都市）、萬福寺松隠堂庫裏（宇治市）など22件
- 建造物防災施設……石清水八幡宮（八幡市）など4件
- 建造物環境保全……愛宕念仏寺（京都市）
- 緊急防災施設耐震改修……建仁寺（京都市）、知恩院（京都市）
- 美術工芸品保存修理……高台寺綴織鳥獣文陣羽織（京都市）など35件
- 美術工芸品防災施設……報恩寺（京都市）1件
- 記念物保存修理……（史）醍醐寺境内（京都市）、（史）教王護国寺境内（京都市）など22件
- 史跡等買上……（史）榎原廃寺跡、（史）長岡宮跡など14件（10市）
- 埋蔵文化財発掘調査……長岡京跡など15件（12市3町）
- 文化的景観保護推進……宇治市（2件）、宮津市、京都市、亀岡市 5件
- 無形文化財……京都能楽養成会など2件
- 民俗文化財保存修理……祇園祭山鉦のうち、北観音山など4件
- 重要伝統的建造物群保存地区保存修理事業……美山町北地区（南丹市）など4件

また、国指定文化財維持管理補助事業は次のとおりである。

- 防災設備保守点検……南禅寺（京都市）、平等院（宇治市）など185件
- 建造物小修理……興林院（京都市）、金地院（京都市）など13件
- 名勝庭園の荒廃防止及び民家の環境保全……真珠庵など33件

その他、京都府内に69名の文化財保護指導委員を委嘱し、文化財の巡視を行い、所有者をはじめ文化財関係者に対し、文化財保護に関する指導、助言をするとともに、地域住民にも文化財保護意識の高揚を図り、文化財の保存管理に努めている。

2 府指定・登録等文化財の保存管理

京都府文化財保護条例（昭和56年府条例第27号）に基づき、府の文化財として指定・登録等された文化財の所有者などが、文化財の適切な保存を図るために実施する事業に対し、その経費の一部を補助している。平成24年度は次の文化財保存事業に対して補助を行った。

- (1) 京都府指定・登録文化財等保存修理補助事業
 - 建造物保存修理……妙顕寺本堂（京都市）など8件
 - 建造物防災施設……真正極楽寺（京都市）など4件
 - 美術工芸品保存修理……北野天満宮古記録（京都市）など2件
 - 記念物保存修理……萬福寺境内（宇治市）など4件
 - 文化財環境保全地区……多久神社（京丹後市）高神社（井手町）
- (2) 京都府指定・登録文化財等維持管理費補助事業
 - 防災施設保守点検等……桂春院（京都市）、鹿嶋神社（南丹市）など58件
 - 建造物等小修理……多治神社（南丹市）など3件
 - 庭園の荒廃防止、民家の環境保全及び史跡等記念物又は文化財環境保全地区の環境維持……両足院（京都市）など28件

また、以上の事業に加えて、京都府文化財保護指導委員による文化財の巡視を行い、その保存管理に努めている。

第5節 文化財の普及・啓発

京都府の歴史や文化を考える上で欠くことのできない資料である府内の文化財は、豊富で質が高く、文化の向上と発展の基礎をなすものであり、現在に受け継がれている各地域の文化財を大切に保護するとともに、府民生活の文化的向上に役立てるよう活用を図る必要がある。

そのためには、地域住民が地域に残された文化財を保護しなければならないという意識をもつことが大切である。府教育委員会では、地域住民の意識の高揚を図るため、いろいろな普及啓発事業を行っている。

(1) 守り育てようみんなの文化財展

広く府民の間に文化財保護の心を育て、府内の文化財の保護と活用を図るとともに、生涯教育の一環としてその振興を図る目的で、京都府が指定・登録などを行った文化財(平成24年3月23日付け)について写真及び説明パネルによって紹介する展覧会を京都府庁展示ロビーを皮切りに、丹後・山城郷土資料館で順次開催した。

(2) 京都府文化財保護推進会議

文化財の保護及び活用などに関し、文化財所有者(管理者)の理解を深めるとともに、日常管理等における諸問題の解決を図るため、府内の国指定文化財、府指定・登録文化財所有者(管理者)及びその他関係者を対象に昭和47年度から実施している。

(3) ポスター・ステッカーの作成配布

昭和45年度から実施。毎年文化財保護強調週間用ポスター2種類、文化財防火用ステッカーを近畿6府県共同で作成し、所有者(管理者)及び行政機関、学校などに配布している。

(4) 文化財保護普及啓発冊子の発行

昭和57年4月に施行した京都府文化財保護条例に基づき指定・登録等を行った文化財を紹介する冊子を作成し、所有者

及び関係行政機関、学校などに配布している。

(5) 銃砲刀剣類の登録

銃砲刀剣類所持等取締法第14条の規定により、美術品若しくは骨とう品として価値のある古式銃砲又は刀剣類の登録については、登録申請を受けて、登録審査委員が審査の上、登録証を交付している。

この結果、平成25年2月末までに京都府に登録された銃砲刀剣類の総数は57,590件に達した。

なお、登録審査会は、毎年京都市内で4～5回、北部地域で1回開催している。

登録手数料は新規の場合、1件につき6,300円、再交付は1件につき3,500円である。

(6) 建造物保存修理現場の公開

文化財建造物と建造物保存修理事業への理解を深めるため、建造物保存修理現場の公開事業を行った。平成24年度は、所有者からの委託を受けて京都府教育委員会が進めている国指定文化財建造物の保存修理現場のうち、清水寺朝倉堂・賀茂別雷神社神宝庫・賀茂御祖神社橋殿・平等院鳳凰堂で公開事業を行い、延べ5,837名の参加があった。

第6節 京都府立郷土資料館

郷土についての歴史、考古、民俗資料等の保存と活用を図り、府民の文化的向上に資することを目的として、昭和45年6月、宮津市の史跡丹後国分寺跡に、展示室をはじめ収蔵庫、管理関係諸室を配置した丹後郷土資料館を建設した。さらに昭和57年6月には、相楽郡山城町(現木津川市)に、展示室、収蔵庫、研究室のほか、木器や鉄器を保存処理する保存科学室や燻蒸室などを配した山城郷土資料館を設置した。

平成7年3月には、代表的な丹後型かやぶき民家である旧永島家住宅(府指定文化財)を丹後郷土資料館敷地内に復元整備し、展示、体験学習などに活用している。平成16年4月からは、更に親しまれる歴史体験学習館を目指して、「ふるさとミュージアム丹後」「ふるさとミュージアム山城」という愛称を使用し

ており、平成24年9月21日付けで、博物館法に定めた登録博物館となった。

また、両資料館では、地域のボランティアや友の会の協力を得て、児童・生徒や保護者がともに昔の暮らしや歴史を体験する「ふるさとミュージアムジュニアクラブ」や「こども体験教室」に取り組むとともに、資料館の文化財を活用した出前授業・講座も実施している。

(1) 業務概要

ア 文化活動の推進

○地域の伝統、文化の特質を明らかにし、将来の展望を方向づけ、地域文化の発展に役立てる。

○地域内の文化的連携に寄与し、文化活動を積極的に援助し、振興を図る。

○文化財、文化資料の収集、保存、調査、研究を進める。

イ 文化財、文化資料の展示

○普通展示

地元・館所蔵の文化資料を展示する。
日本の歴史並びに京都府の歴史を資料により体験的に理解するのに役立つ展示を行う。

○特別展示

普通展示とは別に貴重な文化財、文化資料を体系的に展示する。
地域文化を他地域と関連させて展示する。
平成20年度～平成24年度の展示事業は次のページのとおりである。

ウ 貸室

○展示室の利用

展覧会催しのための使用に供する。

○研修室の利用

学習、文化活動のための利用に供する。

(2) 展示観覧料

ア 普通展示の場合

一般1人200円 団体1人150円

小・中学生1人50円 団体1人40円

イ 特別展示の場合

一般1人250円 団体1人200円

小・中学生1人70円 団体1人50円

※ア・イとも団体は20人以上、65歳以上の方、障害者の方（要公的証明、

介護者を含む）、小・中学校の学校教育活動の場合は無料

また、府内在住で「きょうと子育て応援パスポート」を提示した小学生以下の子どもを同伴された親または祖父母の方1名分の観覧料は無料

(3) 休館日

・毎週月曜日（月曜日が休日に当たるときは、その日以後において、その日に最も近い休日でない日）

・年末年始（12月28日～1月4日）

(4) 開館時間

午前9時～午後4時30分

郷土資料館の展示事業(平成20年度～平成24年度)

	常設テーマ	企画テーマ	特別展テーマ
山城郷土資料館	20 南山城の歴史と文化	中世文書の世界 やきものの歴史ー縄文時代から江戸時代ー 京都発掘だより2008 くらしの道具今昔 速報企画展 謎の寺院 神雄寺ー馬場南遺跡ー 第10回守り育てようみんなの文化財展	保存科学と考古学
	21 南山城の歴史と文化	大倉笠山ー南山城の文人画家ー やがて波知須の花となるー収蔵瓦の紹介ー 京都発掘だより2009 くらしの道具今昔 第11回守り育てようみんなの文化財展	甘柿・干し柿・柿渋 ー南山城の柿栽培と柿渋文化ー
	22 南山城の歴史と文化	万葉集と“やましろ”ーその景観と歌木簡ー 塔に誘われてー浄瑠璃寺三重塔・海住山寺五重塔・岩船寺三重塔ー 京都 こころの百景 巡回展 くらしの道具今昔 第12回守り育てようみんなの文化財展	平城の北・恭仁宮 ー木津川流域の奈良時代ー
	23 南山城の歴史と文化	木津川の春-祈りの春- 中世やきもの風土記 京都発掘だより2011 くらしの道具今昔 第13回守り育てようみんなの文化財展	木津川ものがたり ー木津川が生み、育てた文化ー
	24 南山城の歴史と文化	古文書で知る南山城の中世・近世 南山城の暮らし 京都発掘だより2012 くらしの道具今昔 第14回守り育てようみんなの文化財展	古文書・日本書紀とやましろ
丹後郷土資料館	20 丹後の歴史と文化	丹後の人・もの・暮らしー描いて伝えることー 小学生のための昔のくらしと道具 天橋立を望むー丹後府中を掘る 特別公開「重要文化財 湯舟坂 2号墳出土金銅装環頭大刀」 智恩寺の棟札 (第10回守り育てようみんなの文化財展) 旧水産講習所明治時代の水産絵図 (ふるさとミュージアムコレクションV)	丹後丹波の薬師信仰ー麻呂子 皇子鬼退治伝説の源流を求め てー
	21 丹後の歴史と文化	特別公開「丹後国一宮 籠神社の至宝」展 丹後・若狭の土器製塩 世阿弥の時代ー義満をめぐる芸能と丹後ー 特別公開「重要文化財 大田南 5号墳出土 青龍三年銘 四神鏡」 第11回守り育てようみんなの文化財展と「京の職人さん」展 ふるさとの考古学者ー釋・坪倉両先生の収集品からー	丹後の民具・総まくり
	22 丹後の歴史と文化	丹後・織りの世界ー藤・麻・木綿・絹ー 国分寺再興ー中世丹後国分寺と律宗寺院ー 特別公開「重要文化財 大風呂南 1号墓出土 ガラス釧・ 銅釧」 「与謝蕪村筆 田楽茶屋図屏風」 第12回守り育てようみんなの文化財展と「京の職人さん」展 見せます丹後のお宝 (ふるさとミュージアムコレクションVII)	大丹波展ー豪族たちの栄華ー
	23 丹後の歴史と文化	宝蔵山古墳と成山古墳-由良川水系の前期古墳- 特別公開「重要文化財 湯舟坂 2号墳出土「金銅装環頭大刀・銅 鏡・須恵器」 蕪村、丹後に遊ぶ-三とせあまり、画に俳に- 第13回守り育てようみんなの文化財展 見せます丹後のお宝-丹後の暮らしと柿渋- (ふるさとミュージアムコレクションVIII)	美の風景-天橋立と名所屏風の 世界-
	24 丹後の歴史と文化	庄屋たちの幕末・維新ー「庄屋文書」が語る激動の時代ー お墓の考古学ー亡き人を送る心と形ー 特別公開「重要文化財 丹後国分寺再興縁起」「大田南古墳群 出土重要文化財 青龍三年銘方格規矩四神鏡、府指定文化財 画文帯神獸鏡・鉄剣」 第14回守り育てようみんなの文化財展・京都の発掘成果展 「京都の中世城館ー京都府中世城館跡調査速報展ー」	丹後の背板

「京都府教育振興プラン

～つながり、創る、京の知恵～」

京都府教育振興プラン～つながり、創る、京の知恵～

京都府教育委員会では、平成13年に「『京の子ども、夢・未来』プラン21」を策定し、「子どものための京都式少人数教育」や「親のための応援塾」など、国の動きに先んじて多くの教育改革に取り組んでまいりました。

しかし、プランの策定から約10年を経て、教育基本法の改正や社会・経済状況の変化など、子どもたちを取り巻く環境は大きく様変わりしています。

このような状況を踏まえ、京都府教育委員会では、京都の未来を創造する人づくりに向けて、京都府の教育の基本理念や今後推進すべき施策の方向性をお示しする新たな計画が必要であると考えました。

平成23年1月に策定した京都府の教育振興基本計画「京都府教育振興プラン～つながり、創る、京の知恵～」は、有識者による検討会議のほか、府民意見交換会「みんなで語ろう！子どもの夢・未来ミーティング」や「みんなで創ろう！これからの京都の教育」、パブリック・コメントなど、様々な形で多くの府民の皆様のお声をいただいてまとめたものです。

歴史と伝統にはぐくまれたふるさと京都の知恵を結集した「京都府ならではの教育」を進めることにより、その知恵を継承し（「知恵がつながる」）、さらに発展させる（「知恵を創る」）ことが出来る人づくりを目指すこのプランについて、府民の皆様のご協力をお願いします。

1 プランの位置付け

- 教育基本法第17条第2項において地方公共団体が定めるよう努めることとされている教育振興基本計画であり、歴史と伝統にはぐくまれたふるさと京都が持つ様々な力を活かした「京都府ならではの教育」を進めていく指針となるもの
- これからの新しい京都づくりの羅針盤（府政運営の基本）として平成22年12月に策定された「明日の京都」の分野別計画でもあり、目指す将来の京都府社会の実現に資する「人づくり」を担うもの

2 プランの期間

平成23年度から平成32年度までの10年間

重点目標と主要な施策の方向性については、概ね今後5年間で取り組む事項としており、5年程度で計画の中間見直しを行う予定

3 プランの主な構成

○今後10年間を通じた「京都府の教育の基本理念」（第3章）

＊「目指す人間像」

- ・歴史と伝統にはぐくまれた京都の知恵をつなぎ、自然、人、社会とつながる人
- ・積み重ねられた知恵を活用し、新しい価値を創り出して世界に発信する人

＊人づくりの基本となる3つの「はぐくみたい力」

- ・展望する力
- ・つながる力
- ・挑戦する力

*はぐくみたい力を引き出し伸ばすための「包み込まれているという感覚」

○様々な取組を推進していく上で常に持つておくべき3つの「施策推進の視点」(第4章)

- ・社会総がかりで取り組む教育
- ・幼児期から成人までを見通した教育
- ・京都の力を活かした教育

○基本理念を実現するための10の「重点目標」と38の「主要な施策の方向性」(第5章)

*1 京都の未来を創造する人づくりに向けた教育の推進

- 重点目標1 質の高い学力をはぐくむ
- 重点目標2 規範意識や人を思いやり尊重する心など、豊かな人間性をはぐくむ
- 重点目標3 たくましく健やかな身体をはぐくむ
- 重点目標4 一人一人を大切にし、個性や能力を最大限に伸ばす
- 重点目標5 社会の変化に対応し、よりよい社会の構築に貢献できる力をはぐくむ

*2 京都の力を活かして一人一人の学びを支える教育環境づくり

- 重点目標6 学校の教育力の向上を図る
- 重点目標7 安心・安全で充実した教育の環境を整備する
- 重点目標8 すべての教育の出発点である家庭教育を支援する
- 重点目標9 地域社会の力を活かして子どもをはぐくむ環境をつくる
- 重点目標10 生涯学習社会の実現に向けて学習環境を充実させる

4 プランの特徴

- 他府県には見られない府の特性を踏まえ、歴史と伝統にはぐくまれた京都の「知恵」を継承し(つなぎ)、発展させる(創る)人を「目指す人間像」としたこと
- これまで「生きる力」や「知徳体」として表現されていた概念を、3つの「はぐくみたい力」(「展望する力」「つながる力」「挑戦する力」として、より具体的にあらわしたこと
- 子どもの意欲を引き出し高めるためには、子どもが周囲からの温かくも厳しい愛情や信頼、期待などに「包み込まれているという感覚」が大切としたこと
- 取組を推進する上で常に持つておくべき視点のひとつとして、地域のつながりや人材、自然、伝統や文化など、ふるさと京都が持つ様々な力を活かした京都府ならではの教育を進めることが大切としたこと

京都府教育委員会では、こうした「京都府ならではの教育」を通じて、子どもから大人まですべての人々が生涯にわたって力強く歩み続けることができる人づくりを進めていきたいと考えています。

また、プランには、「施策推進の視点」のひとつとして「社会総がかりで取り組む教育」を掲げています。学校はもとより家庭・地域社会・行政が、プランの理念を共有し、その実現に向けて一丸となって取り組んでいけるよう、教育関係者・団体にお知らせしていくほか、保護者や地域の方々など広く府民の皆様の御理解をいただくための工夫を重ねていきます。

平成25年度 学校教育の重点

「学校教育の重点」の策定について

京都府教育委員会では、平成23年1月に京都府の教育の基本理念や今後推進すべき施策の方向性を示した「京都府教育振興プラン～つながり、創る、京の知恵～」(以下、「プラン」)を策定した。

本「プラン」では、平成32年度までの10年間を計画の期間としており、概ね5年間で取り組む事項として10の「重点目標」と38の「主要な施策の方向性」を掲げているところである。

「プラン」策定から三年目を迎える今年度は、これまでの取組を点検し、さらに充実させる年であると捉え、より一層具体的な取組を進めるために、平成25年度に重点的に取り組むべき事項を示すものとして、「平成25年度学校教育の重点」(以下、「重点」)を策定する。

今年度は、新しい学習指導要領が高等学校においても第一学年から年次進行で実施され、すべての校種で新しい学習指導要領による教育が進められる年度となる。

各学校においては、その適切な実施を図るとともに、この「重点」を踏まえ、一人一人を大切にした教育を一層推進し、校種間の緊密な連携及び、家庭・地域社会・関係諸機関等との連携を図るなど、社会総がかりの取組を進める。

また、子どもたちが京都に育つことに誇りをもち、自信と意欲をもって明日の京都づくりに踏み出せるよう、市町(組合)教育委員会との連携・協力のもとに、府内各地の自然・歴史・文化・産業や人材など、ふるさと京都が持つ様々な力を活かした「京都府ならではの教育」を推進する。

重点目標1 質の高い学力をはぐくむ

- ①「京都府学力診断テスト」、「府立高校実力テスト」などを活用した個に応じた指導の充実及び授業改善
- ②「中1振り返り集中学習(ふりスタ)」などを活用した学習におけるつまづきを解消する学習活動や体験的な学習など、基礎・基本の徹底、知識・技能を活用する学習活動の充実
- ③「算数・数学ナビつ〜る」、「京都府立図書館学校支援セット」など、学習支援教材の活用
- ④家庭と連携した、学習習慣の定着に向けた取組の充実
- ⑤「ことばの力」をはぐくみ、思考力・判断力・表現力等を育成する観点から各教科等での言語活動の充実
- ⑥研究者や社会人の専門性を活かした授業の実施

重点目標2 規範意識や人を思いやり尊重する心など、豊かな人間性をはぐくむ

- ①道徳教育の推進体制の充実及び全体計画や年間指導計画、指導方法の工夫改善
- ②「京の子ども 明日へのとびら」をはじめとした効果的な資料の活用や、体験活動を活かした多様な指導による心の教育の充実
- ③学級活動・HR活動や道徳の時間での指導、非行防止教室などの活用及び家庭との連携による規範意識の醸成
- ④「KYO発見 仕事・文化体験活動」「高校生伝統文化事業」などの事業を活用し、京都の伝統や文化を学ぶ機会の充実
- ⑤「古典の日」の法制化を踏まえた、「国民文化祭・京都2011」の取組成果を継承する伝統文化、芸術文化活動の充実

重点目標3 たくましく健やかな身体をはぐくむ

- ①「体力向上推進プロジェクト」に基づく体力・運動能力の向上と小学校における「京の子ども元気なからだスタンダード」の活用
- ②地域の指導者等の連携協力による体育及び運動部活動の充実
- ③ジュニア選手の発掘・育成を核とした一貫指導体制の確立と普及による競技力の向上
- ④学校保健委員会の充実及び活性化
- ⑤教職員の共通理解のもと、食に関する指導計画に基づく教科横断的な指導の充実

重点目標 4 一人一人を大切に、個性や能力を最大限に伸ばす

- ①地域の自然、人材、組織、機関などの資源の積極的な活用
- ②へき地、小規模校及び複式形態の特性を活かした教育活動の推進
- ③府作成の人権関係資料を活用するなど人権教育を推進していくための認識の深化と指導力の向上
- ④校内委員会や特別支援教育コーディネーター等の校内組織を充実し、各特別支援学校の地域支援センターなどを活用して、発達障害等を含む特別な支援を必要とする子どもを支援
- ⑤「もうすぐ1年生」体験入学推進事業を活用するなど、幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続
- ⑥キャリア教育を年間指導計画に位置付けての積極的な推進
- ⑦「京都府子どもの読書活動推進計画（第二次推進計画）」を踏まえ、家庭、地域の人材、公共図書館などと協力した読書活動の取組を具体化

重点目標 5 社会の変化に対応し、よりよい社会の構築に貢献できる力をはぐくむ

- ①校種間や家庭、地域社会、関係諸機関と連携した環境教育の推進
- ②情報通信ネットワークやコンピュータなどの情報手段を活用する能力の育成及び情報に関するルール・マナーの徹底
- ③交流体験などによる異文化を理解・尊重する資質や能力の育成
- ④京都にある最先端の資源（人的・物的）を活用した将来のスペシャリストの積極的な育成
- ⑤ボランティア活動や集団活動などを通じた社会に貢献する心やリーダーシップの育成
- ⑥社会や経済の仕組みを理解し、積極的に社会とかかわる資質と能力を有する人材の育成

重点目標 6 学校の教育力の向上を図る

- ①「子どものための京都式少人数教育」や弾力的な講座編成を活かした、児童生徒一人一人に応じたきめ細かな学習指導方法の工夫改善
- ②「スクールカウンセラー」、「心の居場所サポーター」などと連携した教育相談の充実
- ③いじめ・暴力行為・不登校の未然防止や早期発見・早期対応
- ④「スクールサポーター」の積極的活用や生徒指導体制の充実
- ⑤教員相互の連携・協働を進める方法を工夫し、教員が一人一人の子どもに向き合う時間の一層の確保
- ⑥体罰の根絶に向けた教職員の意識改革と指導方法の改善
- ⑦児童生徒の実態把握と分析を進め、課題の解決に向けた校内研修の充実
- ⑧体験入学や交流活動など、校種を越えた取組の推進
- ⑨学校から家庭や地域社会への積極的な情報発信及び学校関係者評価の充実
- ⑩保護者や地域住民の参画による学校運営の充実に向けた取組の推進

重点目標 7 安心・安全で充実した教育の環境を整備する

- ①「いのちを守る『知恵』をはぐくむために ～学校における安全教育の手引き～ 東日本大震災の教訓を踏まえて」を活用した安全教育の計画的な実施
- ②危機対応能力（自ら判断し、自ら行動する力）の育成
- ③ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた、安心・安全に学習できる教育環境づくりの推進
- ④学校図書館の教育的機能の充実と積極的な活用
- ⑤家庭の経済的な理由で子どもの学習機会がそこなわれることのないよう、就・修学制度の周知・徹底

重点目標 8 すべての教育の出発点である家庭教育を支援する

- ①子どもの生活習慣の確立や豊かな心の育成のための親の学習活動への理解と協力
- ②就学前の子どもを持つ親の学校理解を深め、信頼関係を築く「親のための応援塾」の充実に向けたPTAとの協力体制の確立
- ③児童虐待を防止するための、「児童虐待早期発見のための気付きチェックリスト」の活用や関係機関との連携についての教職員研修の充実

重点目標 9 地域社会の力を活かして子どもをはぐくむ環境をつくる

- ①地域の人材を活かした体験活動や学習活動を、障害のある子どもと障害のない子どもと共に行う「京のまなび教室」への理解と協力
- ②「学校支援地域本部」など学校における学習活動、安全確保、環境整備等で活躍する地域ボランティアとの連携協力
- ③子どもの読書に対する興味や関心を高めるための、ホームページ「京の読書ワールド」の活用や地域の読書ボランティアとの連携協力
- ④子どもの健全育成に向けた学校・家庭・地域社会・関係諸機関のネットワークの充実
- ⑤PTAをはじめ様々な団体と連携したいじめ・非行防止キャンペーンを実施するなど、地域全体で子どもをはぐくむ取組の推進

重点目標 10 生涯学習社会の実現に向けて学習環境を充実させる

- ①府立学校の特色を活かした体験活動の充実
- ②府立学校を拠点としたクラブを含む総合型地域スポーツクラブとの連携強化とそれらをコーディネートできるスポーツ指導者の育成・活用の推進
- ③子どもから大人まで生涯にわたってスポーツに親しむための学校体育施設の開放や地域スポーツ指導者との連携によるスポーツ指導の充実
- ④子どもたちの体験活動・学習活動を充実させるための府立の図書館、少年自然の家、郷土資料館及び市町（組合）立の社会教育、生涯学習関連施設等の積極的な活用

平成25年度
社会教育を推進するために

平成25年度「社会教育を推進するために」の策定について

京都府教育委員会では、新たな時代に対応する、京都府の教育の方向性を示す指針として「京都府教育振興プラン～つながり、創る、京の知恵～」を平成23年1月に策定し、京都府ならではの教育を通じて、子どもから大人までのすべての人々が、生涯にわたって力強く歩み続けることができる人づくりを進めることとしています。

この「京都府教育振興プラン」を踏まえ、自己実現に向けた主体的な学習活動や、社会総がかりで子どもをはぐくむ教育の推進などを、京都府の社会教育の方向性としてとりまとめ、目標や年度毎の具体的対応などを社会教育関係者や学校教育関係者等に示すものとして平成25年度「社会教育を推進するために」を策定しました。

ここでは、府の広域的、先導的、モデル的な役割や施策を中心に明記していますが、学校教育と社会教育の連携・融合の視点を大切にしながら、市町（組合）教育委員会や関係機関・団体との連携・協力の下に、生涯学習社会の実現に向けた京都府の社会教育の推進に努めます。

生涯学習の振興

【目 標】府民が心豊かで充実した生活を営むためには、いつでもどこでも多様な方法で生涯にわたる学習活動を主体的に行い、その成果を適切に活かすことができる生涯学習社会を実現することが大切です。

そのため、地域の特性を活かした多様な学習機会の提供や、指導者の養成を図るとともに、文化・スポーツ活動に親しむ環境の充実や、国際理解、環境、情報、防災などの現代的課題に関する学習活動の支援に努めます。

また、府民の生涯にわたる学習機会の充実や地域社会の形成を図る上で重要な役割を担う社会教育関係団体に対しては、主体的な活動ができるよう、求めに応じて専門的な指導と助言を行うなど、連携・協力を努めます。

さらに、府民の意見を踏まえながら、府立の図書館・少年自然の家・郷土資料館などの社会教育施設の機能の充実を図るとともに、市町村などが所管する生涯学習・社会教育関連施設との積極的な連携に努めます。

【具体的対応】

- ① 社会教育と学校教育の連携による生涯の各時期に応じた学習機会の充実
- ② 生涯学習・社会教育における指導者の養成と学習の成果を活かす場や機会の充実
- ③ 多様な学習ニーズに対応するため、他の行政機関、NPOなど民間の教育活動も視野に入れた生涯学習推進体制の充実
- ④ 国際理解、環境問題、情報モラル・リテラシー、男女共同参画の推進、防災などの現代的課題に関する学習活動の充実
- ⑤ 府民の学習ニーズに対応する視聴覚ライブラリーの整備・充実
- ⑥ 生涯学習の充実に向け重要な役割を担う社会教育関係団体に対する求めに応じた適切な指導・助言と情報提供

- ⑦ 府立図書館を中核とした京都府図書館総合目録ネットワークの活用と関係職員の研修の充実
- ⑧ 体験活動プログラム集を作成するなど、府立少年自然の家の機能を活かしたボランティア活動や自然体験活動などの充実と活用の促進
- ⑨ 「国民文化祭・京都2011」の取組成果を継承するとともに、「古典の日」の法制化を踏まえ、地域の特徴を活かした伝統文化、芸術文化活動の充実
- ⑩ 「文化財保護法」及び「京都府文化財保護条例」の趣旨に沿った文化財の保護及び調査・指定・登録の推進
- ⑪ 府民の文化財や郷土を愛する心を育てるための府立郷土資料館を中心とした文化財の活用の推進
- ⑫ 子どもから大人まで生涯にわたってスポーツに親しむための学校体育施設の開放や地域指導者によるスポーツ指導の充実
- ⑬ 「京都府スポーツ振興計画」に基づく総合型地域スポーツクラブの創設・育成と活動の充実

家庭の教育力向上

【目 標】 家庭はすべての教育の出発点であり、基本的な生活習慣、豊かな心や他人に対する思いやりをはぐくむ上で重要な役割を担っています。また、子どもが「展望する力」・「つながる力」・「挑戦する力」など様々な力をはぐくみ発揮していくためには、見守られ、信頼され、期待されているなどの「包み込まれているという感覚」を実感できることが大切であり、家庭はその基礎を築く場としても重要です。

それらの家庭の教育力を高めるため、学校、地域社会並びに関係部局と連携しながら、親に対する学習活動の支援やサポート体制の充実に努めます。

【具体的対応】

- ① 生命を大切にする心、相手を思いやる心など豊かな心をはぐくむ家庭の教育力を高めるための学習機会の充実
- ② 子どもの食習慣をはじめとする基本的な生活習慣の確立や規範意識を向上させるための取組の推進
- ③ 電話教育相談、メール教育相談、来所・巡回教育相談など教育相談事業の充実
- ④ 就学前の子どもを持つ親の子育ての悩みや不安をやわらげ、親同士のつながりを促進する「親のための応援塾」など身近な場での交流や相談活動などサポート体制の充実
- ⑤ 「京都府子どもの読書活動推進計画（第二次推進計画）」を踏まえた、子ども読書本のしおりコンテストをはじめとする、学校・家庭との連携による読書習慣の確立に向けた取組の推進
- ⑥ 親の学校教育に関する理解の促進や学校の情報発信の充実など、家庭と学校の連携・協働の推進
- ⑦ 親のPTA活動などへの積極的な参加促進とPTA活動の充実に向けた支援の充実
- ⑧ 子育てにおける悩みや不安にきめ細やかな対応をするための、福祉部局等関係機関やNPO・企業の参画による支援体制の構築と、指導者の養成と活動の支援

地域社会の教育力向上

【目 標】 地域社会は、地域の人々が互いに思いやり、共に助け合いながらつながりを持つ場であるとともに、子どもが身近な人々から、温かくて厳しい愛情や信頼、期待などを実感し、様々な経験を通して安心や自信、誇りや責任感をはぐくむ大切な場でもあります。

そのため、大人の地域社会における学習力や教育力を高め、地域の課題を解決するとともに、地域の絆を強める取組を推進します。

また、そうした活動を、学校・家庭と連携しながら、地域全体で子どもを健やかにはぐくむ取組にも活かせるよう支援に努めます。

【具体的対応】

- ① 地域の人々の絆を強め、地域づくりを進めるための取組の推進
- ② 多様な生涯学習の成果を活かせる場や機会の提供など、地域の教育力向上に向けた取組の推進
- ③ 自然、伝統、文化をはじめとする地域の特色や子どもの発達段階を踏まえた体験活動の充実
- ④ 様々な人々との交流を通して、協調しあうことや人の役に立つことの大切さを実感できるボランティア活動等体験活動の充実
- ⑤ 読書ボランティア活動を支援するための「京の読書ワールド」を活用した情報発信による子どもの読書活動の推進
- ⑥ 子どもの健全育成に向けた学校、家庭、地域社会及び関係諸機関、団体とのネットワークの充実
- ⑦ PTAをはじめ様々な団体と連携した「いじめ・非行防止キャンペーン」を実施するなど、地域全体で子どもをはぐくむ取組の推進
- ⑧ 地域の教育力を活かした体験活動や学習活動を、障害のある子どもと障害のない子どもが共に行う「京のまなび教室」の充実
- ⑨ 地域住民のボランティア活動により学習活動、安全確保、環境整備等を支援する「学校支援地域本部」の充実
- ⑩ 「京のまなび教室」、「学校支援地域本部」などのこれまでの成果を踏まえた、学校と地域社会の双方に効果が広がるシステム「結（ゆい）」づくりの推進

人権教育の推進

【目 標】 人権という普遍的文化の構築を目標とした「新京都府人権教育・啓発推進計画」を踏まえ、自己実現とすべての人の尊厳と人権が尊重される共生社会の実現に向けた取組を推進します。そのため、生涯にわたり、あらゆる場や機会を通じて、人権尊重の理念や、同和問題など様々な人権問題についての正しい理解と認識を深めるとともに、実践につながる自発的な学習活動の促進に努めます。

【具体的対応】

- ① 生涯学習の視点に立って、生命の尊さ、個性の尊重、他人との共生など人権尊重の理念といった普遍的な視点や、同和問題、女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人、患者等などといった個別的な視点の、2つの視点からのアプローチによる学習機会の充実
- ② 学校、家庭、地域社会、職域など身近な生活の場における、あらゆる人権問題の解決に向けた学習活動の促進と、人権尊重を日常生活の習慣として身に付け実践できる態度をはぐくむことができる取組の推進
- ③ いじめや虐待などの問題解決に向けた、学校、家庭、地域社会が連携した取組を推進するための学習機会の充実
- ④ 聴覚障害者並びに視覚障害者社会教育指導者等研修会を通じた障害のある人の自立と社会参加の促進や、女性、高齢者などそれぞれの立場の人々の自己実現に向けた学習活動の支援
- ⑤ 様々な人々との交流による人権尊重の心を培う機会としての、青少年を対象とするボランティア活動や自然体験活動など、多様な体験活動の一層の充実
- ⑥ 地域の実情を踏まえた学習教材の充実と、「人権学習資料（社会教育編）」や視聴覚資料などを効果的に活用した参加型学習の学習内容や方法の工夫改善
- ⑦ あらゆる人権問題の解決に向けた学習活動の活性化を図るための、社会教育関係職員及び社会教育関係団体指導者の資質の向上に向けた研修の充実
- ⑧ 「新京都府人権教育・啓発推進計画に関する府民調査（平成23年）」の結果を参考にした研修内容の検討
- ⑨ 府内各地域での学習活動を効果的に推進するための、学校、家庭、地域社会及び関係諸機関、団体などと連携した総合的な取組の促進
- ⑩ 府民の学習ニーズに対応する視聴覚ライブラリーの整備・充実

資料 平成24年教育ニュース

平成24年度 教育庁の10大ニュース

	項 目
1	<p>～府立高校の星～ 府立高等学校出身者等がオリンピックで大活躍</p> <p>海堀あゆみ選手（乙訓高校出身）が女子サッカーで銀メダル、佐野優子選手（北嵯峨高校出身）がバレーボールで銅メダル、池端花奈選手（乙訓高校教諭）がフェンシングで団体7位、個人8位入賞等。</p>
2	<p>～新しい高校のスタイルを京都から提案～ 様々な学習ニーズに対応する「京都フレックス学園」建設計画開始</p> <p>平成27年度に京都市北区に開校する予定。多様な生徒のニーズに応える教育活動を実現できる新しいタイプの高校の建設計画を開始。（8/7）</p>
3	<p>～脱・少年非行件数ワースト1～ 公安委員会・京都市教委・府教委が非行防止に向けて共同宣言</p> <p>警察官を講師とする非行防止教室を全公立小中学校で開くなど、府内における子供たちの健全育成に尽力する共同宣言を採択。（9/6）</p>
4	<p>～世界にはばたく府立高校生～ 高校生グローバルチャレンジ500事業をスタート</p> <p>府立高校生に、海外留学の経費の一部を支援するもの。グローバルに活躍できる人材を育成する。（7/27～）</p>
5	<p>～府立高校が新たなステージへ～ より魅力ある多様な教育に対応する府立高校の在り方について検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様なニーズに対応した農業教育の在り方について「産業教育審議会農業専門部会」で検討開始。（7/18） ・各府立高校の特色化を図る施策や府立高校全体のレベルアップ策などの「府立高校特色化推進プラン」の検討開始。（8/7） ・京都市・乙訓地域公立高校の新しい教育制度（案）・入学者選抜制度（案）を作成し意見を募集。（11/9～）
6	<p>～深まる「絆」・未来への希望～ さらにつながる福島県と京都府</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福島県に「スクールカウンセラー」派遣。（9/3） ・福島県の職業学科高校生と府立高校生とが協働して商品開発等つながりを深める。 ・「ふくしまっ子応援 京・体験プロジェクト」で被災地の児童を招き、京都ならではの体験事業を実施。（7/31） ・防災キャンプの実施（9/15）
7	<p>～育て！未来のノーベル学者～ 京都大学との連携事業促進</p> <p>子どもたちの学習意欲を高めるため、科学などに興味・関心を持つような体験授業や教員研修を京都大学と連携して進めている。 七夕出前授業（7/2～）金環日食出前授業（5/10～）やips細胞についての講演（10/26）等開催。</p>
8	<p>～責任ある教育行政を推進～ 畑正高教育委員長就任</p> <p>京都府教育委員長に畑正高委員長が就任。（7/31）</p>
9	<p>～新しい学びの場で中高一貫教育実践～ 府立園部高等学校附属中学校の教育棟完成</p> <p>平成23年7月から建設工事が行われていた府立園部高等学校附属中学校の教育棟が完成。（1/26）</p>
10	<p>～第1回全国中等学校優勝野球大会優勝の歴史～ 府立鳥羽高等学校硬式野球部が甲子園に出場</p> <p>府立鳥羽高等学校が第84回選抜高等学校野球大会に出場。府立高校では11年ぶり。（3/26）</p>

教育統計データ

(1) 就学前施設就園(所)状況・幼稚園数				
平成24年5月1日現在				
区分	京都市を除く地域	京都市	合計	
就園就所率	99.3	98.4	98.8	
計	10,450	10,300	20,750	
幼稚園修了	5,195	4,930	10,125	
保育所修了	5,185	5,201	10,386	
その他	70	169	239	
幼稚園数	公	50	17	67
	国	-	1	1
	私	56	105	161
(単位：%、人、園)				

(2) 公立小学校 地域別・学年別児童数

地域名		乙訓	山城	南丹	中丹	丹後	京都市を除く地域計	京都市	計
区分									
学校数(分校)		18	76(2)	40	55	49	238(2)	173(3)	411(5)
学級数		331	1,247	398	576	369	2,921	2,564	5,485
児童数	1学年	1,429	5,278	1,167	1,808	804	10,486	10,300	20,786
	2学年	1,399	5,287	1,154	1,831	845	10,516	10,447	20,963
	3学年	1,414	5,431	1,226	1,863	876	10,810	10,616	21,426
	4学年	1,424	5,488	1,255	1,870	924	10,961	10,833	21,794
	5学年	1,445	5,644	1,334	1,988	915	11,326	11,072	22,398
	6学年	1,453	5,566	1,336	2,008	1,097	11,460	11,337	22,797
	計	8,564	32,694	7,472	11,368	5,461	65,559	64,605	130,164

(注) ()内は分校で外数である。

(3) 公立中学校 地域別・学年別生徒数

地域名		乙訓	山城	南丹	中丹	丹後	京都市を除く地域計	京都市	府立	計
区分										
学校数(分校)		8	35	15	22	18	98	75(1)	2	175(1)
学級数		128	488	158	222	138	1,134	1,117	9	2,260
生徒数	1学年	1,318	4,966	1,292	1,933	1,061	10,570	10,323	120	21,013
	2学年	1,292	5,133	1,395	1,976	1,100	10,896	10,447	119	21,462
	3学年	1,266	4,862	1,373	1,947	1,036	10,484	10,183	120	20,787
	計	3,876	14,961	4,060	5,856	3,197	31,950	30,953	359	63,262

(注) ()内は分校で外数である。

(4) 公立高等学校 府立市立別・学科別・学年別・男女別生徒数

平成 24 年 5 月 1 日現在

(全日制)

区 分		1 学年			2 学年			3 学年			計			
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
府 立	普通科	4,631	5,067	9,698	4,452	4,885	9,337	4,507	5,105	9,612	13,590	15,057	28,647	
	専 門 学 科	農 業 に 関 す る 学 科	222	153	375	166	134	300	165	160	325	553	447	1,000
		水 産 に 関 す る 学 科	82	9	91	71	21	92	69	21	90	222	51	273
		工 業 に 関 す る 学 科	300	67	367	309	42	351	265	64	329	874	173	1,047
		商 業 に 関 す る 学 科	130	213	343	141	189	330	117	215	332	388	617	1,005
		情 報 に 関 す る 学 科	58	22	80	51	16	67	60	11	71	169	49	218
		家 庭 に 関 す る 学 科	-	23	23	-	10	10	-	15	15	-	48	48
		福 祉 に 関 す る 学 科	9	21	30	6	21	27	3	21	24	18	63	81
		体 育 に 関 す る 学 科	27	15	42	16	24	40	22	20	42	65	59	124
		そ の 他 の 学 科	352	339	691	348	308	656	345	295	640	1,045	942	1,987
	総合学科	153	147	300	150	121	271	136	149	285	439	417	856	
計	5,964	6,076	12,040	5,710	5,771	11,481	5,689	6,076	11,765	17,363	17,923	35,286		
京 都 市 立	普通科	405	530	935	400	528	928	452	550	1,002	1,257	1,608	2,865	
	学 専 科 門	工 業 に 関 す る 学 科	334	27	361	302	34	336	283	25	308	919	86	1,005
		そ の 他 の 学 科	292	381	673	309	353	662	284	381	665	885	1,115	2,000
	計	1,031	938	1,969	1,011	915	1,926	1,019	956	1,975	3,061	2,809	5,870	
合 計	6,995	7,014	14,009	6,721	6,686	13,407	6,708	7,032	13,740	20,424	20,732	41,156		

平成 24 年 5 月 1 日現在

(定時制)

区 分	1 学年			2 学年			3 学年			4 学年			計				
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計		
府 立	普通科		202	103	305	128	86	214	131	103	234	146	88	234	607	380	987
	専 門 学 科	農 業 に 関 す る 学 科	24	1	25	14	2	16	26	-	26	19	-	19	83	3	86
		商 業 に 関 す る 学 科	12	10	22	10	4	14	17	9	26	10	10	20	49	33	82
		家 庭 に 関 す る 学 科	1	14	15	-	13	13	-	12	12	-	10	10	1	49	50
	計		239	128	367	152	105	257	174	124	298	175	108	283	740	465	1,205
京 都 市 立	普通科		24	26	50	25	20	45	22	18	40	8	6	14	79	70	149
	専 門 学 科	工 業 に 関 す る 学 科	42	7	49	42	3	45	47	3	50	18	-	18	149	13	162
		計		66	33	99	67	23	90	69	21	90	26	6	32	228	83
合 計		305	161	466	219	128	347	243	145	388	201	114	315	968	548	1,516	

(通信制)

区 分	男	女	計
府 立	515	557	1,072

(5) 公立特別支援学校 児童生徒数

平成 24 年 5 月 1 日現在

学 年 学校数 区 分	幼 稚 部	小 学 部								中 学 部				高 等 部							合 計
		1 学 年	2 学 年	3 学 年	4 学 年	5 学 年	6 学 年	計	1 学 年	2 学 年	3 学 年	計	本 科			専 攻 科					
													1 学 年	2 学 年	3 学 年	1 学 年	2 学 年	3 学 年	研 究 部		
																				計	
府立 (11)	30	81	73	69	77	78	87	465	108	117	127	352	201	198	193	9	3	5	1	610	1,457
京都市立	7	26	39	45	51	50	45	256	56	61	65	182	211	206	187	-	-	-	-	604	1,042
合計 (18)	30	107	112	114	128	128	132	721	164	178	192	534	412	404	380	9	3	5	1	1214	2,499

※ () 内は分校で外数である。

(6) 公立小学校職名別教職員数				
平成24年5月1日現在				
区分	地域名	京都市を除く地域	京都市	合計
府費支弁教職員	校長	236	166	402
	教頭	236	170	406
	主幹教諭	12	12	24
	指導教諭	15	12	27
	教諭	3,248	2,879	6,127
	養護教諭	211	164	375
	栄養教諭	56	59	115
	講師	529	397	926
	小計	4,543	3,859	8,402
	事務職員	251	191	442
	学校栄養職員	8	1	9
	計	4,802	4,051	8,853
	市町村費支弁教職員	事務職員	1	-
学校栄養職員		25	-	25
教員		16	-	16
養護職員		2	16	18
その他		254	678	932
計		298	694	992
合計	5,100	4,745	9,845	
(単位：人)				

(7) 公立中学校職名別教職員数				
平成24年5月1日現在				
区分	地域名	京都市を除く地域	京都市	合計
府費支弁教職員	校長	97	71	168
	副校長	3	1	4
	教頭	98	75	173
	主幹教諭	19	10	29
	指導教諭	9	13	22
	教諭	1,917	1,715	3,632
	養護教諭	99	77	176
	栄養教諭	5	-	5
	講師	311	227	538
	小計	2,558	2,189	4,747
	事務職員	127	82	209
	学校栄養職員	3	-	3
	計	2,688	2,271	4,959
市町村費支弁教職員	事務職員	-	1	1
	学校栄養職員	-	-	-
	教員	14	-	14
	養護職員	7	4	11
	その他	82	77	159
	計	103	82	185
合計	2,791	2,353	5,144	
(単位：人)				

(8) 公立高等学校・特別支援学校職名別教職員数								平成24年5月1日現在	
区分	府立高等学校				特別支援学校				
	全日制	定時制	通信制	計	府立	市立	計		
府費 支弁 教職員	校長	46	-	-	46	11	7	18	
	副校長	-	4	-	4	1	-	1	
	教頭	59	6	2	67	15	11	26	
	主幹教諭	6	-	-	6	1	-	1	
	指導教諭	12	-	-	12	3	3	6	
	教諭	2,213	127	28	2,368	880	406	1,286	
	養護教諭	60	8	2	70	22	12	34	
	栄養教諭	-	-	-	-	12	3	15	
	講師	238	21	4	263	185	196	381	
	計	2,634	166	36	2,836	1,130	638	1,768	
	事務職員	235	11	5	251	64	24	88	
	寄宿舎 指導員	-	-	-	-	97	-	97	
	学校栄養 職員	-	-	-	-	-	1	1	
	学校図書館 司書	54	4	-	58	-	-	-	
	技術職員	17	-	-	17	-	-	-	
	実習助手	129	6	1	136	35	-	35	
	その他の 職員	103	10	-	113	97	8	105	
	計	538	31	6	575	293	33	326	
	合計	3,172	197	42	3,411	1,423	671	2,094	

(単位：人)

(9) 公立高等学校卒業生の学科別進路状況								平成24年3月卒		
区分	卒業者 総数	① 進学者	② 専修学校 等入学者	就職者	一時的な 仕事に就 いた者	左記以外 の者	死亡・ 不詳	再掲		
								①のうち 就職者	②のうち 就職者	
合計	(100.0) 13,243	(60.1) 7,956	(22.1) 2,929	(10.7) 1,414	(1.9) 245	(5.3) 699	(0.0) -	(0.0) 1	(0.0) 2	
全 日 制	普通	(100.0) 9,912	(64.9) 6,434	(22.1) 2,187	(6.2) 615	(1.4) 135	(5.5) 541	(0.0) -	(0.0) 1	(0.0) 2
	農業	(100.0) 316	(31.3) 99	(27.8) 88	(32.9) 104	(1.9) 6	(6.0) 19	(0.0) -	(0.0) -	(0.0) -
	工業	(100.0) 616	(23.1) 142	(15.3) 94	(59.6) 367	(1.3) 8	(0.8) 5	(0.0) -	(0.0) -	(0.0) -
	商業	(100.0) 327	(41.3) 135	(31.5) 103	(24.2) 79	(0.9) 3	(2.1) 7	(0.0) -	(0.0) -	(0.0) -
	水産	(100.0) 95	(23.2) 22	(33.7) 32	(38.9) 37	(0.0) -	(4.2) 4	(0.0) -	(0.0) -	(0.0) -
	家庭	(100.0) 16	(12.5) 2	(18.8) 3	(62.5) 10	(0.0) -	(6.3) 1	(0.0) -	(0.0) -	(0.0) -
	情報	(100.0) 69	(53.6) 37	(36.2) 25	(7.2) 5	(1.4) 1	(1.4) 1	(0.0) -	(0.0) -	(0.0) -
	福祉	(100.0) 29	(27.6) 8	(31.0) 9	(31.0) 9	(6.9) 2	(3.4) 1	(0.0) -	(0.0) -	(0.0) -
	総合学科	(100.0) 280	(36.1) 101	(38.6) 108	(19.3) 54	(0.4) 1	(5.7) 16	(0.0) -	(0.0) -	(0.0) -
	その他	(100.0) 1,268	(74.2) 941	(18.6) 236	(0.6) 8	(0.5) 6	(6.1) 77	(0.0) -	(0.0) -	(0.0) -
	計	(100.0) 12,928	(61.3) 7,921	(22.3) 2,885	(10.0) 1,288	(1.3) 162	(5.2) 672	(0.0) -	(0.0) 1	(0.0) 2
	定時制	(100.0) 315	(11.1) 35	(14.0) 44	(40.0) 126	(26.3) 83	(8.6) 27	(0.0) -	(0.0) -	(0.0) -

下段は実人数、上段()内は%である。